美郷町文化財保存活用地域計画

令和6年(2024)6月 島根県美郷町 美郷町教育委員会

目 次

序章		1
第1節	計画作成の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	計画作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	計画作成の目的と期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	広域的及び国際(地球)的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • 7
第2節	計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	上位計画・関連計画等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第1章	美郷町の概要	15
第1節	位置及び交通条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第2節	自然環境·····	17
1	地形	17
2	地質	19
3	気候	20
4	動植物	24
第3節	社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1	人口	28
2	産業	30
3	入込観光客数と主要観光資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	文化財の保存・活用に関係する公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5	地域・地区区分と概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第4節	歴史環境	38
1	美郷町の歴史概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2	美郷町の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第2章	美郷町の文化財の概要	47
第1節	美郷町の文化財調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
1	文化財の把握調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
2	これまでの文化財の詳細調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
第2節	美郷町の文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
1	指定等文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2	未指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
3	関連する制度(日本遺産)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75

第3章	美郷町の歴史文化の特性76
第1節	美郷町の歴史文化の基軸と特性・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第2節	美郷町の歴史文化の特性(内容)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
1	「交流」が培った美郷の歴史文化・・・・・・・・・・・・・77
2	「川」と共生してきた美郷の歴史文化・・・・・・・・・・・80
3	「山」と共生してきた美郷の歴史文化・・・・・・・・・・・・81
4	「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化・・・・・・・・・・82
第4章	文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針89
第 1 節	
1	目指す目標・・・・・・・・・・・・・89
2	文化財の保存・活用の方向性・・・・・・・・・・・・・90
第2節	美郷町の文化財の保存・活用の課題91
1	「方向性 1 文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する \cdots 91
	課題
2	「方向性2 個々の文化財を守り活かす」に関する課題・・・・・・・93
3	「方向性3 文化財を災害等から守る」に関する課題・・・・・・・・・96
4	「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」・・・・・97
	に関する課題
5	「方向性 5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する課題・・・・・99
第3節	文化財の保存・活用の方針
1	文化財の把握・調査の充実・・・・・・・101
2	分野別の文化財の保存・活用の充実101
3	文化財の防災・防犯の強化・・・・・・・103
4	文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化・・・・・・・104
5	文化財の保存・活用の推進体制づくり・・・・・・・・・・・104
	文化財の保存・活用の措置106
	「方向性 1 文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置・108
	「方向性 2 個々の文化財を守り活かす」に関する措置···········110
	「方向性3 文化財を災害等から守る」に関する措置···········113
第4節	「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」・・・・・115
	に関する措置
第5節	「方向性5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する措置 ・・・・ 116

第6章	関連文化財群と文化財保存活用区域11	
第1節	美郷町における関連文化財群・・・・・・・・・・・・・・・・・11	17
1	美郷町における関連文化財群の考え方・・・・・・・・・・・11	17
2	関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の展開・・・・・・12	
第2節	美郷町における文化財保存活用区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	27
1	美郷町における文化財保存活用区域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」・・・13	31
	の展開	
第7章	文化財の保存・活用の推進体制13	
第1節	2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1	措置の取組主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	
2	町外(内外)の関係機関等・・・・・・・・・・・・・・・・13	
第2節	地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制・・・・・・・・・・・・・・・13	38
第3節	計画の進行管理と体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	1 0
資料編	14	
資料 1	計画作成の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
資料 2	計画作成の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	14

序章

第1節 計画作成の目的と役割

1 計画作成の背景

■江の川の舟運と石見銀山街道に代表される交流の遺産、そして山間の多彩な文化財※1

美郷町は、島根県のほぼ中央に位置し、中国地方において最大の河川である江の川が貫流する山間のまちである。この江の川は山地を貫いて流れる希有な河川(先行河川)で、かつては舟運による陰陽の大動脈となり、本町は江の川舟運の中継地(浜原)として栄え、各所に川舟の係留地(港)があった。

また、江戸時代には、日本最大の銀山で あった「石見銀山」で採掘された銀の輸送 路「石見銀山街道」が通り、江の川舟運と の唯一の結節点でもあった。



銀山街道の半駄ヶ峡(はんだががい)付近から見た江の川(浜原ダム付近)

これら舟運と石見銀山は、現代につながる本町の歴史的環境やその背景となっている。 こうした環境の中で、石見銀山街道や江の川沿いの町場、山間の集落には、民家や商家、 寺社の伝統的建造物がその周辺環境(景観)と一体となって存在し、街道の道標などの石

また、川の恵みであるアユ、ウナギ等の漁や様々な料理が引き継がれ、山くじら(イノシシ)やお茶といった山の産物にも恵まれ、多彩な食文化が地域に息づいている。加えて、山城跡やたたら跡等の遺跡、滝や渓流等の名勝地、スギやイチョウ、サクラ等の巨木、シャクナゲの自生地などもあり、石見神楽(令和元年度に日本遺産認定)、花田植、シャギリ等の民俗芸能も受け継がれている。

まさに、川(江の川)と山と交流(街道・舟運)が培った歴史文化といえる。

造物、絵馬・仏像・古文書等の美術工芸品も多数残されている。

以上のような文化財や周辺環境は、郷土への誇りや愛着を醸成し、心に残る風景(原風景)を形づくる重要な役割を担うとともに、学校教育・社会教育、観光や地域の活性化における拠り所となっている。

■文化財を取り巻く厳しい状況

一方で、本町においても、過疎化・少子高齢化が進み、伝統行事の担い手の不足、空き 家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失、耕作放棄地の増加、集落や田園景観の変 容など、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。

※1 文化財

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書 平成19年10月)。

とりわけ、未指定文化財は、部分的に把握しているものの、価値や詳細な内容が把握できていないものが大多数である。また、把握できていない未指定文化財は膨大な数にのぼると考えられ、継承が難しくなっているもの、劣化・滅失が懸念されるもの、存在が忘れられそうなものが多数あると推定される。

さらに、本町の厳しい財政状況の中で、国の様々な補助制度の活用による事業費の確保 や事業の選択と集中を考えていくことが重要となっており、文化財の保存・活用について も効果的で効率的な取組が求められる。

■文化財保護法の改正と美郷町における文化財保存活用地域計画作成の必要性

平成30年(2018)6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成31年(2019)4月1日に施行された。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」、「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定された。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る。」(文化財保護法改正の概要:文化庁平成30年7月)とされている。

この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な 内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラ ン兼アクションプランである。また、地域に所在する未指定文化財を把握するための調査 に関する事項を明記するとともに、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総 合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。

本町としても、文化財行政を効果的・効率的に進めるためには、文化財保存活用地域計画を作成する意義は大きい。

なお、本計画に関しては、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用 地域計画の策定等に関する指針(最終変更 令和5年3月 文化庁)」(以下「地域計画指 針」という。)が示されており、これに準拠する。

■美郷町のまちづくりと文化財行政の一体化

本町のまちづくりの理念は、最上位計画である「美郷町第2次長期総合計画(後期基本計画)」において「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」とし、将来像を「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」としている。

こうした理念と将来像のもとに、文化財行政も位置づけており、まちづくりの視点を持ち、庁内連携を図りながら取り組んでいく。

また、「協働」や「みんな」は、文化財保護法の改正の趣旨にある「地域社会総がかり」での文化財の保存・活用と共通するものであり、これらも考慮して「美郷町文化財保存活用地域計画」)(以下「本計画」という。)を作成する。

2 計画作成の目的と期待される効果

(1)計画作成の目的

美郷町の文化財行政を効果的・効率的に進めるため、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとして本計画を作成する。

この中では、本町の文化財の概要や特性、課題などを整理した上で、文化財の保存・活用の基本理念や方針、文化財の調査や保存・活用の措置及び推進体制などを明らかにする。

また、本計画を推進することで、住民の文化財への関心や理解を高め、郷土への愛着や誇りの醸成につなげるとともに、文化財の保存・活用への協力・参加、文化財を活かしたまちづくりを促進する。加えて、文化財行政とそれ以外の施策・事業を連携させつつ、文化財を含めた情報発信や交流活動等を進めることで、広く本町への関心を高め、訪れたくなるまち、更には住んでみたくなるまちに資することを目指す。

(2)計画による効果

美郷町として本計画を作成し、地域ぐるみで取り組むことにより、次のような効果があると考える。

- ○本町のまちづくりにおける文化財行政の位置づけ、内容が明確となり、関係する部署や 事業等との連携のもとに、措置を継続性・一貫性を持って計画的に推進できる。
- ○本町における文化財行政の方向性や措置などを広く周知することで、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことができる。
- ○未指定文化財を含めた多様な文化財を、持続的かつ総合的に調査・把握し、それらの保存・活用を進めることができる。
- ○住民等にとっては、所有する未指定文化財、地域で行われている未指定の民俗芸能等に も光が当てられ、それらの保存(継承)・活用及び文化財を活かしたまちづくりの可能性 が広がる。
- ○文化財行政とまちづくりや観光などの行政分野が連携するとともに、住民・地域団体等とも一体となって、文化財の保存・活用を進めていくことになり、地域の活性化や魅力づくりにもつながる。

3 計画の対象

本計画の対象は、町内に存在する指定・未指定の文化財であり、文化財が置かれている 自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動など(文化財の周辺環境)も含めるこ ととする。

対象とする文化財は、文化財保護法第2条に規定される6類型の文化財と、埋蔵文化財、 文化財の保存技術である。これらに加え、文化財保護法上の文化財に必ずしも該当すると は言えないものであっても、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産にも 配慮する。

文化財保護法上の文化財に必ずしも該当するとは言えないものとしては、例えば、伝統的に継承・公開されてきた「江の川・三瓶山・石見銀山の山々が良好に眺望できる場所(視点場)…その場所が名勝地となる場合以外」、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業の音・におい・香り」、「地名」、「方言」などが想定される。これらも大切な"地域の宝"であることを、住民等に伝えていくこと、また、できる限り守り、活かすことも意図する。

なお、本計画においては、「文化財とその周辺環境の有機的な結びつきにより生み出される総体」(文化財とその周辺環境)を「歴史文化」と定義する(下記の枠内を参照)。

歴史文化とは

○歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら<u>現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果</u>及び<u>それらが存在する環境</u>を総体的に把握した概念(「文化財保存活用地域計画」パンフレット 文化庁)。

<文化財保護法で定められている保護の対象>

文化財保護法第2条(文化財:6類型)

〇有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。) 並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

〇無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの。

〇民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

〇記念物

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの。

〇文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

〇伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

文化財保護法第92条(埋蔵文化財)

土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡と言われている場所)。埋蔵文化財の存在が知られている土地を 「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。

文化財保護法第 147 条 (文化財の保存技術)

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。

歴史文化:文化財とその周辺環境

文化財



文化財の周辺環境

- ○文化財が置かれている自然環境や周囲の景観
- 〇文化財と一体となった市街地・集落

- 〇江の川·三瓶山·石見銀山の山々が良好に眺望できる場所(名勝地以外の眺望点)…継承され公開されている場所
- 〇文化財を支える人々の活動:維持管理、清掃美化、修理(技術・技能)、学習・体験活動、調査研究
- ○文化財へのアクセス・周遊ルート、文化財の保存・活用に関係する公共施設 など

※『島根県文化財保存活用大綱』の「文化財と文化財をとりまく環境」を参考に作成 図 1 本計画の対象(歴史文化:文化財とその周辺環境)と構成

図2 文化財の体系

埋蔵文化財(法第92条)

4 広域的及び国際(地球)的な視点

(1) 文化財の保存・活用における広域的な視点

美郷町の文化財及び歴史的環境のうち次の2つは、町域を越えてつながり合った歴史を 有する代表的な存在である。本計画では広域的な連携の主要な資源としても捉え、措置や 体制づくりに反映する。

■石見銀山街道

石見銀山街道は、銀を産出する石見銀山とその積み出し港のある尾道をつないでいた街道であり、美郷町ではやなしお道と森原古道が史跡となっている。なお、石見銀山(大森町)から日本海側につながる道(温泉津沖泊道、鞆ケ浦道)も石見銀山街道であり、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産となっている。

石見銀山街道に関しては、「銀山街道沿線市町等連絡協議会」を立ち上げ沿線の10市町等で連携して広域的な取組を行ってきている。

こうした石見銀山街道については、今後とも広域的な連携による保存・活用を進める。

■江の川や旧三江線

美郷町を貫流する江の川は、広島県に源流がある中国地方最大の河川であり、舟運で日本海側と三次方面をつないでいた。また、江の川沿いを中心に江津市と三次市をつないでいたのが三江線であり、平成30年(2018)に全線廃止となった。

こうした江の川や旧三江線を通じた広域的な連携を目指す。



石見銀山街道山街道山街道山街道山街道山街道山町山並み(左手の大江高山、大村手のなが大山)



江の川と山並み

(2) SDGsを考慮した文化財の保存・活用〜国際(地球)的な視点〜

平成 27 年(2015) 9 月の国連サミットで採択されたSDGs**2 (持続可能な開発目標) は国際社会共通の目標であり、達成すべき17の目標と169のターゲットが示されている。 我が国においては、平成28年(2016)5月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本 部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施指針」が 決定され、令和2年(2020)12 月には『SDGsアクションプラン 2021』が決定されてい

本計画においては、下記の8つの持続可能な開発目標を取り入れ、文化財行政の面から も達成に寄与することを目指す。



【目標3】

あらゆる年齢のすべ ての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を 促進する。

→文化財を住民の心 と体の健康づくり に活かす。…本計画 において寄与する 視点(以下同様)



【目標4】

すべての人々に包摂 的かつ公正な質の高 い教育を提供し、生涯 学習の機会を促進す る。

→学校教育に文化財 を活かす。



【目標6】

すべての人々の水と衛 生の利用可能性と持続 可能な管理を確保する。

→文化財保護を通じて、 水に関連する生態系 の保護・回復に寄与す る。

陸の豊かさも



【目標8】

すべての人々のための 持続的、包摂的かつ持 続可能な経済成長、生 産的な完全雇用および ディーセント・ワーク(働き がいのある人間らしい仕 事)を推進する。

→文化財の活用や文化 振興を、地域経済の 活性化や雇用の確保 につなげる。



【目標 11】

包摂的で安全かつ強靱 で持続可能な都市及び 人間居住を実現する。

→文化財を活かした公 共スペース等の魅力 づくり、防災・安全の 確保に留意する。

(仮訳)」外務省



【目標 13】

気候変動及びその影響 を軽減するための緊急 対策を講じる。

→文化財の防災・防犯 においては、気候変 動がもたらす危機等 を学ぶ機会を確保す る。

【目標 15】 陸域生態系の保護、回 復、持続可能な利用の推 進、持続可能な森林の経 営、砂漠化への対処、な

15 陸の豊 守ろう

→文化財の保存・活用に おいては、森林や生態 系の保全に配慮する。

らびに土地の劣化の阻

止・回復及び生物多様性

の損失を阻止する。



【目標 17】

持続可能な開発のた めの実施手段を強化 し、グローバル・パー トナーシップを活性 化する。

→文化財の保存・活用 においては、住民・ 地域団体等とのパ ートナーシップを 大切にする。

※2 SDGs (Sustainable Development Goalsの略)

資料:「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジ ェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 のゴー ル・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」こと を誓っている。SDG s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)な ものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。(外務省HPの記載を一部要約)

第2節 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成するものであり、内容に関しては、文化財保護法をはじめとした関係法令等に準拠し、文化財の保存・活用の措置などを設定している。

また、美郷町の最上位計画である「美郷町第2次長期総合計画」と「美郷町まち・ひと・ しごと創生総合戦略」及び教育部門の上位計画となる「美郷町教育振興基本計画」を踏ま えるとともに、「島根県文化財保存活用大綱」を勘案して作成した。

なお、作成にあたっては、「美郷町過疎地域持続的発展計画」などの関連計画、及び文化 財部門の個別計画(史跡石見銀山街道保存活用計画)と整合を図った。

このようにして作成した本計画は、美郷町の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとなる。

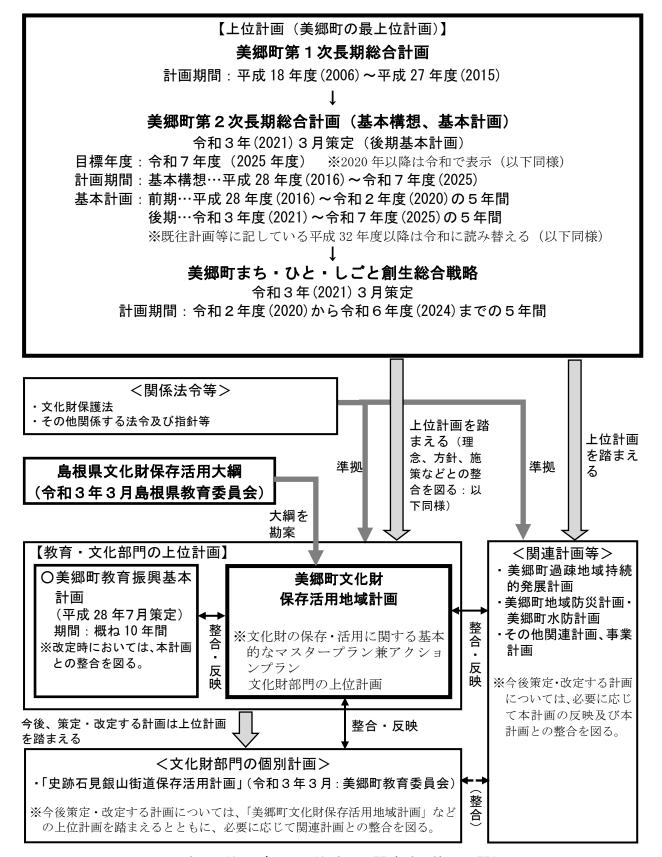


図3 計画の位置づけ(上位計画、関連計画等との関係)

2 上位計画・関連計画等の概要

(1) 上位計画

ア 美郷町第2次長期総合計画(基本構想、基本計画)

美郷町第2次長期総合計画は、長期展望に立った美郷町の地域づくりの指針であり、平成 29 年(2017)3月に基本構想及び前期基本計画を、令和3年(2021)3月に後期基本計画を策定している。

本計画は、基本構想(まちづくりの将来像、基本方向[施策体系]などを示すもの)、基本計画(基本構想を実現するための、重点施策、分野別施策を体系的に示すもの)、及び実施計画(基本計画で定めた施策体系に基づいて、事業実施方策を明らかにし、実施する事業を具体的に示すもの)からなり、実施計画は別葉としている。

計画期間は、平成28年度(2016)から令和7年度(2025)までの10年間で、まちづくりの理念を「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」、めざす将来像を「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」としている。

文化財や石見銀山街道に関しては、「観光・レクリエーションの振興」、「未来を担う人材 の育成」及び「石見の歴史・伝統文化の振興」の中で次のように記載している。

【観光・レクリエーションの振興】

- ○観光資源の活用(温泉、石見神楽、雲海等)
 - ・多彩な観光資源を活かし、体験型観光プログラムや周辺自治体と連携した周辺観光等の広域観光連携の推進により、誘客促進を図り交流人口の拡大を目指します。
 - ・HPやSNS等の様々な情報発信ツールを活用し、魅力ある資源を積極的に発信します。

【未来を担う人材の育成】

- ○美郷町への愛着と理解の醸成
 - ・本町の美しく豊かな自然、固有の歴史や文化、学校教育に協力的な地域の人材など の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代の人材を育成します。

【石見の歴史・伝統文化の振興】

- ○石見神楽、銀山街道、芸術・文化の魅力発信
 - ・日本遺産に認定された「石見神楽」をはじめ、最も原形をとどめて現存する「石見銀山街道」や郷土の画家「中原芳煙」等の芸術・文化、美郷町ならではの歴史・伝統の魅力を発信するとともに、後世に伝統を継承するため、地域で守る団体等を支援します。また、文化財の保存活用や町の歴史に関する調査研究も進めます。

イ 美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略

美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地域の資源を再評価し、少子高齢化の真っただ中にある地域を、持続可能なものとして美郷町の活力ある未来を創っていくための戦略であり、令和3年(2021)3月に策定している。

総合戦略では5つの基本目標を掲げ、これまでに取り組んできた定住と子育て支援の取組を着実なものとし、好きで住み続けることのできる美郷町の実現に向けて取り組むこととしている。

文化財については、「基本目標1 活力ある産業の創出と雇用を促進する」、「基本目標2 町内へ定住する人の流れを拡充する」の中に記載している次の取組が関係してくる。

基本目標1 活力ある産業の創出と雇用を促進する

- (4) 観光の振興
- ②観光資源の活用
 - ・美郷町を体験してもらうためのプログラムを充実させ、美郷町の人と資源の魅力を 発信します。
- ⑤石見神楽の魅力発信
 - ・美郷町を代表する伝統芸能である「石見神楽」の魅力を発信するための取り組みを 地域団体と連携して推進します。

基本目標2 町内へ定住する人の流れを拡充する

- (3) ふるさと教育の推進
- ①美郷町への愛着と理解の醸成を深める取り組み
 - ・美郷町の豊かな自然や地域の人材等の恵まれた教育資源に積極的に接する機会を通じて、ふるさとへの理解や関心を高め、地域を支える次世代の人材を育成します。

ウ 美郷町教育振興基本計画

美郷町教育振興基本計画は、美郷町の教育の基本的な理念やめざす人間像、学校教育や社会教育の方向性を定め、長期的な展望を持って施策を展開していくための指針であり、平成28年(2016)7月に策定している。

計画期間は平成 28 年度 (2016 年度) から令和 7 年度 (2025 年度) までの 10 年間で、基本理念を「美郷町を担う心豊かな人づくり」とし、3 つの基本方針と9 つの基本目標を設定している。

文化財に関しては、「基本方針Ⅱ 未来を担う人材の育成」の「基本目標 1 美郷町への 愛着と理解」に次のように記載している。

- ○地域の文化財の維持保存に努めながら、今まで知られていなかった価値ある文化遺産 に着目し、その価値を明らかにするとともに、次世代に伝える取組を推進します。
 - ・銀山街道尾道ルートについては、国史跡指定とその活用に向けた取組を進めます。
 - ・中原芳煙をはじめとする地域の才能ある作家作品等の保存、活用に取り組みます。
 - ・町内の文化施設の利活用を推進し、文化の振興に取り組みます。

(2) 関連計画等

ア 美郷町過疎地域持続的発展計画

美郷町過疎地域持続的発展計画は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に、令和3年(2021)3月に策定している。

計画期間は令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間となっている。

○地域文化の振興等

①文化遺産

・銀山街道や点在する遺跡などの街道全体の整備や保存を行うほか、町内に残る有形 無形文化財の調査と保護を行い、住民の生涯学習への活用を図ることで、後世に伝 える文化遺産を継承し、郷土意識の醸成に努めます。また、遺跡、文化財等に触れ ることのできる環境整備を推進します。

②芸能・芸術

- ・日本遺産に認定された「石見神楽」やシャギリ、楽打ち等の伝統的な郷土芸能や年中行事の保存継承活動を行う地域の団体等を支援します。また、ICTを活用した 伝統文化芸能の保存・継承や、音楽、工芸などの住民の文化・芸術活動の支援を行います。
- ・郷土の画家「中原芳煙」等の芸術の歴史・魅力を発信し、保存・継承活動を通じて 後世に伝えていく取り組みを進めます。
- ③文化施設等を拠点とした文化交流活動の推進
 - ・齋藤茂吉鴨山記念館、美郷町カヌー博物館、ふるさとおおち伝承館等の文化施設の 機能充実、学校教育や町外学習を通じた施設活用の促進を図ります。

イ 美郷町地域防災計画・美郷町水防計画

1)美郷町地域防災計画

美郷町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、美郷町防災会議(担当:総務課)が作成する計画であり、令和元年(2019)7月に第 12 次修正を行っている。

この計画の目的は、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住民の自覚と努力を促すことによって、被害の軽減を図ることである。

2) 美郷町水防計画

美郷町水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、島根県知事から指定された指定管理 団体たる美郷町が、同法第 33 条第1項の規定に基づき町の地域にかかる河川の水災に対 処し、被害の軽減を図るとともに、公共の安全を保持することを目的とする。

(3)島根県文化財保存活用大綱

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正(文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県では、令和3年(2021)3月に「島根県文化財保存活用大綱」が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化 財の担い手や後継者不足から文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画 的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」、「地域社会総がかり での文化財の継承」、「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。 こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷 土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び3つの基本方針と取組が設定さ れている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者等への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組(文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築)が示されている。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間とする。

10年間は長期にわたるため、10年間を3期に分け、それぞれ前期(令和6年度(2024)~8年度(2026)・中期(令和9年度(2027)~11年度(2029))・後期(令和12年度(2030)~15年度(2033))として、措置の実施時期を設定する。それぞれの期間において、本計画に位置づけた措置や体制整備などの点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、その結果を次期の施策・事業等の実施に役立てる。

点検・検証の結果、認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁 長官による変更の認定が必要である(文化財保護法第183条の4)。軽微な変更とは、次に 掲げる変更以外の変更をいう。

- 計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、軽微な変更を行った場合は、変更の内容について島根県及び文化庁に報告を行う。 なお、「美郷町第2次長期総合計画」の計画期間が令和7年度(2025年度)までであるこ とから、次期計画である「美郷町第3次長期総合計画(仮称)」への本計画の反映・整合性 の確保などを図る。

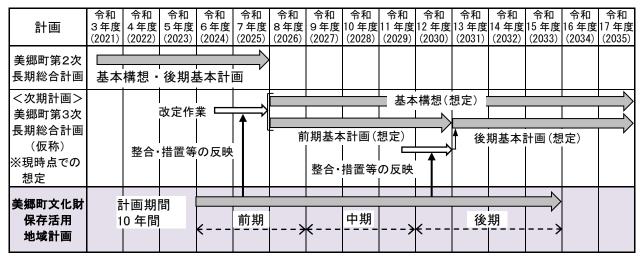


図4 本計画の計画期間(長期総合計画との関係)

第1章 美郷町の概要

第1節 位置及び交通条件

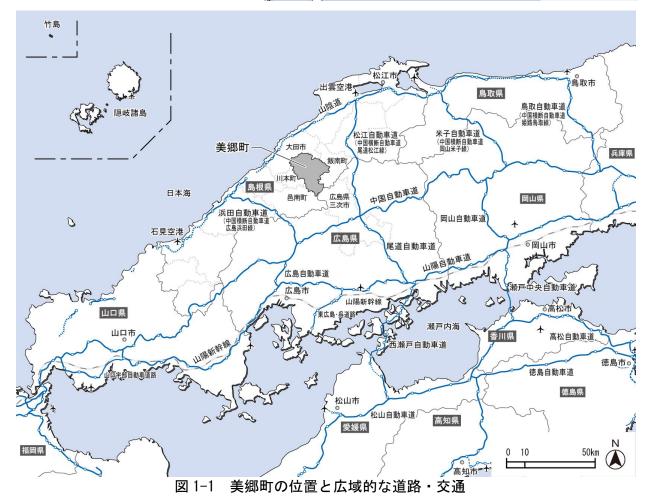
美郷町は島根県のほぼ中央の内陸部に位置し、東を飯南町、西を川本町、南を邑南町 及び広島県三次市、北を大田市に接している。

総面積は282.92 km²の行政区域を有している。

主要都市からの直線距離は、松 (江市からは約60km、浜田市からは が 50km、広島市からは約80kmと かり、松江・出雲市圏と浜田・益田市圏の中間にあたる。

飛行機によるアクセス時間は、 首都圏の羽田空港から最寄りの 出雲空港(出雲縁結び空港)まで 約1時間30分、関西圏の伊丹空 港から出雲空港まで約1時間と なる。出雲市からの自家用車での アクセス時間は約1時間、広島市 内からの自家用車でのアクセス 時間は約2時間30分となる。

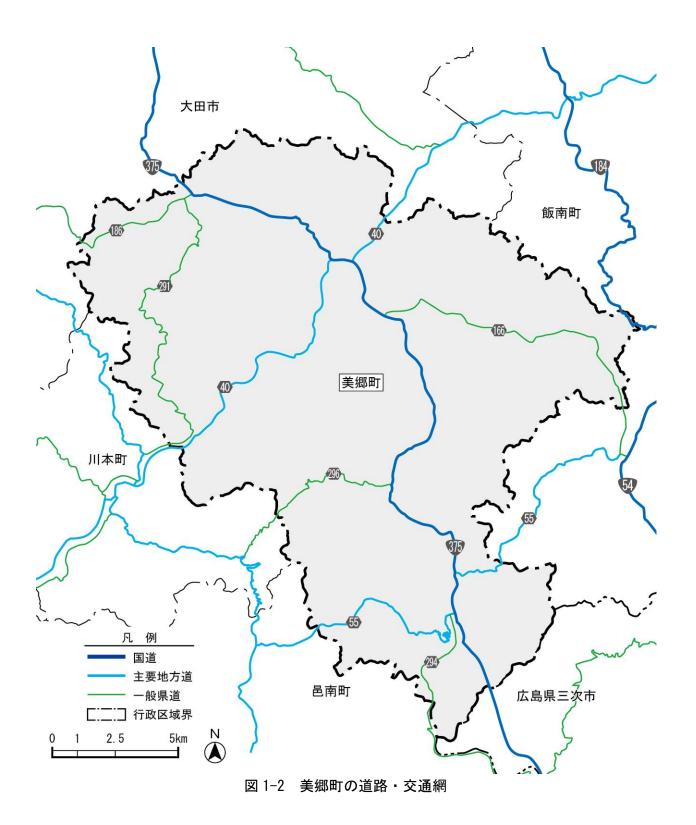




<美郷町の道路・交通網>

美郷町を通る主要な道路は、大田市と広島県三次市を結ぶ国道 375 号が南北に縦断し、 主要地方道 2 路線、一般県道 5 路線が通っている。

町内の公共交通としては、路線バス及びタクシーがある。このうち路線バスは、6 路線で運行されており、内訳は大和観光が2 路線、美郷町営バス、飯南町営バス、石見交通、備北交通が各1 路線となっている。



第2節 自然環境

1 地形

美郷町の地形は山地が中心であり、江の川及びその支流沿いに平地が形成されている。 町域の東側の飯南町及び広島県三次市の境界付近には新造地山 (785.7m)、高甲田山 (733.4m)、充満山 (718.5m)、七ッ飼 (681.7m) など標高 700m前後の山が連なっており、険しい地形となっている。

江の川は中国山地を貫く先行河川であり、本町の上流部である三次市との境界付近の標高は約84m、下流部の川本町との境界付近は約27mとなっており、河川一帯は渓谷ともいえる深い谷が中心で、平地は限定されている。

こうした地形条件の中で、江の川やその周辺の限られた平地、傾斜地を活かすなどして 人々が暮らし、生活文化を育み、川や山地・緑、農地、集落等が絶妙に調和する固有の景 観を形づくってきた。また、石見銀山街道が山地・丘陵地、川沿い、谷間を通り、本町を 東西方向に横断している。



<先行河川としての江の川>

江の川は、広島県北広島町阿佐山(標高 1,218m)に源を発する中国地方で最大規模(延長 194km、流域面積 3,900 km²)の河川である。美郷町においては南の広島県(三次市)から先行性の渓谷をつくり、蛇行を繰り返しながら北流し、粕渕付近で大きく南西に湾曲し、さらに下流の川本町で西に流路を変え、江津市で日本海に注ぐ。粕渕付近で大きく湾曲するのは、中国山地の形成に関わる断層運動によるものである。

したがって、中国山地を貫く希有な先行河川であり、周囲を含め変化に富んだ地形を形成している。

江の川中流域には、約1,600万年前に海域で堆積した地層が分布しており、日本海側に開いた海(湾)であったと考えられる。その後中国山地の形成(隆起)が始まると、海だった部分に水が集まり、川が形成され、日本海側に注いでいた。中国山地の形成がさらに進む過程では、隆起の速度よりも、河川による浸食速度が勝っていたため、渓谷を形づくり先行河川となった。

これにより、中国山地の稜線を南北にまたがる河川として、山陰・山陽に及ぶ広大な流域が形成された。

また、流域では近世を中心にたたら製鉄が盛んに行われており、その原料となる砂鉄の 採取(鉄穴流し*1)も行われ、これに伴い大量の土砂が排出され、地形の変化やその跡の 農地化、河川一帯への砂の堆積、河口付近などでの砂浜の形成・成長に関係した。



江の川と三瓶山(中央遠方)

※1 鉄穴流し

砂鉄を含む山を崩して土砂(山土:鉄は0.5~10%程度)を水路に落とし、それを流下させることで比重の軽い土砂と重い砂鉄を分離し、山砂鉄を採集する方法。

山の奥まで水路をひき、さらに上流に溜池を造成することもあった。

水路は鉄穴流し(土砂)の採掘場からたたら場まで造り、その長さは 500mから数 km にもなったといわれる。この間、4、5か所に精洗場(せいせんば)を、たたら場近くには砂鉄洗い場を設け、そこで砂鉄混じりの土砂を撹拌(かくはん)して、軽い土砂を分離させて砂鉄の比率を 80 パーセント程度まで高めた。

鉄穴流しの跡や下流の流出した土砂が堆積した部分(平地)は、田畑として耕作された。中国山地の棚田は、鉄穴流しによって形成されたものが多くある。

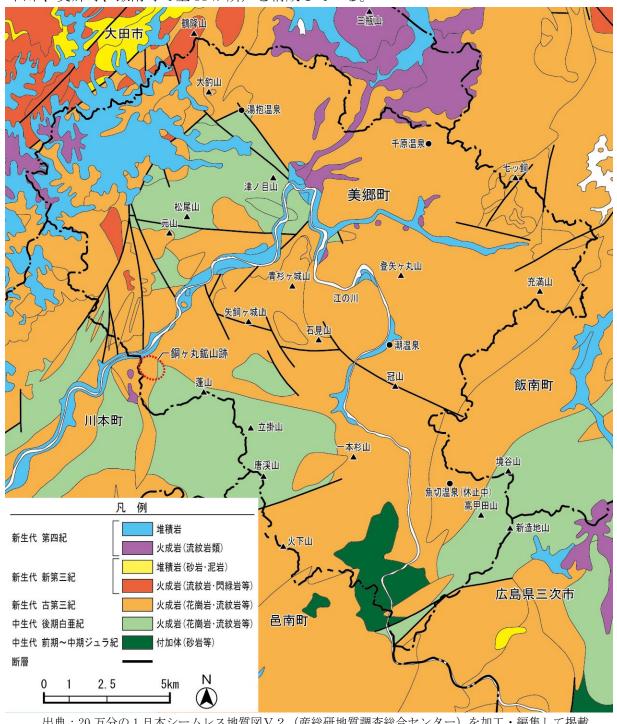
引用・参考資料:岡山県古代吉備文化財センターHP、和鋼博物館HP

地質 2

美郷町は、大部分で新生代古第三紀や中生代の花崗岩、流紋岩等による火成岩が広がっ ており、南部の邑南町との境界部では中生代の砂岩等による付加体が分布する。

また、北部の一部では三瓶山及び大江高山の火山噴出物等による火成岩が分布している。 そのほか、江の川水系一帯において新生代第四紀の堆積岩が分布し、平地部を構成して いる。

地質に関係する文化財に関しては、川本町との境界付近、江の川左岸から山地部にかけ て銅ヶ丸鉱山跡があり、採掘跡や製錬所跡などが残されている。加えて、町内には4か所 の温泉(1か所は休止中)があり、これらのうち湯抱温泉、千原温泉は、三瓶山温泉郷(大 田市、美郷町、飯南町で全11か所)を構成している。



出典:20万分の1日本シームレス地質図V2 (産総研地質調査総合センター)を加工・編集して掲載。

図 1-4 美郷町の地質

3 気候

美郷町の気候は、冬は寒さが厳しく積雪があり、年間を通じて降水量が比較的多い日本 海側気候であるが、町内の地域によっての違いがある。

平均気温と降水量を、気象庁の観測所のある近隣の川本(川本町)と東側の赤名(飯南町)でみると、中国山地の稜線付近の赤名が江の川の下流部の川本に比べ、年間平均気温で2℃低く、年間降水量で約120 mm多くなっている。

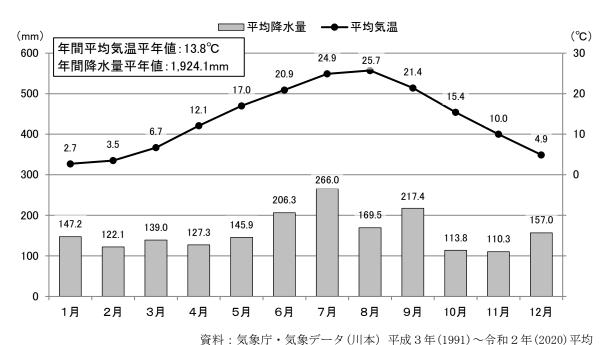


図 1-5 月平均気温と降水量(観測所:川本)

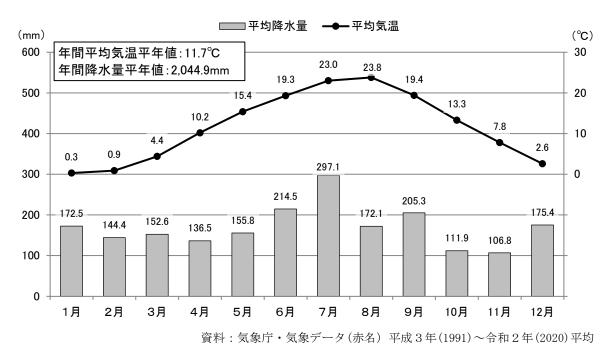


図 1-6 月平均気温と降水量(観測所:赤名)

<美郷町における豪雨等>

美郷町には江の川が貫流しており、これまで度々、氾濫した歴史があり、その支流や合流点を含め、浸水被害などが発生してきた。

この半世紀にも、昭和 47 年(1972) 7 月、昭和 58 年(1983) 7 月には、大洪水により本町を含む江の川流域で甚大な被害が発生している。

●昭和47年7月洪水

梅雨前線豪雨により、江の川流域において戦後最大の被害が発生した洪水。流域全体で、 死者 22 名、行方不明者 6 名、家屋被害 3,960 戸、浸水家屋 14,063 戸の被害が発生した。

●昭和58年7月洪水

昭和 47 年 7 月洪水に次いで大きな被害をもたらした洪水。江の川中下流域の各所で甚 大な被害が生じ、幹線道路の多くが冠水し、間接的に住民生活や経済活動に大きな影響を 与えた。

こうした災害の発生してきた江の川の氾濫特性としては、次の点が指摘されている。

- ・川幅の狭い山間部を流れているため、洪水時には水位が急上昇する。一度氾濫が起こると、家屋が浸水する前に避難経路が水没し、集落が孤立するなどの氾濫特性を持っている。
- ・氾濫流の水深が大きく勢いが激しいため、集落のある沿川地域の多くが家屋倒壊等氾 濫想定区域となっている。
- ・浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、甚大な被害が発生すること が想定される。

また、山間の地域であり、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が各地に指定されている(図)。 特に、江の川沿いや主要な支流(君谷川、尻無川、沢谷川、塩谷川、大原川・宮内川(角 谷川の支流)など)沿いの生活の場に集中的に指定されている。

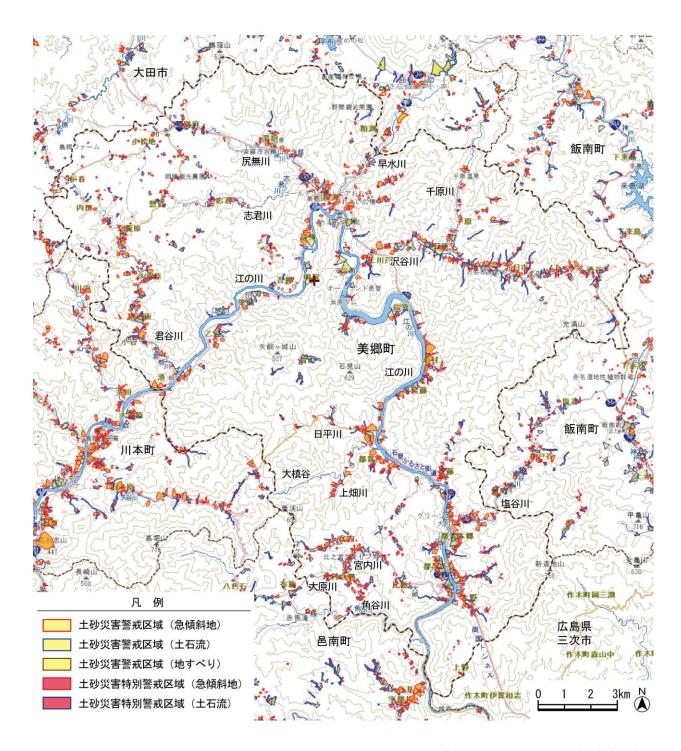
土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。



出典:マップ on しまね (一部加工)

図 1-7 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

<美郷町における地震>

美郷町では、気象庁・震度データベースに記録のある平成13年(2001)3月以降で、震度3以上の地震を22回観測している。

そのうち、平成 30 年(2018) 4月の島根県西部地震は大田市東部を震央としたマグニチュード 6.1 の地震で、美郷町における最大震度も震度 5 強となっており、同日に震度 3 以上を 5 回観測している。

表 1-1 美郷町における主な地震(最大震度3以上)

X 1 1	大州町に0517 0工 420版(取八版及 5 0大)						
	地震の発生日	震央地名	震源の深さ	マグニチ	最大震度	美郷町の	
	也成砂儿工口	及人也有	展派の派し	ュード	双八及汉	最大震度	
1	平成 13 年 3 月 24 日	安芸灘	46km	6. 7	震度6弱	震度4	
2	平成 13 年 3 月 26 日	安芸灘	46km	5. 2	震度5強	震度3	
3	平成 14 年 9 月 16 日	鳥取県中部	10km	5. 5	震度4	震度3	
4	平成 14 年 10 月 23 日	島根県東部	11km	4	震度3	震度3	
5	平成 17 年 3 月 20 日	福岡県北西沖	9km	7	震度6弱	震度3	
6	平成 17 年 7 月 28 日	広島県北部	8km	3. 4	震度3	震度3	
7	平成 18 年 6 月 12 日	大分県西部	145km	6. 2	震度5弱	震度3	
8	平成 19 年 4 月 26 日	愛媛県東予	39km	5. 3	震度4	震度3	
9	平成 19 年 5 月 13 日	島根県東部	9km	4.6	震度4	震度4	
10	平成 23 年 6 月 4 日	島根県東部	11km	5. 2	震度4	震度4	
11	平成 23 年 6 月 16 日	島根県東部	9km	3.9	震度 3	震度3	
12	平成 23 年 11 月 21 日	広島県北部	12km	5. 4	震度5弱	震度4	
13	平成 23 年 11 月 25 日	広島県北部	12km	4.7	震度4	震度4	
14	平成 26 年 3 月 14 日	伊予灘	78km	6. 2	震度5強	震度3	
15	平成 28 年 10 月 21 日	鳥取県中部	11km	6.6	震度6弱	震度3	
16	平成30年4月9日	島根県西部	12km	6. 1	震度5強	震度5弱	
17	平成 30 年 4 月 9 日	島根県西部	10km	4.5	震度4	震度3	
18	平成30年4月9日	島根県西部	10km	4.8	震度4	震度3	
19	平成30年4月9日	島根県西部	10km	4. 9	震度4	震度4	
20	平成 30 年 4 月 9 日	島根県西部	9km	4.6	震度4	震度3	
21	平成 30 年 4 月 23 日	島根県西部	11km	4. 1	震度3	震度3	
22	平成 30 年 6 月 26 日	広島県北部	12km	5	震度4	震度3	

資料: 気象庁・震度データベース検索 (美郷町) 平成 13 年(2001) 3月 24日~令和 4年(2022) 6月 13日時点

4 動植物

(1)動物

ア 美郷町で見られる主要な動物

1) 山の生きもの

美郷町には、本州に生息する哺乳類、鳥類、は虫類、昆虫等の陸上動物の多くが生息する。

これらの中には、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラスなど有害 鳥獣も生息しており、特に、イノシシ、ニホンザルによる農作物への被害が大きい。こう した中、イノシシを「山くじら」としてブランド化するなど、獣害対策を地域が一体となって進めている。

2) 川の生きもの

江の川は、中国地方で総延長及び流域面積が最大の河川であり、美郷町の位置する中流域などに生息する魚類・両生類等を紹介すると、次のようになる。

魚類:アユ、ニホンウナギ、スナヤツメ南方種、コイ、ナマズ、フナ、オイカワ、カマツカ、オヤニラミ、ムギツク、ドンコ、シマドジョウ、ギギ、カワヒガイ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ、イトモロコ、タモロコ、コウライモロコ、タイリクバラタナゴ(外来生物)、ブルーギル(外来生物)など ※参考:中国地方整備局(国土交通省) H P

○甲殻類:モクズガニ(ズガニ)、サワガニなど

○両生類:オオサンショウウオ (天然記念物)、カスミサンショウウオなど

イ 美郷町における絶滅のおそれのある動物

美郷町における絶滅のおそれのある動物について、『改訂しまねレッドデータブック (2013 植物編・2014 動物編)~島根県の絶滅のおそれのある野生動植物~』、及びそれを反映したメッシュ地図から確認すると、動物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類(島根県)は、次のものが記載されている。

○哺乳類:ミズラモグラ

○昆虫類:ハッチョウトンボ、モートンイトトンボ、マイコアカネ、グンバイトンボ、 コエゾゼミ、ゴミアシナガサシガメ、ダイコクコガネなど

この他、絶滅のおそれのある鳥類なども生息又は飛来していると考えられる。



出典:マップ on しまね (一部加工) ※メッシュ単位 (A~I)

図 1-8 美郷町における動植物の絶滅危惧 Ⅰ 類・Ⅱ 類(島根県)の状況

(2)植物

ア 植生

美郷町の植生自然度は、市街地や農地を除くと大半が二次林や植林地となっている。 こうした中で、自然林(ブナ群集等)や二次林のうち自然林に近いものは、江の川沿い に点在して見られる。

また、植林地は、飯南町や川本町との境界付近に比較的まとまった面積の区域を含めて 多くみられることから、かつて林業振興が積極的に推し進められ、植林が行われた地域で あると推定できる。

表 1-2 植生自然度の区分

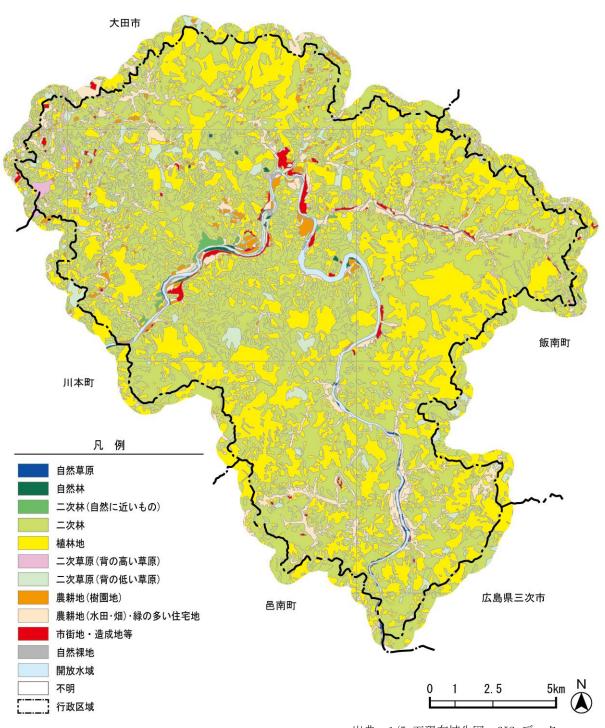
植生	区分基準				
自然度	- /2 - -				
10	自然草原				
	・高山ハイデ、風衡草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区				
9	自然林				
9	・エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区				
	二次林(自然に近いもの)				
8	・ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い				
	地区				
	二次林				
7	・クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地				
	区				
6	植林地				
0	・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地				
5	二次草原(背の高い草原)				
5	・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原				
4	二次草原(背の低い草原)				
4	・シバ群落等の背丈の低い草原				
3	農耕地(樹園地)				
3	・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地				
2	農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地				
	・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地				
1	市街地・造成地等				
- 1	・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区				

※環境省自然環境局生物多様性センター作成の「植生自然度区分」を要約

イ 美郷町における絶滅のおそれのある植物

美郷町における絶滅のおそれのある植物について、『改訂しまねレッドデータブック (2013 植物編・2014 動物編) ~島根県の絶滅のおそれのある野生動植物~』、及びそれを反映したメッシュ地図から確認すると、植物の絶滅危惧 I 類・II 類 (島根県) は、次のものが記載されている。特に、種子植物は多数が取り上げられている。

- ○種子植物:エビネ、キンラン、ギンラン、ナツエビネ、ミソナオシ、オキナグサ、 カイジンドウ、カジカエデ、キキョウ、クシバタンポポ、コガンピなど
- ○シダ植物:ホテイシダ、ウチワゴケ
- ○地衣類:コフクレサルオガセ



出典:1/5 万現存植生図・GIS データ (環境省自然環境局生物多様性センター)

図 1-9 美郷町の植生自然度

- 27 -

第3節 社会環境

1 人口

美郷町の人口を国勢調査でみると、令和2年(2020)現在4,355人であり、昭和30年(1955)の18,742人をピークに減少を続けている。なお、令和6年(2024)3月31日現在の人口(住民基本台帳)は4,089人(男1,971人、女2,118人)となり、減少傾向が続いている。

美郷町の年齢構成を3区分(15歳満、15~64歳、65歳以上)でみると、令和2年(2020) 現在、高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)が47.9%に達している。

ちなみに島根県は34.2%、全国平均は28.6%である(令和2年(2020)国勢調査)。

また、美郷町の高齢化率は増加傾向を続け、一方、年少人口(15歳未満人口)の割合は減少しており、少子・高齢化が顕著となっている。

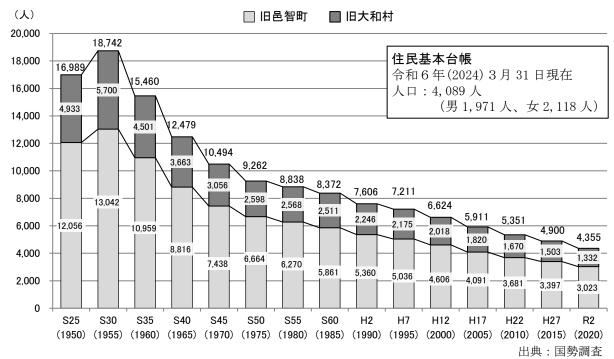


図 1-10 美郷町の人口の推移

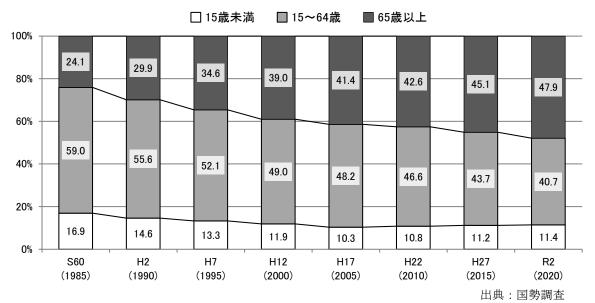


図 1-11 美郷町の年齢構成の推移

<美郷町の将来人口(人口推計と目標人口)>

※「美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

「国立社会保障・人口問題研究所」(社人研)の推計によれば、美郷町の人口は、今後も人口減少を続け、本計画期間の最終年度(2033年度…終了は2034.3.31)の翌年、令和17年(2035)には3,105人、令和27年(2045)には2,470人となっている。



くシミュレーション1の考え方>

- ・2010年から2015年までの人口移動が、2040年から2045年まで継続すると仮定
- ・自然動態(合計特殊出生率)は社人研の設定と同様(2020年:1.92 2025年:1.88 2030年:1.85)

くシミュレーション2の考え方>

【自然動態(合計特殊出生率】

2020年:1.93、2025年以降:1.90

【社会動態】

- ①社人研の人口移動率が2040年までに段階的に0になると仮定
- ②毎年、子ども1人世帯3組が移動
- ③リーディング事業等で2020-2025年 45人、2025年以降5年ごとに10人が移住



●美郷町ではシミュレーション2で推計した人口をもとに、2025年で4,000人、2060年で3,000人の人口キープを目標とする(美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略(美郷町人口ビジョンョン))。



出典:美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略(美郷町人口ビジョン)

図 1-12 美郷町の総人口の推移と将来人口推計

2 産業

美郷町の産業を就業者数(国勢調査)からみると、令和2年(2020)において第3次産業が1,292人(全体の65.1%)、第2次産業が426人(同21.5%)、第1次産業が265人(同13.4%)となり、第3次産業、第2次産業が中心となっている。

就業者数の推移(平成 27 年(2017)~令和 2 年(2020))をみると、5 年間で 311 人、率にして 13.5%減少している。産業別にみると、いずれも減少しており、減少率は第 1 次産業が 28.4%で 20%を超え、第 2 次産業が 16.8%、第 3 次産業は 8.2%となっている。

就業者数の減少は、産業の維持・活性化、人口の維持などにも影響し、特に第1次産業の就業者の減少やその絶対数からは、文化的景観(棚田、放牧地など)や風物詩、食文化などの維持・継承が難しくなることが懸念される。

また、統計的にはあがってこないが、伝統的な特産品であるお茶の栽培、薬草栽培の復活、イノシシによる獣害を逆手に取った「山くじら」の加工・販売など、地域の伝統文化 や資源の継承・活用による産業も息づいている。

表 1-3 美郷町の産業別就業者数

産業分類		平成 27 年(2015)			令和2年(2020)					
		就業者			構成比		構成比	合計	構成比	
			数(人)	(%)	(人)	(%)	数(人)	(%)	(人)	(%)
第 1	Α	農業、林業	369	16. 1	370	16. 1	265	13.4	265	13. 4
次		(うち農業)	322				214			
産業	В	漁業	1	0.0				_	I	
第 2	С	鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.3			3	0.2		21. 5
次	D	建設業	294	12.8	512	22. 3	234	11.8	426	
産業	Е	製造業	211	9. 2			189	9. 5		
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	21	0.9			13	0.7		
	G	情報通信業	-				2	0.1		
	Н	運輸業、郵便業	76	3. 3			71	3.6		
	Ι	卸売業、小売業	252	11.0			205	10.3		
h-h-	J	金融業、保険業	20	0.9			20	1.0		
第	Κ	不動産業、物品賃貸業	4	0.2				11	0.6	
3 次	L	学術研究、専門・技術サービス業	21	0.9	1, 407 61. 3	C1 0	25	1.3	1, 292	65. 1
次 産	Μ	宿泊業、飲食サービス業	79	3. 4		61. 3 69 48 83 439	69	3. 5		
産業	Ν	生活関連サービス業、娯楽業	50	2. 2			2.4			
*	Ο	教育、学習支援業	72	3. 1			83	4. 2	2,	
	Р	医療、福祉	461	20. 1			439	22. 1		
	Q	複合サービス事業	89	3. 9			64	3. 2		
	R	サービス業(他に分類されないもの)	91	4. 0			93	4. 7		
	S	公務(他に分類されるものを除く)	171	7.4			149	7. 5		
_	Т	分類不能の産業	7	0.3	7	0.3	2	0.1	2	0. 1
	合計		2, 296	100.0	2, 296	100.0	1, 985	100.0	1, 985	100.0

資料:国勢調査

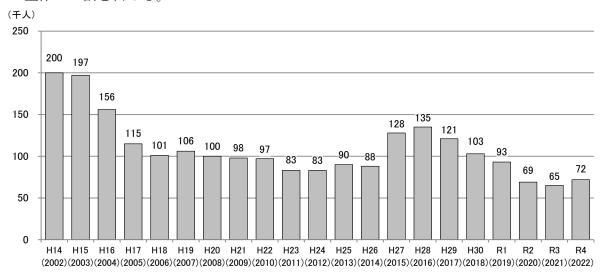
3 入込観光客数と主要観光資源

(1) 入込観光客数

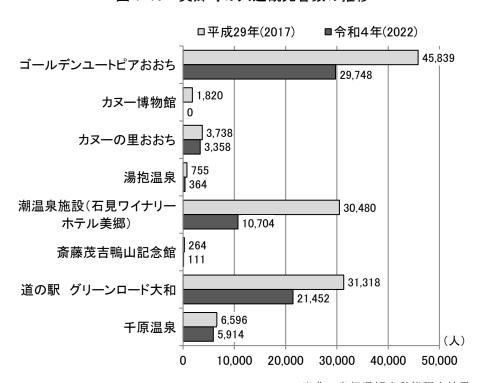
美郷町の入込観光客数は、令和3年(2021)において約6万5千人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年(2019)に比べて約3万人減少している。

平成 14 年 (2002) からの推移をみると、平成 17 年 (2005) \sim 平成 26 年 (2014) にかけて 10 万人前後で停滞していたが、平成 27 年 (2015) 、平成 28 年 (2016) と増加に転じ、その後、減少している。

また、入込観光客の多い観光地は、宿泊・体験施設であるゴールデンユートピアおおち (宿泊施設、温水プール、多目的ホール、会議室、テニス・ゲートボールコート、体験工 房、大型遊具など)、道の駅であるグリーンロード大和(食事、特産品販売)で、2施設で 全体の8割を占める。



出典:島根県観光動態調査結果 図 1-13 美郷町の入込観光客数の推移



出典:島根県観光動態調査結果

図 1-14 美郷町の観光地点別入込観光客数

(2) 観光資源

美郷町の観光資源としては、島根県観光動態調査の観光地点として取り上げられている 8か所の他、県指定文化財である酒谷のオロチカツラや学舎のイロハモミジをはじめとし た自然資源、雲海や山々・河川の織りなす景観資源などがある。

また、美郷町観光協会ホームページでも、「歴史・文化・美術・社寺」、「自然・風景」、「花・木」、「行事」、「美郷の美しい 14 の橋」、「温泉」、「神楽」などを紹介している。

神楽に関しては、同ホームページ内の特設サイト「美郷の神楽」で、町内の神楽団や演目を紹介しており、上演には町内外の多くの人々が集う。これらは日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」の構成文化財でもある。



図 1-15 美郷町の主要観光資源

4 文化財の保存・活用に関係する公共施設

美郷町には文化財の保存・活用に関係する公共施設として、美郷町役場と同大和事務所、 資料館等4か所、町立図書館「みさと本の森」(みさと館)、公民館・公民館分館9か所、 隣保館2か所、及び沖丈遺跡をはじめ旧邑智町の遺跡から出土した遺物の一部を保管して いる「ふれあい広場邑智ミニトレーニングセンター」がある。

なお、都賀行公民館では郷上遺跡(都賀行)の出土遺物を保管している。



図 1-16 美郷町における文化財の保存・活用に関係する公共施設の立地

<資料館等の内容(概要)>

資料館等4か所の概要は、次のとおりである。

- ○齋藤茂吉鴨山記念館
 - ・万葉歌人、柿本人麿の終焉地が美郷町「鴨山」であるとした、歌人で精神学博士で もあった斎藤茂吉の研究成果を展示した記念館。
- ○ふるさとおおち伝承館
 - ・江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅を利用し、農耕民具と生活民具を展示。
 - ・敷地には、町指定の天然記念物「シダレザクラ(前川ザクラ)」があり、花が咲く頃には前面の県道に「桜のトンネル」が形づくられる。
- ○美郷町神楽伝承館
 - ・神楽の継承を図るための伝承館であり、大和地域の都賀行地区笹曽に立地する。
- ○美郷町カヌー博物館
 - ・江の川の近くに位置する施設では、カヌーの体験ツアー、キャンプやトレーラーハウスでの宿泊、カヌー博物館、カヌー製作クラフト体験などができる。
 - ・カヌー博物館では世界のカヌーの模型、写真等を展示。

表 1-4 美郷町における文化財の保存・活用に関係する公共施設

区分	施設名称	所在地	備考
行政機関	美郷町役場	美郷町粕渕 168 みさと館	
	美郷町役場大和事務所	美郷町都賀本郷 163	
資料館等	齋藤茂吉鴨山記念館	美郷町湯抱 265-1	
	ふるさとおおち伝承館	美郷町九日市	旧前川家住宅の 活用
	美郷町神楽伝承館	美郷町都賀行笹目	
	美郷町カヌー博物館	美郷町亀村 54-1	
図書館	美郷町立図書館「みさと本の森」 (みさと館)	美郷町粕渕 168 みさと館 2 階	みさと館1階ロ ビーでは鏝絵を 展示
公民館	君谷公民館(君谷交流センター)	美郷町京覧原 277	
	別府公民館	美郷町別府 50-2	
	沢谷公民館 (沢谷交流センター)	美郷町九日市 118	
	粕渕公民館(粕渕自治会館 かすみの里)	美郷町粕渕 92-10	
	吾郷公民館	美郷町簗瀬 178	
	都賀公民館(大和事務所)	美郷町都賀本郷 163	
	都賀行公民館(都賀行交流センター)	美郷町都賀行 120-1	郷上遺跡(都賀 行)の出土遺物 を保管
	都賀行公民館潮分館	美郷町潮村 136	
	比之宮公民館(比之宮交流センター)	美郷町宮内 562-5	
隣保館	都賀行隣保館	美郷町都賀行 90-16	
	浜原隣保館	美郷町浜原 319-18	
その他	ふれあい広場邑智ミニトレーニングセン ター	美郷町久保 222-1	沖丈遺跡をはじ め旧邑智町の遺 跡の出土遺物 (一部)を保管

5 地域・地区区分と概況

美郷町は平成16年(2004)10月1日に、邑智郡邑智町と大和村が合併し発足したことから、大きくは邑智地域と大和地域からなる。

さらに、昭和30年代初めの合併当時の村、及び主要な集落等の立地に基づく行政区分と しては、次のように邑智地域では6地区、大和地域では7地区から構成される。

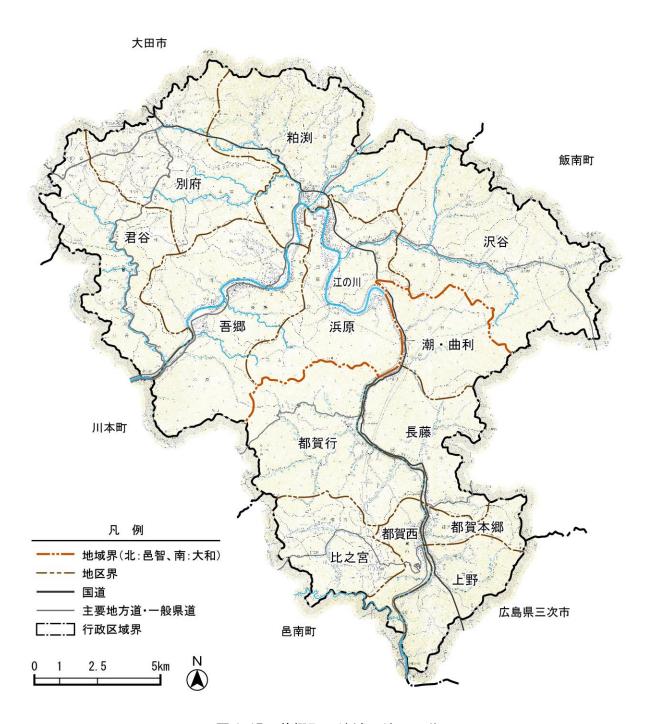


図 1-17 美郷町の地域・地区区分

地域	地区	概 況
邑	君谷	・川本町に接する地区であり、江の川とその支流である君谷川が流れる。
智	(きみだに)	・江の川沿いには平坦地はほとんどなく、君谷川沿いに集落や農地などが点 在する。
(おおち)		・令和2年(2020)現在の人口は285人で、平成27年(2015)より63人減少している。
(5)	別府	・江の川から離れた山間部であり、別府峠を通じて大田市にとつながる。
	(べっぷ)	・小規模な平地部等が点在し、集落や農地などが形成され、石見銀山街道が通る。
		・国史跡「石見銀山街道 やなしお道」、町指定文化財「別府八幡宮の大スギ」がある。
		・令和2年(2020)現在の人口は300人で、平成27年(2015)より35人減少
	= 40g	している。
	吾郷	・江の川の下流部に位置し、西側は川本町に接し、江の川沿いに集落が形成されている。
	(あごう)	これしている。 ・町指定文化財「尾原家の欄間と明かり障子」、「沖丈遺跡」がある。
		・令和2年(2020)現在の人口は509人で、平成27年(2015)より63人減少
		している。
	粕渕	・役場などが位置する本町の中心部である。
	(かすぶち)	・石見銀山街道の宿場町「小原宿」として発展した場所で、歴史ある建物が
		並ぶ寺小路や、幕末の本陣を務めた本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」)な
		ど、風情ある景色が残る。
		・令和2年(2020)現在の人口は835人で、平成27年(2015)より71人減少している。
	 浜原	・江の川舟運の中継地として栄えたまちであり、石見銀山街道との結節点で
	(はまはら)	あった。
	(188185)	・県指定文化財「妙用寺の桜」、町指定文化財「鰐口」がある。
		・令和2年(2020)現在の人口は490人で、平成27年(2015)より79人減少
		している。
	沢谷	・飯南町(赤名)につながる石見銀山街道が通り、かつて宿場(九日市宿)
	(さわだに)	もあった。
		・国史跡「石見銀山街道 森原古道」、県指定文化財「花の谷の桜」、「酒 谷のオロチカツラ」、「学舎のイロハモミジ」、町指定文化財「前川ザク
		そのオロテガララ」、「子音のオロバモミラ」、町相足文化財「前川リック ラ」がある。
		・令和2年(2020)現在の人口は604人で、平成27年(2015)より63人減少
		している。
大	都賀西	・江の川の上流部左岸の地区であり、南側は邑南町と接し、江の川沿いに集
和	(つがにし)	落が形成されている。
7:		・町指定文化財の神楽「鍾馗」、「山伏」等が都賀西神楽保存会により演じ
(だいわ)		られている。
わ		・令和 2 年(2020)現在の人口は 197 人で、平成 27 年(2015)より 24 人減少
	 上野	している。 ・江の川の上流部右岸の地区であり、邑南町、広島県三次市と接し、江の川
	上野 (かみの)	治い及びその支流の山間に集落が形成されている。
	(1000)	・山間には飯谷のシダレザクラがある。
		・令和2年(2020)現在の人口は156人で、平成27年(2015)より11人減少
		している。
	都賀本郷	・大和地域の中心部であり、江の川沿いの中心集落には美郷町役場大和事務
	(つがほんごう)	所などが位置する。
		・旧大和村の中心部で、背後には棚田が広がっている。
		・令和2年(2020)現在の人口は294人で、平成27年(2015)より18人減少
		している。

表 1-5 地区の概況

地域	地区	概 況
大和(だいわ	長藤 (ながとう)	・江の川右岸の地区であり、東は飯南町と接している。 ・都賀本郷と連続的に集落が形成され、道の駅「グリーンロード大和」が位置する。 ・令和2年(2020)現在の人口は174人で、平成27年(2015)より27人減少している。
<u>わ</u>	潮·曲利 (うしお・まが り)	・大和地域の北側に位置する江の川右岸の地区で、邑智地域と隣接し、東は 飯南町と接している。 ・町指定文化財「絹本著色霊峰冨士乃図・絹本著色晩秋乃群鹿図」がある。 ・令和2年(2020)現在の人口は84人で、平成27年(2015)と同様である。本 町では最も人口が少ない地区である。
	都賀行 (つがゆき)	・大和地域の北側に位置する江の川左岸の地区で、邑智地域と隣接し、西は川本町などと接している。 ・町指定文化財「都神楽 天の岩戸」がある。 ・令和2年(2020)現在の人口は207人で、平成27年(2015)より60人減少している。
	比之宮 (ひのみや)	・本町の南端の地区の一つで、大和地域では唯一江の川に面していない地区で、支流沿いに集落が形成されている。 ・本地区は、村之郷、宮内、比敷の3つからなり、「比之宮」の名称が付けられた。 ・町指定文化財「木彫狛犬」、「田立建埋根命神社樫ノ木」がある。 ・令和2年(2020)現在の人口は220人で、平成27年(2015)より31人減少している。

■令和2年(2020) □平成27年(2015)

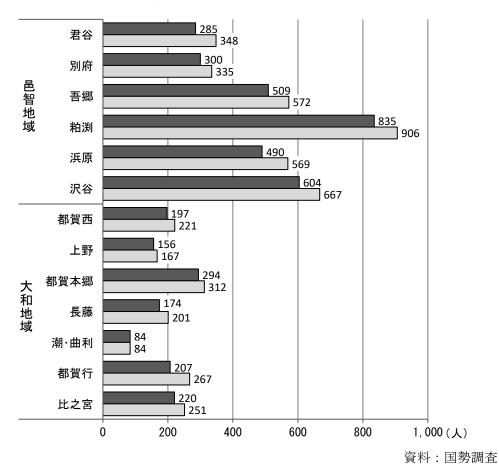


図 1-18 地区別人口の推移

第4節 歴史環境

1 美郷町の歴史概況

(1)旧石器時代~古墳時代(~7世紀)

縄文時代は狩猟採集を生業の基盤とし、土器を生活の様々な場面で使用していた時代である。郷上遺跡(美郷町都賀行)では、江の川本流域では珍しい縄文時代早期の押型文土器※1や漁業用の網に使用していたと思われる石錘※2が出土している。石錘の出土は、この時代、すでに江の川を漁場とした刺し網漁などが行われていたことを示しており、食生活の中に魚が取り入れられていたと思われる。また、同じく発掘調査が行われた沖土遺跡(美郷町乙原)では、縄文時代後期から晩期にかけて71点もの打製石斧(土掘り具)や土製耳飾りが出土している。また、出土した縄文時代後期中葉の土器の型式は、「沖丈式」という名称がつけられている。これらの他12か所の遺跡が確認されている。

弥生時代は、日本列島に本格的な水稲耕作や金属器使用が普及していった時代である。特に沖丈遺跡では、管玉が副葬されていた弥生時代前期の標石を配した墓 12 基、弥生時代後期の竪穴建物跡 22 棟が検出されている。当遺跡からは、弥生時代後期の鉄器が 77 点も出土していることから、江の川本流における水運の拠点であったと考えられる。その他 15 か所の遺跡が確認されている。 3 世紀後半から始まる古墳時代は集落遺跡が 19 か所、古墳・横穴墓が 25 か所で知られており、特に古墳終末期(7世紀頃)のものが多い。

つづく古墳時代は、3世紀後半から7世紀頃にかけて列島各地でさかんに古墳が造営された時代である。遺跡は集落遺跡が19か所、古墳・横穴墓が25か所で知られており、特に古墳終末期(7世紀頃)のものが多い。

美郷町ではこの頃、江の川本流沿いだけでなく支流域の山間奥地まで居住範囲が広がっていったことが推定される。

(2) 奈良時代~平安時代末期(710年~1185年)

また、7世紀から8世紀にかけて編纂された国内最古の歌集、『万葉集』等に多くの作品を残している歌人、柿本人麿の終焉の地が美郷町湯抱にある鴨山であるとの説を、大正時代から昭和時代初期に歌人として活躍した斎藤茂吉が長年の調査の末に提唱している。

※1 押型文土器

刻みを入れた棒を押し付けた文様の土器

※2 石錘

石のオモリ

※3 倭名類聚抄

承平年間 (931 年~938 年) にまとめられた国内に現存する最古の辞書。国語辞典の他に漢和辞典、 百科事典の要素も含んでいる。

※4 延喜式神名帳

延喜 5 年 (905) ~延長 5 年 (927) に制作された、律令の施行細則を 50 巻にまとめたもののうち、 9 巻と 10 巻を指す。全国に当時存在した神社の一覧。

(3) 平安時代末期~安土桃山時代(1185年~1603年)

平安時代中期から荘園*5公領*6社会が成立していく中、美郷町では大規模な平野部がないため、荘園が作られることがなく、公領のみで構成された地域となっていく。その過程で徐々に町の地理的な領域が定まっていった。13世紀に入り、承久の乱を経て、佐波郷、都賀郷、佐木郷君谷村といった、現在の町域が成立することになる。

各郷は独自の歴史を歩んでいく事になるが、佐波郷については鎌倉時代に入り、承久の乱後に三善氏が地頭として入部し、土地の名をとって佐波氏と名乗り、戦国時代末期までこの地の領主として活躍した。乙原八幡宮境内社古八幡宮の社伝によると、2代清連が家を継いだ承久2年(1220)に町内の田水地域にある銅ヶ丸鉱山が開発されたとされる。都賀行、千原にある八幡宮はこの頃創建されたものとみられる。南北朝時代に入り6代佐波顕清(1328年~1350年)は南朝方に与し、観応元/正平5年(1350)、北朝方の高師泰と青杉三城(青杉城・鼓ヶ崎城・東本やじよう)で1か月にわたる合戦を繰り広げた末に敗戦したとされている。その後、7代実連(1350年~1379年)が赤穴庄地頭職を入手し、石見国と出雲国に跨る大きな勢力を持った。

室町時代には幕府奉公衆(武官)として重要な役割を果たした。歴代当主その他の墓地は町内各地に存在している。

佐波郷にはいち早く浄土真宗が伝わり、浄土寺が石見における拠点寺院として大きな勢力を誇った。簗瀬の尾原家の欄間はこの頃作成されたとされる。尾原家は屋号を五本木といい、当家の由緒書によると室町時代に簗瀬村に移り住み、江戸時代には庄屋格の家として代々務めた。

都賀郷は備後、石見との国境で、都賀氏や高橋氏、佐波氏、小笠原氏など、諸勢力がひしめき合う地域であった。とくに戦国時代には都賀行、都賀西等の地域に分かれ、江の川に沿って大小数多くの山城が築かれるとともに、尼子・大内・毛利軍などの諸軍勢による激しい攻防戦が展開された。都賀西地域にある山城「尼子陣所」は天文 10 年(1541)に尼子晴久が毛利攻めで敗走した際に陣を置いたとされることからこの名称がつけられているが、現地に残る郭等、軍事的拠点のほとんどは江の川下流に向かって築かれている。これは永禄3年(1560)に毛利氏が石見銀山侵攻の際に布陣したためであると考えられる。天文11年(1542)、大内・毛利両軍による出雲攻めの際には、都賀に舟を繋げて橋にする舟橋が作られることなどもあった。

君谷地域は、もと出羽(富永)氏の庶流がここを領して君谷氏を称していたが、南北朝期に出羽氏惣領家が没落した後、出羽氏に代わって出羽郷を領して君谷出羽氏(のち出羽氏)を称し、君谷地域は戦国末期に至るまで継続して君谷氏が領有した。同地域にある八幡宮(地頭所)は天元3年(980)の創建とされる。

戦国時代の石見地域で特筆すべき事項として大永7年(1527)、隣接する大田市の石見銀山で本格的な銀採掘が始まったことがあげられる。周辺の戦国武将の間で、銀山争奪戦も含め数多くの戦が行われたが、美郷町内でも都賀、その他様々な地域で行われた。特に弘

※5 荘園

8世紀~16世紀に存在し、貴族・寺社が収入を得るために領有支配した農地とその周辺の山野を含む土地。

※6 公領

公権力の支配対象である土地。平安時代に私領として荘園が成立するようになると、国司の支配地が公領と呼ばれた。中世には国衙(こくが)領と呼ばれた。

治2年(1556)、毛利元就が佐波氏の協力を得て石見銀山を奪取した際には、別府も激戦の場所の1つになったとされる。永禄5年(1562)、石見銀山は毛利氏の所領となり、その後天正17年(1589)に出羽氏、同19年(1591)に佐波氏、同20年(1592)に小笠原氏が相次いで転封され、美郷町内での歴史を終える事となる。

文化面では楽打ちが15世紀初頭には始まったとされる。楽打ちは浴衣に「たくり」と呼ばれる響をかけて太鼓をたたきながら町内を練り歩くもので、現在、秋の例大祭に各地の神社で奉納されており、呼び名もシャギリ、はやしこう等地域により異なっている。

(4) 江戸時代(1603年~1868年)

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、戦国大名毛利輝元から石見銀山を接収するとともに津和野藩領を除く石見国 10 万石を直轄地とした。町内では当初全域が幕府直轄領となったが、元和5年(1619)の浜田藩の創設により江の川以西が同藩領に編入されている。

石見国の幕府直轄領は「銀山附」と呼ばれ、銀山の支配や経営のために編制されたもので、とりわけ当町内では銀生産に必要な森林資源の供給と灰吹銀の輸送などの重要な任を負った。

銀生産に必要な坑木や木炭は、領内に設定された御立山と代官所が指定した「御囲村」 (32 か村) から供給された。このうち当町内には全御立山の 75%が集中したほか、御囲村では 12 か村 (うち炭村 5 か村) が該当しており、銀山経営上重要な要地であったことがわかる。銀輸送路の石見銀山街道は陣屋元大森から当町内を通って尾道までの約 130 kmに及ぶ道で、3 泊 4 日の旅程で銀が運ばれた。この街道は初代石見銀山奉行大久保長安 (1545年~1613年) により整備され、同時に人馬の継ぎ立を担う宿駅として町内では小原町・浜原・九日市の 3 か所が定められた。特に小原町は宿場町として発展し、近代以降の行政・商業の拠点としての礎となった。小原町の整備は大久保長安と共にこの地域に来た波多野氏が定住し、現在も残る用水路網の整備や稲荷神社、圓光寺などの寺社の勧請等を行い、宿場町としての発展に努めた。

当時の産業は、他の山間部の村落と同様にたたら製鉄が盛んであった。たたら場の多くは江の川の沿岸に立地し、原料の砂鉄や燃料の木炭の調達から製品の出荷に至るまで江の川舟運と一体的な活動を展開した点が特徴と言える。江の川の川舟は「カンコ」と呼ばれ、寛政3年(1791)の調査では流域全体で84艘にも及んでいる。なかでも江の川水運の拠点港である浜原村には複数の問屋が存在し、周辺のたたら場や鍛冶屋で生産された鉄*7や割鉄*8のほか扱デ*9などを集荷し、江の川を下って河口の郷田(今の江津市江津町郷田地区)に送られ、寄港した諸国廻船*10を通して各地に流通した。その帰り荷として瀬戸内産の塩や北国産の米などが移入されるなど、江の川を介した多様な商品流通があった。

※7 銑

純度の低い鉄。鋳物に使用された。

※8 割鉄

鍛錬を重ねた鉄。包丁鉄ともいい、普通の鉄素材として、工具、農具などの制作に使用された。

※9 扱苧

植物性の繊維。衣類や綱、漁業用の網の素材として使用されていた。

※10 廻船

港から港へ旅客や貨物を運んで回る船のこと。江戸時代には菱垣廻船・樽廻船のほか、西廻り航路(北前船)・東廻り航路、さらに北国廻船・尾州廻船などが成立して船による輸送網が発達した。

慶応2年(1866)の第2次幕長戦争では粕淵村には幕府方として福山藩の本陣が置かれ、 隣接する浜原にも多くの兵士が駐屯し、前戦としての役割を担った。しかし、同年7月20 日、大森代官鍋田三郎右衛門が備後上下代官所に退去したことで、270年間に及ぶ徳川幕 府による支配は終焉を迎えた。

文化面ではお田植え行事(花田植)はこの頃始まったと考えられる。石見銀山領内のお田植え行事の内容には共通点があり、作法は小笠原流、唄は近重流、代は元重流とされている。

大元神信仰に起源を発する大元神楽が各地域で行われるようになった。神職が神憑りによって祖霊に年の吉凶等を聞くにあたり、神前で神楽が執り行われた。吾郷地域にある式内社、天津神社に残る「大元舞熟書之事」(元和元年(1615))は神楽の記録としては町内最古である。

町内の宿場町の1つである九日市本陣の当主を務めた佐和華谷(1749年~1831年)は儒家、書家として町内外に優れた作品を残している。

古文書については先述の天津神社文書の他、田立建埋根命神社に江戸時代後期の神楽演目が記された史料が残る。

その他当時各村で庄屋格を務めた旧家を中心に数多くの古文書が残されており、下波多野家、林家(粕渕)、木村家(高畑)、景山家(湯抱)、多久家(石原)、檜高家(港)、二上家(浜原)、中原家(酒谷)、尾原家(簗瀬)、三上家(仲岡 上野)、三上家(住田屋 上野)、中原家(潮村)、遠藤家(長藤)、松浦家(奥山)、安田家(港)、小笠原家(粕渕)、西福寺(片山)、福間家(酒谷)、覚法寺(吾郷)の各家に伝わる古文書が確認されている。

(5) 明治時代以降(1868年~)

明治時代以降の日本の近代化は、政治・社会・経済・文化の各方面に急激な変化をもた らした。

行政区画は度々制度改正が行われたが明治 21 年(1888)に町村制が施行され、町内は8か村(吾郷村・浜原村・粕淵村・沢谷村・君谷村・都賀行村・都賀村・布施村)となった。その後昭和 28 年(1953)に公布された町村合併促進法により邑智町と大和村に、さらに平成 16 年(2004)、市町村の合併の特例等に関する法律により、両町が合併、美郷町となった。

明治時代に入ってからも「江川絵図」(前林家文書)にみられるように、河川による流通産業の振興を図る試みがなされる等、産業発展と深く結びつきながら積荷は拡大していた。大正6年(1917)の浜原村村会議事録によると、その流通量は年間総量 18 万貫、販売額は35万円となっており、内訳は和洋反物、雑貨等であった。浜原では三次から船長約10mの船で運んだ荷物を、約12.7mの船に積み替えて江津方面へ輸送し、舟運の中継基地、物資の集積地として栄えた。しかし、大正15年(1926)に三江線の建設が始まった事により状況は大きく変わる。三江線は広島県三次市と江津市を結ぶ鉄道で、昭和6年(1931)に江津一川戸間が開通、紆余曲折を経て昭和50年(1975)に全線開通となった。これにより江の川の舟運は大きく衰退する事になった。三江線は平成30年(2018)に廃線となるまで地域の重要な交通機関としての役割を担った。

江の川舟運を利用した代表的な産業として銅ヶ丸鉱山(乙原)の銅採掘があげられる。明治時代中期に新技術を導入して大規模な採掘精錬が開始され、山陰屈指の大鉱山として盛況を呈した。明治20年(1887)には同鉱山の経営に鹿足郡邑輝村(現津和野町)の堀伴成

が乗り出し、上流から精錬に必要な石灰岩を運び、さらに生産された銅は江津へ向けて輸送された。これらの輸送を舟運が担っていた。同鉱山では明治29年(1896)に水力発電所が設置されるなど隆盛を極めたが、明治40年(1907)に銅価格が暴落したのをきっかけに事業を休止した。休止中に不慮の出火で工場の建物・機械が全焼し、復旧の見込みがないまま閉鎖となった。

電源開発としても江の川は大きな役割を果たしている。大正年間に 10 度にわたり電源 開発に関する申請が行われたが、うち6割が江の川水系を利用したものになっている。戦 後も開発が進み昭和 28 年(1953)には浜原ダムが建設され、同年に明塚発電所、潮発電所が 完成した。

美郷町の発展を支える江の川であるが、多くの河川災害を引き起こしており、特に大きな災害としては昭和47年(1972)の災害の被害が甚大で、旧邑智町では、住家の被害は1,326戸、被害額は当時の物価で16億9,218.3万円、旧大和村では住家453戸、被害額49,340万円という記録(邑智町誌、大和村誌)が残っている。

その後大規模な堤防建設工事が推進され、町の防災体制は大きく発展した。

他の産業においては重要産業であった製鉄が洋鉄の輸入が始まり衰退するなど、明治 10 年代後半から不況が始まった。そのような中で、各村では勧業会を設立し、農事改良、指導の推進を図った。中でも養蚕業は各村で最も力点がおかれ、明治 18 年(1885)に簗瀬で講習会が開催されたのを皮切りに明治 20 年代から生産農家が増加し、島根県の支援もあり、養蚕業は急速に拡大していった。大正時代に入っても拡大は続いたが、昭和 4 年(1929)に起きた世界恐慌をきっかけに徐々に衰退の道を歩み、平成時代の初頭にはほとんどの養蚕農家が廃業した。

金融機関としては明治 33 年(1900) に粕淵銀行が創立、宅野、赤名、川本、掛合に支店を 出すなど、業績を伸ばし、町内産業と共に発展した。その後第 1 次世界大戦により国内の 諸産業は拡大し、銀行の機能も拡大する必要が出てきたため、他銀行との合併交渉が始ま り、大正 7 年(1918)、松江銀行と合併し、名称を「松江銀行」とした。その後も複数の銀 行との合併を経て、昭和 16 年(1941) には「山陰合同銀行」が発足する事となる。

明治時代以降は、対外戦争が継続的に発生して町内からの出征者も多数いた。

とりわけ昭和6年(1931)の満州事変勃発以降、戦争は拡大の一途をたどった。

しかし、昭和12年(1937) 盧溝橋事件が勃発し、応召者の増加によって農村における労働力はさらに減少した。翌年、国家総動員法が制定された影響で生活はさらに制約を受ける事となる。また、学童も勤労奉仕作業や銃後活動へ動員された。

そのようななか、町内各村では村民に対し、様々な支援策を行った。例えば、都賀行村では昭和 14 年(1939) 臨時負債処理資金の特別融資を行った。これは戦死傷者遺族等に対し特別融資を行う制度で、一人当たりの貸付限度 3,000 円以内、年 3 分 8 厘以内、25 年以内の年賦償還方式で遺族の救済をはかるものであった。

昭和16年(1941)、太平洋戦争が始まると、応召戦死者は増加し若者は減少し、銃後の食糧生産は老人と婦女子にゆだねられた。このようななかで昭和18年(1943)に台風が来襲し、甚大な被害を受けている。政府は同年12月に都市疎開実施要項を発表し、学童の集団疎開が始まった。町内各地においても多くの疎開があり、各学校に分散編入された。

昭和20年(1945)8月、ついに終戦を迎える事となる。昭和12年(1937)から22年(1947) にかけての戦死者、戦病死者は、旧邑智町全体で421名、旧大和村で213名という記録が 残っている。町内各地に忠魂碑が建設され、現在も地域住民により大切に管理されている。 教育面では、明治5年(1872)の政府による学制交付を受け、明治6年(1873)に粕淵村小学校が同村内の円光寺に創設された。その後、明治8年(1875)に小松地村(安楽寺)、浜原村(妙用寺)、乙原村(香勝寺)、簗瀬村(王子神社)、吾郷村(岸松寺)、奥山村(八幡宮)、都賀行村(西念寺)、潮村(中原宅)、都賀本郷村(都賀本郷社殿)、宮内村(代古屋)、比敷村(紙屋隠居)、村之郷(山吉屋)に創立された。各地域の小学校はこのように地域の社寺や個人宅を利用して始められた。その後、政府の教育政策に合わせて変化、発展し、各地に小学校が建設された。明治末期には就学率が98%を超え、義務教育が定着した。

その後も各小学校は様々な変遷を経て制度変更、統合を繰り返し、平成 15 年(2003) 現在の邑智小学校、大和小学校に統合して現在に至る。

中学校は太平洋戦争後に各村に創立されたが、こちらも様々な変遷を経て、昭和 34 年 (1959)に大和中学校、昭和 38 年 (1963)に邑智中学校に、それぞれ統合された。

現在、町の小中学校教育は人権同和教育、ICT教育やふるさと教育に取り組み、「美郷町を担う心豊かな人づくり」を目標に様々な施策を推進している。

昭和31年(1956)、島根県教育委員会は川本高等学校粕淵分校を邑智高等学校とし、町内に公立の高等学校が創立された。当初は農業科、被服科の2科であったが、昭和41年(1966)、普通科のみとなった。カヌー部が創設され、昭和57年(1982)、島根県で開催された国民体育大会「くにびき国体」で同部の部員が活躍するなどしたが、次第に生徒数が減少、平成20年(2008)に廃校となった。

邑智高等学校は廃校となったが、国体での活躍をきっかけに町(当時は邑智町)はカヌーの町としてのまちづくりを進める事となり、カヌー体験施設「カヌーの里おおち」の建設、邑智中学校カヌー部の創設などを進めた。

また、カヌー博物館を建設し、平成3年(1991)、オープニングセレモニー企画としてインドネシアのバリ島からカヌー制作ができる職人を招聘し、現地のカヌー「ジュクン」を制作する取り組みが実施された。

これがきっかけとなり、平成5年(1993)バリ島のマス村と友好協定を締結し、同村との交流が始まった。

その後は互いに訪問団を派遣したり、邑智高等学校生徒が修学旅行として訪問したりする等の交流を深め、令和4年(2022)にはバリ島の若者5名が技能実習生として来町した他、寄託を受けた伝統楽器ガムラン楽器を演奏する楽団が結成される等、町村間交流以外の交流も広がり、令和5年(2023)には、交流30周年を迎えた。

文化面では明治初頭に神職が神楽を舞う事を禁止する法令が発布され、次第に住民による舞が主流となっていった。神楽は江の川に沿って広島方面へ伝えられ、太平洋戦争を経て新たに創作された演奏や演目が逆流する形で美郷町へ伝わり、独自の発展を遂げた。現在、町内には7つの神楽団体があり、活動している。令和元年(2019)、石見地域の4市5町(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町、美郷町)が連携し、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界 ~石見地域で伝承される神楽~」という名称で日本遺産の認定を受けた。

絵画では日本画家、中原芳煙が活躍した。中原芳煙は明治8年(1875)に潮村で代々庄屋を務めた名家で生まれた。幼いころから絵画に親しみ東京美術学校(東京芸術大学)に入学、首席で卒業した。卒業後も国内各地を回り、優れた作品を遺している。中でも「晩秋乃群鹿図」(明治42年(1909))は帝国美術展覧会に出品し、首席入選となっている。また、「霊峰富士乃図」は、明治45年(1912)の第10回美術研精会展覧会(竹之台陳列館)に出

品されているが、展覧会への最後の出品作品とされている。この作品発表の3年後の大正4年(1915)、結核により39歳で没した。

また、美術工芸品の一つである鏝絵が、本町には多数残されている。鏝絵とは左官職人が鏝を使い、民家や土蔵の壁に漆喰で描いた彫塑である。漆喰による装飾は、江戸時代の中後期からの防火対策として幕府が塗り壁や瓦の使用の制限をゆるめ、土蔵造りを奨励したことから左官工事の需要が増えていき盛んになった。県内では石見地域が盛んで、主に明治時代の初めから昭和30年代にかけて造られた作品が各地域に残っている。本町の鏝絵も同時代のものであり、多くは蔵の矢切部分の妻壁に見られるが、惣森にある山根家の鏝絵(昭和6年(1931)年制作)は家屋(離れ)2階の戸袋に描かれている。

文学では大正時代を中心に活躍したアララギ派の歌人斎藤茂吉が、柿本人麿終焉の地を数度にわたる現地踏査も含めて詳細に調査し、昭和 12 年(1937)に町内湯抱にある鴨山であると結論付けた。同氏の研究活動と成果を顕彰し、昭和 28 年(1953) 4 月 29 日、鴨山が見える地に公園を整備し、敷地内に同氏の短歌を石に刻んだ歌碑が建立された。石碑建立を機に、建立された日を記念日として短歌会が開催されるようになり、町内における短歌活動が活発化した。平成 3 年(1991)に研究資料等を展示した齋藤茂吉鴨山記念館が開館した後には、百人一首等を行う鴨山カルタ会も開催されるようになった。

江戸時代から各地で行われてきた田植え行事は、時代の変化とともに次第に衰退したが、 別府地区では花田植を復活させ、現在も行われている。楽打ちは、時代とともに形を変え ながらも現在も秋の例大祭にあわせ各地域の神社に奉納されている。

史料、古文書については、二上家(浜原)の当主が記した日記には、幕末から明治にかけての出来事が詳細に記されている。江戸時代に庄屋格であった家にも引き続き多数の文書が残されている。また、明治~昭和初期にかけて旧村単位で村史が作成されており、その一部(粕渕、布施等)が町立図書館に保管されている。

町役場には旧村時代の議会記録が断片的に残されている他、昭和 53 年(1978)に邑智町 誌、昭和 56 年(1981)に大和村誌、平成 16 年(2004)に続大和村誌が発行されている。

(6)食文化

美郷町に住む人々は古くから江の川に生息する多様な生きものを捕獲し、食してきた。 また、同川を行きかう舟を通じて日本海側からは海の魚や塩、広島県側からは酒や砂糖な どが運ばれてきていた。また、石見銀山周辺の食文化も街道を通じて入ってきており、気 候や地形等地域の特性と入り混じり、多様な食文化を育んできた。

米の収量は少なく、麦や粟などを米に混ぜて食べるのが普通で、舟運を利用して唐米(外米)を買い、不足を補ってきた時代があった。

石見銀山を中心に、祭りや結婚式の際に箱ずしを作る習慣がある。大きめの木枠に飯や 具材を詰めて作られるが、町内ではこれに似た押し寿司という料理が作られている。押し 寿司は花型などの小さな型枠に具材や飯を詰めて作る料理で、祭りや出産祝い等の際に作 られた。

川の食材として代表的なものに鮎がある。火振り漁、たて網漁、簗漁等様々な漁法が伝わっている。主な調理方法としては、塩焼き、せごし、鮎ずし等がある。大量に取れた場合は粕漬や干し鮎にして保存する。粕漬は焼いて食べ、干し鮎は雑煮等の出汁にしたり、すき焼きの具材としたりして使用する。

また、うるかと呼ばれる鮎の塩辛を作る習慣がある。鮎の内臓を食材とした「にがうる

か」と卵を食材とした「子うるか」がある。

山でとれる山菜、野草も乾燥、塩漬けにして保存し、様々な料理に使用している。キノコ類は「なば」と呼ばれ、様々な「なば」が食べられるが、特に松茸は焼松茸、松茸ご飯にして食べられ、香茸は塩漬けにして食べられる。香茸の根元は特に産後の肥立ちに良いとされ、主に出産後の母親に食べられていた。

昔からイノシシは農地を荒らす存在であり、上野地域に猪垣と呼ばれる猪除けの為の石垣がある他、正徳2年(1712)に猪鹿の被害対策に小屋を建てて昼夜にわたり番をした記録(下波多野家文書)が残っているなど、各地域に残る古文書に被害対策の記載が見られる。また、慶応元年(1865)に猪肉を煮て食した記録(二上家文書)もあり、食文化として定着していたことが分かる。

近年も野生動物による農産物被害は増加しており、町では駆除したイノシシを資源化する取り組みを進めている。具体的には、肉を特産品「おおち山くじら」として精肉、その他加工品にして、町内外で販売している。

江の川の舟運を通じてアジ、塩サバ、干しカレイ、鯨の白皮等たくさんの海産物が運ばれてきたが、海草のテングサで作った棒寒天も運ばれてきており、行事食の膳によく利用されていた。

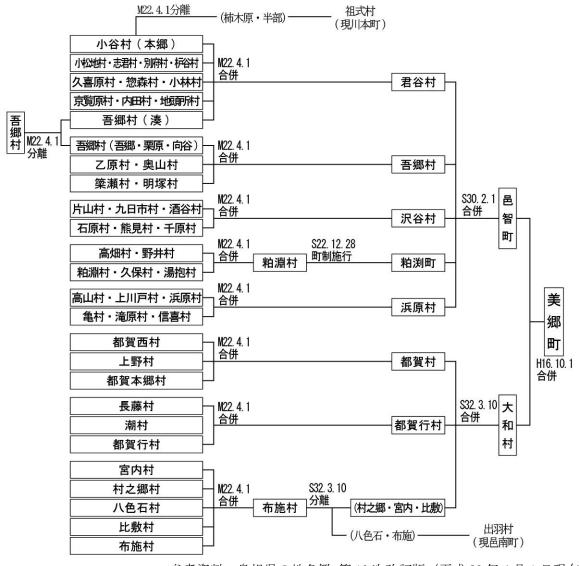
料理は大きく日常食、晴れ食、行事食に分けられ、これらの食材はそれぞれの場面で必要に応じ利用され、多様な食文化を形成した。

2 美郷町の沿革

美郷町の行政組織としての沿革(概況)を整理する。

明治の大合併(明治22年(1889)4月1日)により、君谷村、吾郷村、沢谷村、粕淵村(昭和22年(1947)12月の町政施行により粕渕町に移行)、浜原村、都賀村、都賀行村、布施村の8村が発足した。

その後、昭和30年(1955)2月1日に君谷村、吾郷村、沢谷村、粕渕町、浜原村が合併し 邑智町が、昭和32年(1957)3月10日には都賀村、都賀行村、布施村の一部が合併し大和 村が発足した。これら邑智町と大和村が平成16年(2004)10月1日に合併して、美郷町と なった。



参考資料:島根県の地名鑑 第10次改訂版(平成29年4月1日現在) 島根県地域振興部市町村課

図 1-19 美郷町の沿革

第2章 美郷町の文化財の概要

第1節 美郷町の文化財調査

1 文化財の把握調査

(1) これまでの文化財の把握調査

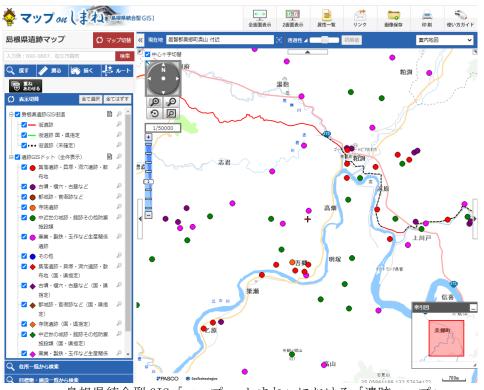
美郷町においては、『美郷の文化財』(令和4年(2022)3月)の刊行に際して、令和3年度(2021)に美郷町教育委員会が町内の有形・無形の文化財について、未指定文化財の把握調査及び指定文化財を含めた整理・編集を行った。こうした文化財の把握は、平成13年度(2001)に旧邑智町で行った文化財調査、及び邑智町誌、大和村誌をもとにした現地調査が基本となった。また、文化庁や島根県教育委員会等が実施した既往調査(表2-2)を参考にするとともに、遺跡については、島根県遺跡データベース(島根大学)及び島根県統合型GIS「マップ on しまね」で公開されている「遺跡マップ」を活用した。なお、調査及び編集においては、アドバイザー(石見銀山資料館館長)、調査員(美郷町文化財保護審議会委員)5名、及び事務局(教育課)からなる体制を構築した。



未指定文化財を含めた文化財 の概要「美郷の文化財」

さらに、本計画の作成過程では、「地域の宝」の再発見として、アンケート調査(次頁の 資料)を実施するとともに、地区別のワークショップでも未指定文化財に関する情報把握 などに取り組んだ。

しかし、個々の文化財についての個票作成やデータベース化には至っていない。



島根県統合型 GIS「マップ on しまね」における「遺跡マップ」

参考資料:「地域の宝」の再発見 アンケート調査(上段:表面、下段:裏面…A3判)

「地域の宝」の再発見 ~よく知られた、あまり知られていない、埋もれている・・・ 「地域の宝」(文化財)を教えてください~

美郷町には、各所に有形・無形の数多くの文化財が存在します。その中には、文化財指定により保存・活用されているもののほかに、膨大な数の未指定の文化財が存在していると考えられます。

美郷町では、こうした有形・無形、指定・未指定の文化財の保存・活用をめざし、基本的なアクションフラン(目標や具体的な取組など明らかにする計画)である「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んで

この計画に、町民のみなさまがご存じの文化財の情報、及び文化財の保存・活用や歴史文化を活かした地 域づくりなどに関する思い・意見を反映させるため、「地域の宝」やその保存・活用に関する意見をお聞き することとしました。

【提出方法】

〇この用紙に記入して、ワークショップの終了後に、担当の職員にお渡しください。又は、後日、各公民館、美郷町教育委員会教育課(役場)にご提出ください(ワークショップの終了後1か月以内)。 <問い合わせ先>

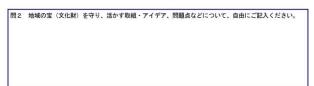
美鄉町役場教育委員会教育課

電話: (0855) 75-1217 FAX: (0854) 84-9156 担当:岩谷

問1 お住まいの地区(地域)で、できれば国・県・町が指定している文化財(右の図)以外で、守り・活かし たい(守り・活かして欲しい)「地域の宝(文化財)」がありましたら、下表にご記入ください。 六つ以上ある場合は、裏面の地図やその余白にご記入ください。

<u>場所を示すことができる場合は、裏面の地図にご記入ください。</u>※「文化財とは」:右下をご覧ください。

番号	地域の宝 (未指定等文化財) の名称	左記の概要や特徴など(問題点を含む)
1		
2		
3		
4		
5		





入に対しています。 制定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高いあるいは人々の生活 の理解のために必要なすべての文化的所産 ※文化書籍会文化財が料会企画調査会報告書(平成19年10月)より

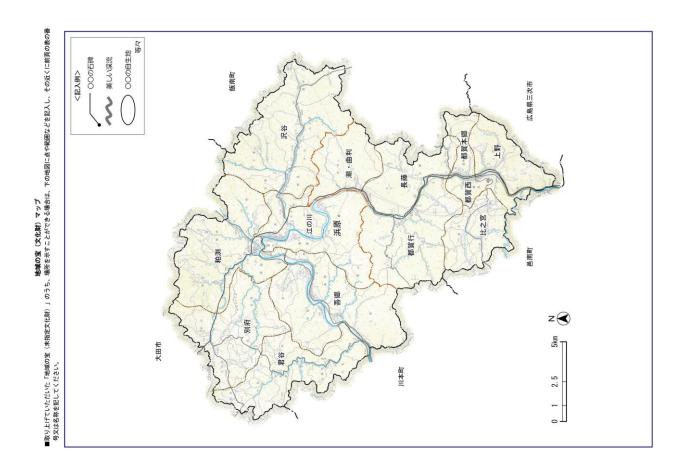


表 2-1 島根県及び国等における文化財関係調査報告書一覧

(埋蔵文化財調査報告書・研究報告書を除く) 令和6年(2024)1月31日現在(1/2)

7 =	(埋蔵文化財調食報告書 • ·			~ 令和 6 年(2024) 1 月 31 日現在(1/2) □
種 別	報告書名称	調査主体	報告書 刊行年	
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告1	島根県	1923	隠岐の天然記念物、三瓶山、霞石、畳ヶ浦などの 調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告2	島根県	1925	
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告3	島根県	1929	津和野城、忌部村の上代玉作遺跡、龍頭滝、断魚 渓などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告4	島根県	1930	船通山、美保の北浦、千丈渓などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告5	島根県	1933	小泉八雲旧居、安部谷の古墳などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告6	島根県	1934	天平時代の古窯址、出雲国庁、隠岐国分寺、琴ヶ 浜などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告7	島根県	1935	松江藩古浦砲台跡、来原の岩樋、水仙自生地など の調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告8	島根県	1936	隠岐布施海岸、白島海岸、国賀海岸、知夫赤壁などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告9	島根県	1937	大垣の古墳、津和野養老館、三隅城、波根西の珪 化木などの調査報告
	島根県文化財調査報告第1集	島根県教育委員会	1965	隠岐の神社建築、県下の刀剣、大田市八幡宮鉄 塔、植物ほか
	島根県文化財調査報告第2集	島根県教育委員会	1966	県下の仏像、甲冑、青銅器、地質鉱物、大森銀山 など
	島根県文化財調査報告第3集	島根県教育委員会	1967	県下の彫刻、銅鐘、経筒、隠岐の地質鉱物・植物など
	島根県文化財調査報告第4集	島根県教育委員会	1968	県下の古墳・横穴墓
	島根県文化財調査報告第5集	島根県教育委員会	1968	八雲立つ風土記の丘地内の史跡、建造物、絵画、 神事など
	島根県文化財調査報告第6集	島根県教育委員会	1970	出雲地方の大社造、明治期の建造物、隠岐の田 楽、出雲平野の屋敷など
	島根県文化財調査報告第7集	島根県教育委員会	1971	北島国造家四脚門、県下の銅鐘、手漉紙、出雲の地方の民具など
	島根県文化財調査報告第8集	島根県教育委員会	1972	物部神社本殿、県下の工芸品、出雲国風土記写 本など
	島根県文化財調査報告第10集	島根県教育委員会	1975	松江城の城郭について
	島根県文化財調査報告第11集	島根県教育委員会	1977	県下の流造り社殿、神像、収集民具
	島根県文化財調査報告第12集	島根県教育委員会	1978	県下の流造り社殿、神像、収集民具
	八雲立つ風土記の丘周辺の文化財	島根県教育委員会	1975	風土記の丘周辺の史跡、建造物、絵画、工芸品、 彫刻などを収録
	島根県の民家 民家緊急調査報告書	島根県教育委員会	1969	県下の民家の緊急調査報告
造 物	島根県近世社寺建築緊急調査報告書	島根県教育委員会	1980	県下の桃山・江戸時代の神社・寺院等の緊急調査 報告
	島根県の近代化遺産 一島根県近代化 遺産(建造物等)総合調査報告書—	島根県教育委員会	2002	
	島根県の近代和風建築 ―島根県近代 和風建築総合調査報告書―	島根県教育委員会	2018	江戸末期~昭和初期の近代和風建築の総合的調 査
有 形	出雲意宇六社文書	島根県教育委員会	1974	神魂・真名井・六所・熊野・八重垣・揖屋の六社所 蔵の古文書調査報告
化	島根県古文書緊急調査総合目録 一鰐 淵寺文書·出雲大社文書·日御碕神社 文書·小野家文書—	島根県教育委員会	1975	
	島根県古文書等所在確認調査報告書 1977~1978	島根県教育委員会	1979	県下に所在する近世までの古文書等の所在確認 調査報告
	雲樹寺歴史資料調査報告書	島根県教育委員会	1988	安来市雲樹寺が所蔵する古文書・工芸品・絵画の 調査報告
	島根の文化財 ―仏像彫刻編	島根県立博物館	1990	県下の重要仏像・彫刻の調査報告・図録
	島根の文化財 一仏画・仏教工芸編	島根県立博物館	1995	

表 2-1 島根県及び国等における文化財関係調査報告書一覧

(埋蔵文化財調査報告書・研究報告書を除く) 令和6年(2024)1月31日現在 (**2/2**)

種		明九秋口首で陈	報告書	7年0年(2024) 1月 31 日光社 (2/2)
別	報告書名称	調査主体	刊行年	偏安
民	菅谷鑪	島根県教育委員会	1968	雲南市吉田町所在の菅谷鑪の総合調査報告
		島根県教育委員会	1975	安来市の伝統工芸広瀬絣の調査報告
文化	島根県の民謡 —民謡緊急調査報告書 —	島根県教育委員会	1986	県下の民謡に関する緊急調査報告
財	島根県の民俗芸能	島根県教育委員会	1989	県下の神楽、獅子舞、田楽、風流、祭礼などの悉 皆調査の報告
	島根県の諸職	島根県教育委員会	1999	県下の諸職関係民俗文化財の調査報告
	島根の祭り・行事	島根県教育委員会	2000	
	消滅危機方言の調査・保存のための総 合的研究出雲方言調査報告書	国立国語研究所	2016	
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第1集	島根県教育委員会	1995	山陰道(伯耆街道)・広瀬清水街道の調査報告
物	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第2集	島根県教育委員会	1996	山陰道(松江市〜江津市)の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第3集	島根県教育委員会	1996	銀山街道(温泉津~赤来)の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第4集	島根県教育委員会	1997	湯町八川往還、安来阿井往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第5集	島根県教育委員会	1997	山陰道(江津市~津和野町)の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第6集	島根県教育委員会	1998	津和野廿日市街道・津和野奥筋往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第7集	島根県教育委員会	1998	西廻り航路・隠岐航路の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第8集	島根県教育委員会	1998	宍道尾道街道の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第9集	島根県教育委員会	1999	浜田広島街道・浜田三次往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書第10集	島根県教育委員会	1999	松江美保関往還・松江杵築往還・巡見使道の調査 報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道 調査報告書別冊	島根県教育委員会	2000	1 ~10集の補遺編
	近代遺跡調査報告書 —鉱山—	文化庁文化財部	2002	大田市永久鉱山、益田市馬谷城山鉱山等を収録
	名勝に関する調査研究事業報告書 古 典に登場する名勝地調査	島根県教育委員会	2018	古事記、日本書紀、出雲国風土記などに登場する 名勝地の調査
	近代遺跡調査報告書 一交通·運輸·通信—	文化庁文化財第二課	2019	日御碕灯台を収録
	近代遺跡調査報告書 一商業·金融業 —	文化庁文化財第二課	2020	旧八束銀行本店、旧市山興業銀行を収録
	全国遺跡地図 島根県	文化庁	1978	
	島根県生産遺跡分布調査報告書I	島根県教育委員会	1983	出雲部の製鉄遺跡の分布調査報告書
	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅱ	島根県教育委員会	1984	石見部の製鉄遺跡の分布調査報告書
	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅲ	島根県教育委員会	1985	県下の窯業関係遺跡の分布調査報告書
財	石見の城館跡 島根県中近世城館跡分 布調査報告書1	島根県教育委員会	1997	石見部の中世城館分布調査報告
	出雲・隠岐の城館跡 島根県中近世城 館跡分布調査報告書2	島根県教育委員会	1998	出雲・隠岐部の中世城館分布調査報告
	増補改訂島根県遺跡地図Ⅱ(石見編)	島根県教育委員会	2002	石見部の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図(改 訂版)
	増補改訂島根県遺跡地図 I (出雲・隠 岐編)	島根県教育委員会	2003	出雲・隠岐部の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図(改訂版)

出典:島根県文化財保存活用大綱

(2) 未指定文化財の把握調査の成果とその状況

美郷町における未指定文化財の把握件数は、現段階(令和6年1月末現在)において575件となっている。…本章第2節2「(1)未指定文化財の概要」を参照

これら現時点での把握数やその類型を踏まえつつ、把握調査の状況及び個別的課題(未 指定文化財)を整理すると、次の表のようになる。

なお、未指定文化財の詳細調査は、遺跡・埋蔵文化財の一部に限られている(次の「2 これまでの文化財の詳細調査」を参照)。

表 2-2 美郷町の未指定文化財の把握状況の整理と個別的課題の検討

表 2-2	天畑町の木田足入			理と個別的課題の検討
	類型	調査		 把握調査の状況と個別的課題
		邑智地域	大和地域	,
有 形 文 化財		0	0	・寺社や生業、鉄道等に関わる建造物を概ね 把握している。
	美術工芸品	Δ	Δ	・土蔵等で埋もれている古文書等が多数存在 する可能性があるが、把握調査は一部に限 られている。 ・書跡・典籍、考古資料、歴史資料等の把握調
/m π∠ → //	. 8.1	A	A	査は十分ではない。
無形文化		Δ	Δ	・把握調査ができていない。
	有形の民俗文化財	Δ	Δ	・生業や民俗芸能に関わる道具などが多数存在する可能性があるが、把握調査は十分ではない。 ・信仰等に関係する石造物(頌徳碑、地蔵など)は一定程度把握できている。 ・忠魂碑をはじめ戦争に関係する石碑等の把
				握はできていない。
	無形の民俗文化 財	0	0	・神楽をはじめとした民俗芸能の把握はできている。・民話や伝承などが存在する可能性あるが、 把握しているのは一部と考えられる。
記念物	遺跡	0	0	把握しているのは一部と考えられる。 ・埋蔵文化財としては多数把握している。 ・公共工事などで遺跡(埋蔵文化財)が発見される可能性あり。
	名勝地	0	0	・山中に存在する滝、渓流などを多数把握している。・現状を確認していないものがある。
	動植物	0	0	・巨樹や特徴的な樹木、並木の把握は、概ねできている。・島根県レッドデータブックなどで絶滅危惧種の存在は示されているが、具体的な場所の確認は十分でない。
	地質鉱物	Δ	Δ	・温泉や鉱山跡以外の把握調査はできていない。
文化的景	文化的景観		0	・江の川を軸に棚田や集落等からなる文化的 景観を把握している。
伝統的建	造物群	0	_	・粕渕、浜原の町並みを把握している。
文化財の)保存技術	Δ	Δ	・伝統的な技能を有する大工、左官等の技能 者の存在の可能性があるが、把握調査はで きていない。

<調査状況の凡例>

◎:把握調査は完了している

〇:概ね把握調査はできている

△:把握調査は一部又は未着手(把握調査は十分でない、又はできていない)

ー:対象となる文化財(伝統的建造物群)は存在しない。

2 これまでの文化財の詳細調査

美郷町においては、これまでに9件の文化財調査(詳細調査)を行っており、これらの うち8件が遺跡、1件が天然記念物(オオサンショウウオ)の調査である。

また、調査を行った遺跡のうち、沖丈遺跡については町指定の文化財となり、石見銀山街道は史跡(国)に指定された。

表 2-3 美郷町における文化財調査等の概要

調査名	開始	終了	場所	実施主体	概要
	年度	年度	-93771		
沖丈遺跡 調査	1994	1996	乙原	土木建築事 務所	第1調査区:1994~1996 弥生後期~平安初期竪穴住居址8棟。土器多数出土 第2調査区:1995~1996 弥生後期竪穴住居址14棟、弥生前期配石墓12基。土器、管玉等出土 第3調査区:1995 遺構なし
郷上遺跡 調査	1990	1994	都賀行	島根県 大和村教育 委員会	縄文時代:早期一押型文土器出土、後期中葉〜晩期一溝状遺構、 土器出土 弥生時代:竪穴住居跡2棟検出、土器出土 古墳時代:郷上古墳(横穴式石室)一土師器・須恵器及び鉄器 出土、竪穴住居跡2棟 奈良・平安時代:奈良時代の竪穴住居、平安時代の八稜鏡(郷 上古墳の追葬による遺物)、製塩土器出土 中世・近世:石組の水路状遺構、多数の陶磁器片出土 その他:漁撈用具の石錘・土錘が多数出土
尼子陣所 跡調査	1990	1991	都賀西	大和村教育 委員会	東調査区:1990年 6段の削平地を確認、溝状の遺構・柱穴状の落ち込み、こぶし大の礫、古銭・鉄片・キセルの雁首が出土西調査区:1991 年 東調査区と同じ削平地と西のみの削平地を確認
上野鈩跡 調査	1995	1996	上野	大和村教育 委員会	遺構:鉄穴流し、鈩製錬炉、大鍛治場、鉄池 出土遺物:砂鉄、木炭、鉄木呂、炉壁、製錬滓、鍛治滓、煙管 の雁首・吸口、古銭、陶磁器、入歯、かんざし
塩谷川オ オサンショウウオ 生息調査	1995	1996	長藤	大和村教育 委員会	長藤地域魚切の塩谷川を江の川合流地点から上流 4 kmまでの 区間を調査。 4 個体を確認。最大 105cm、13 kg。最小 50cm、 2.2 kg
銀山街道 「やなし お道」	2000	2000	別府・ 惣森	島根県川本 農林振興セ ンター 野町教育 委員会	9か所のトレンチ溝を掘り断面を調査。 1.8m状の版築状突き固め層及び版築状修復層が確認される。
銀山街道 「森原古 道」		2009	酒谷		西側をI区、東側をⅡ区とし、トレンチ溝を8本設定。 幅員約2mと推定される古道の下層に細い道が確認された。
石見銀山 街道	2017	2017		美郷町教育 委員会	これまでの調査報告書及び史料等を、国史跡としての歴史的価値という視点でまとめた。
四日市遺跡試掘調査	2020	2020	粕渕	美郷町教育 委員会	調査面積 320 ㎡。旧水田の1区画当たり1~3か所、合計 53 か所に試掘坑を設定。 小規模な集石2か所、建物礎石とも考えられる石1、小土坑1 及び土層断面などに複数の穴(ピット)を検出したのみで、明確な遺構は認められなかった。

第2節 美郷町の文化財の概要

1 指定等文化財

(1) 指定等文化財の概要

美郷町の指定文化財としては、国指定が2件(史跡石見銀山街道、オオサンショウウオ)、 県指定が4件(妙用寺の桜、花の谷の桜、酒谷のオロチカツラ、学舎のイロハモミジ)、町 指定が11件(有形文化財(美術工芸品)が4件、無形の民俗文化財が3件、遺跡が1件、 動物・植物・地質鉱物が3件)であり、合わせて17件となっている。また、国の登録有形 文化財が4件ある。したがって、指定等文化財としては合計21件となる。

加えて、国保有(東京国立博物館)の有形文化財(工芸品:重要文化財)が2件、県保管(県立古代出雲歴史博物館)の有形文化財(古文書:県指定文化財)が1件ある。

表 2-4 美郷町の指定等文化財の件数

※令和6年(2024)3月31日現在

仅2~4 天卿	叫の相定寺文	10月 071十数		' \' '\	10 4 (202	24) 3 H 3	口巩性
	類型	<u>1</u>	国指定 • 選定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		0	0	0	4	4
	美術工芸品	絵画	0	0	1	0	1
		彫刻	0	0	2	0	2
	 化財 建造物 美術工芸品 絵画 彫刻 工芸品 書跡・典籍 古文書 考古資料 歴史資料 化財 有形の民俗文化財 無形の民俗文化財 遺跡 名勝地 動物・植物・地質鉱物 景観 		0	0	1	0	1
		書跡・典籍	0	0	0	0	0
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	0	0	0	0
無形文化財	<u>.</u>		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文	化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文	化財	0	0	3	0	3
記念物	遺跡		1	0	1	0	2
	名勝地	名勝地			0	0	0
	動物・植物・	地質鉱物	1	4	3	0	8
文化的景観	0	_	_	_	0		
伝統的建造物	0	_	_	_	0		
	合	it	2	4	11	4	21

-:制度上なし

登録有形文化財は令和6年(2024)3月6日に登録

	定等	类	[型	名称	指定等 年月日	所在地	所有者 保持者等	備考
	国	記	遺跡		平30. 2. 13	美郷町	美郷町他	江戸時代を通じて石見銀山
指定		念						算出銀の運搬道
		190	動物	オオサンショウウオ	昭27.3.29	地域を		特別天然記念物
	県	寺口	植物	妙用寺の桜	昭51. 4. 30	定めず 浜原	妙用寺	胸高周り3.3m、樹高30m
	ᅏ	念	11旦170	花の谷の桜	平25. 4. 9	九日市	個人	胸高岸周り5.5m、樹高50m 胸高幹周り5.56m、樹高12.6m
		念物		酒谷のオロチカツラ	平25. 4. 9	酒谷	個人	胸高幹周り9.85m、樹高19.2m
				学舎のイロハモミジ	平25. 4. 9	九日市	美郷町	胸高幹周り3.1m、樹高10m
	町	有	絵画		昭52.11.30	潮村	個人	日本画家・中原芳煙(1875-
		有形式		絹本著色晚秋乃群鹿図				1915) 筆
		111 . 1	彫刻	尾原家の欄間と明かり 障子	平14. 12. 26	簗瀬	美郷町	室町時代
		財(美術)		木彫狛犬	平16. 9. 1	宮内	田立建埋根 命神社	永和3年在銘
		上		鰐口	平14. 12. 26	信喜		備中洲新見荘熊野権現鐘也
		工芸品)	品				沙門堂)	應安六年歳次癸丑五月初八
			7.0	1.石址的「放送の無・	IIII 6 06	±77 711 ± √117	1.4544	日願主靭久光の銘あり
		無刑	が文		昭51.6.26		大和神楽団	
		化則		都賀西神楽「山伏」	平16.9.1	都賀西	都賀西神楽 保存会	
				都神楽「天の岩戸」	平16.9.1	都賀行	都神楽団	
		記	遺跡	沖丈遺跡	平14.12.26		島根県	約2,000㎡
		念物	遺跡 植物		昭51.6.26	宮内		推定樹齢600年、胸高回5.0
				木 別府八幡宮の大スギ	平14. 12. 26	別府	命神社 別府八幡宮	m、根回7.9m 推定樹齢400年、胸高回6.2
				別府八幡呂の八八十	+ 14. 12. 20	为小竹	別的八幡呂	推定倒断400平、胸尚凹6.2 m、根回30m
				シダレザクラ(前川ザ	平25. 2. 4	九日市	美郷町	推定樹齢120年、胸高周囲2.5
				クラ)	,		2 4// 1	m、樹高約15m
登録	国	有刑化則		中原家住宅 主屋	令 6.3.6	潮村	個人	木造2階建、瓦葺、面積315㎡ 建築年代:文化6年(1809)/
								昭和15年(1940)頃増築 火事により焼失した建物を
								再建
				中原家住宅 新座敷	令 6.3.6	潮村	個人	木造2階建、瓦葺、面積74㎡ 建築年代:江戸末期
				中原家住宅 道具蔵	令 6.3.6	潮村	個人	木造2階建、瓦葺、面積130㎡ 建築年代:寛政5年(1793)
				中原家住宅 門及び塀	令 6.3.6	潮村	個人	木造、瓦葺、間口1.4m、総延
								長12m
								建築年代:文化5年(1808)/ 大正後期改修

※中原家住宅は日本画家・中原芳煙の生家。

表 2-6 参考: 町外に所在する指定文化財

区分	種	刉	指定年月日	名称	出土地・旧所在地	備考
国伊夫		工 芸 品 (重文)	昭 48.6.6	銀杏葉雪輪散辻が花染 胴服		慶長6年(1601)、徳 川家康から拝領
国保有	有形文 化財	工 芸 品 (重文)	昭 48.6.6	上生物 批	美郷町 ※東京国立博物館所蔵	
県保管	1614)	古 文 書 (県指定 文化財)	平 9. 12. 26	吉岡家文書	美郷町 ※県立古代出雲歴史博 物館保管	



図 2-1 美郷町の指定等文化財の位置(古文書等を除く)

(2) 指定等文化財の類型別の内容

美郷町に所在する指定等文化財について、文化財保護法に規定されている6類型(第2条)と埋蔵文化財(第92条)及び文化財の保存技術(第147条)ごとに内容を整理する。

なお、本町においては、指定・登録された無形文化財、有形の民俗文化財、名勝地、選定された文化的景観、選定された伝統的建造物群、及び選定された文化財の保存技術は所在しない。

ア 有形文化財

1) 建造物

本町には、日本画家・中原芳煙の生家である中原家住宅があり、主屋等4件が国の登録有形文化財となっている。

主屋は、文化6年(1809)に火事により焼失した後に再建されたものである。



中原家住宅(登録有形文化財)

2)美術工芸品

本町には、指定されている美術工芸品として町指定が4件あり、絵画、彫刻、工芸品からなる。

これらのうち、絵画は「絹本著色霊峰冨士乃図・絹本著色晩秋乃群鹿図」であり、潮村出身の中原芳煙によって描かれた作品である。

「絹本著色霊峰冨士乃図」は、明治45年(1912)に描かれた作品である。

「絹本著色晩秋乃群鹿図」は、明治 42 年(1909) に描かれ、帝国美術展覧会の首席入選作品でもある。





絹本著色霊峰富士乃図 (左:外寸 $189 \text{ cm} \times 168 \text{ cm}$)・絹本著色晩秋乃群鹿図 (右:外寸 $206 \text{ cm} \times 171 \text{ cm}$)。 いすれも町指定文化財

彫刻は「尾原家の欄間と明かり障子」、「木彫狛犬」(田立建埋根命神社)であり、前者は 室町時代の建築様式を残していた母屋(解体)のものであり、後者は永和3年(1377)の記 録に「禅照献ず」とある。



尾原家の欄間と明かり障子(町指定文化財)



木彫狛犬 (町指定文化財)

工芸品は「鰐口」であり、「備中洲新見荘熊野権現 鐘也應安六年歳次癸丑五月初八日願主靭久光」の銘 がある。…應安6年(1373)



鰐口 (町指定文化財)

イ無形文化財

本町には、指定・登録されている無形文化財は所在しない。

ウ 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

本町には、指定・登録されている有形の民俗文化財は所在しない。

2) 無形の民俗文化財

本町には、指定されている無形の民俗文化財 として、町指定が3件ある。

これらのうち大和神楽団による「鐘馗の舞」は、故事に基づいて作られたと伝わり、演目における神の正体が素戔嗚尊であり他地域のものと大きく異なるとされている。

都賀西神楽保存会による「山伏」は、謡曲安達ヶ原の鬼と栃木県那須町の殺生石の伝説を



都賀西神楽保存会による神楽上演(町指定 文化財:美郷町観光協会HP)

基に構成された演目である。

都神楽団による「天の岩戸」は古事記の上巻・ 天の岩戸の物語を神楽化したものとなってい る。

都神楽団による神楽上演(町指定文化財:美郷町 観光協会HP)

工 記念物

1)遺跡

指定されている遺跡(史跡)は2件(国1件、町1件)ある。

国の史跡として石見銀山街道が指定されている。石見銀山街道は、江戸時代に入り、大

森(大田市大森町)で産出される銀を輸送する 目的で整備されたもので、江戸幕府の経済を支 えた道としての重要性が認められ、「やなしお 道」の一部と「森原古道」が指定されている。 令和元年(2019)12月には文化庁主唱「歩き・み・ ふれる歴史の道」事業による「石見銀山街道ウ オークイベント『令和の差立』国史跡石見銀山 街道を往く」を、石見銀山街道日本遺産認定推 進協議会が開催している。



史跡石見銀山街道(やなしお道)

町指定史跡の「沖丈遺跡」は、平成7年(1995)

~平成8年(1996)の発掘調査により、縄文・弥生土器、土師器、須恵器、石器、鉄器、陶 磁器、玉類が出土している。また、弥生集落跡や墳墓が確認されている。

2) 名勝地

本町には、指定・登録されている名勝地は所在しない。

3)動物・植物・地質鉱物

指定されている動物・植物・地質鉱物は7件(県4件、町3件)ある。

県指定としては「妙用寺の桜」、「花の谷の桜」、「酒谷のオロチカツラ」、「学舎のイロハ モミジ」の4件となっている。

町指定としては「田立建埋根命神社樫ノ木」、「別府八幡宮の大スギ」、「シダレザクラ(前 川ザクラ)」の3件となっている。



妙用寺の桜(県指定文化財)



花の谷の桜(県指定文化財)



酒谷のオロチカツラ (県指定文化財)





田立建埋根命神社樫ノ木(町指定文化財)



別府八幡宮の大スギ (町指定文化財)

才 文化的景観

本町には、選定されている文化的景観は所 在しない。



シダレザクラ (前川ザクラ:町指定文化財)

力 伝統的建造物群

本町には、選定されている伝統的建造物群は所在しない。

キ 文化財の保存技術

本町には、選定されている文化財の保存技術は所在しない。

2 未指定文化財

(1) 未指定文化財の概要

現時点(令和6年3月末現在)で把握している未指定文化財は575件となっており、記念物(遺跡)が199件、有形文化財(美術工芸品)が162件と相対的に多く、次いで記念物(名勝地)65件、記念物(動植物)48件、有形文化財(建造物)が37件等となっている。ただし、有形文化財(美術工芸品)のうち、考古資料は8件、歴史資料は9件、書跡・典籍は10件にとどまっている。

民俗文化財は有形の民俗文化財が28件、無形の民俗文化財が17件となっている。 文化的景観については、江の川を中心に2件が把握できている。

伝統的建造物群については、「群」までではないが、粕渕(小原宿)で複数の伝統的建造物の一定の集積を見ることができ、舟運の中継地であった浜原においても点在している。 一方、地質鉱物は、町域の広さ及び変化に富んだ地形から、多数所在すると考えられるが、把握できたのは4件にとどまっている。

無形文化財や文化財の保存技術は把握できていない。

表 2-7 美郷町の未指定文化財の件数 (令和6年3月末現在)

類型 編 対 原 谷 谷 府 之						邑智	地域					大	和地	域			地	
化財		類	型	吾 郷	粕渕	浜原	沢谷	君谷	別 府	比之宮	都賀西	上野	都賀本郷	長藤	潮·曲利	都賀行	地域•地区重複	合計
振	有形文	建设	造物	6	8	4	3	2	2	1	1	1	4		4		1	37
工芸品 3 3 6 5 4 5 2 3 2 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	化財	美	絵画	6	6	3	3	2							2			22
芸品 書跡・典籍 1 4 1 3 1 2 3 2 3 2 2 1 4 大さ書 7 8 4 5 5 2 3 2 3 2 2 1 1 無形文化財 医俗文 化財 5 4 2 3 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 6 1 記念物 遺跡 21 23 11 29 9 10 23 9 11 12 9 12 17 3 19 名勝地 13 9 4 13 1 2 1 2 1 <td></td> <td>術</td> <td>彫刻</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>41</td>		術	彫刻	12	13	6		1	5				1		3			41
日本 古文書 7 8 4 5 5 2 3 2 3 2 2 1			工芸品	3	3	6	5	4	5			2						28
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き			書跡·典籍	1	4	1	3		1									10
歴史資料 1 1 2 2 2 1 1		品	古文書	7	8	4	5	5		2	3	2	3	2	2	1		44
無形文化財 民俗文 有形の民俗文 5 4 2 3 1 3 2 1 1 3 2 1 2 1 6 1 1 1 3 2 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			考古資料		5	1										1		8
民俗文 化財 有形の民俗文 化財 5 4 2 3 1 3 2 1 1 3 2 1 2 3 1 2 1 6 1 記念物 遺跡 21 23 11 29 9 10 23 9 11 12 9 12 17 3 19 名勝地 13 9 4 13 1 2 2 1 2 3 3 3 9 6 動植物 6 9 6 7 3 1 2 1 1 1 1 1 1 文化的景観 1 1 1 1 1 1 1 1 1 文化財の保存技術 1 1 1 1 1 1 1 1		歴史資料		1	1		2	2				2		1				9
化財 化財 5 4 2 3 1 3 2 1 2 無形の民俗文化財 1 1 2 3 1 2 1 6 1 記念物 遺跡 21 23 11 29 9 10 23 9 11 12 9 12 17 3 19 名勝地 13 9 4 13 1 2 2 1 2 3 3 3 9 6 動植物 6 9 6 7 3 1 2 1 1 1 1 1 文化的景観 1 1 1 1 1 1 1 1 文化財の保存技術 1 1 1 1 1 1 1	無形文化財																	
化財				5	4	2	3	1	3		2	1	1		3	2	1	28
名勝地 13 9 4 13 1 2 2 1 2 3 3 3 9 6 動植物 6 9 6 7 3 1 2 1				1			1		2		3		1		2	1	6	17
動植物 6 9 6 7 3 1 2 1 1 1 10 4 地質鉱物 1	記念物	遺蹟	<u></u> 亦	21	23	11	29	9	10	23	9	11	12	9	12	17	3	199
地質鉱物 1 1 1 1 文化的景観 1 1 1 伝統的建造物群 1 1 1 文化財の保存技術 0 0 0		名服	券地	13	9	4	13	1	2	2	1	2		3	3	3	9	65
文化的景観 1 伝統的建造物群 1 文化財の保存技術 1		動植	直物	6	9	6	7	3	1		2	1		1	1	1	10	48
伝統的建造物群 1 1 文化財の保存技術 1	地質鉱物		1	1		1								1			4	
文化財の保存技術	文化的景観											1				1	2	
	伝統的建造物群			1	1												2	
その他 1 1	文化財の保存技術																	
	その他			1	1								6			2	1	11
合計 84 96 49 75 31 31 28 21 22 29 16 33 28 32 57 ※空欄は、現時点で把握できていないことを示す (次頁の表も同様)。												22	29	16	33	28	32	575

[※]空欄は、現時点で把握できていないことを示す(次頁の表も同様)。 有形文化財(美術工芸品)の合計は162件

<参考:遺跡(埋蔵文化財等)>

遺跡(埋蔵文化財等)については、島根県遺跡データベース(島根大学)において194件(埋蔵文化財が中心)が確認されている(令和5年11月1日現在)。ただし、重複している遺跡などを調整すると、本町の遺跡は191件となる。これらの中には、「道標」が3件あるが、これについては有形文化財の美術工芸品(歴史資料)として捉えることとし、遺跡としては188件として次頁の表2-8では整理する。

なお、この表には、指定文化財2件(史跡石見銀山街道…指定区間と未指定区間を1件で計上、町指定文化財沖丈遺跡)を含んでいる。

遺跡の位置については、詳細な位置が地図上に記されている『美郷の文化財』を基本に、 島根県遺跡データベースとの照合を図った。このため、遺跡が所在する地区については両 者で若干の違いがある。

- ※島根県遺跡データベース(島根大学)については、「https://iseki.shimane-u.ac.jp/」で公開されている。
- ※遺跡(埋蔵文化財等)の位置については、島根県が取りまとめを行い、「島根県統合型 GIS マップ on しまね 島根県遺跡マップ」において、ホームページに公開されて いる。
 - ・県ホームページアドレス(マップ on しまね:下記) 「https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Portal」から「島根県遺跡マップ」

表 2-8 参考:遺跡・埋蔵文化財の件数:島根県遺跡データベース(島根大学)等

	邑智地域(未指定 98 件)						大和地域(未指定 88 件)							地	
地域·地区 区分	吾郷	粕渕	浜原	沢谷	君谷	別府	比之宮	都賀西	上野	都賀本郷	長藤	潮·曲利	都賀行	地域•地区重複	合計
製鉄遺跡(たたら跡 等)	3	5	5	9	5		5	1	2	2	3	11	8		59
山城跡	7	4	5	7	4	2	4	3	2	3	4	1	5	1	52
散布地	4	6	2	1			6	1	4	2	1		1		28
古墳		2			1		6	3		1	1				14
横穴墓	1	2	1	2	3	1	1								11
街道関連遺跡				2				1		1			1	1 (1)	6 (1)
瓦窯跡	1	1		1		2	1		2						8
集落跡	4 (1)			2									1		7 (1)
寺院跡・関連石造物	1			1											2
鉱山跡	1														1
合計	22 (1)	20	13	25	13	5	23	9	10	9	9	12	16	2 (1)	188 (2)

※遺跡・埋蔵文化財については、島根県遺跡データベース(島根大学)及び島根県統合型 GIS 「マップ on しまね」で公開されており、その数は 194 件であるが、うち 3 件は重複と考えられることから 191 件となる。さらに、「道標が 3 件あるが、これらは有形文化財の美術工芸品(歴史資料)とした。その結果、遺跡・埋蔵文化財は 188 件(登矢ヶ丸城跡は邑智・大和の地域間の重複あり、石見銀山街道は地区(邑智)の重複あり)となる。

※()は内数で指定文化財:町指定文化財「沖丈遺跡」、「史跡石見銀山街道」

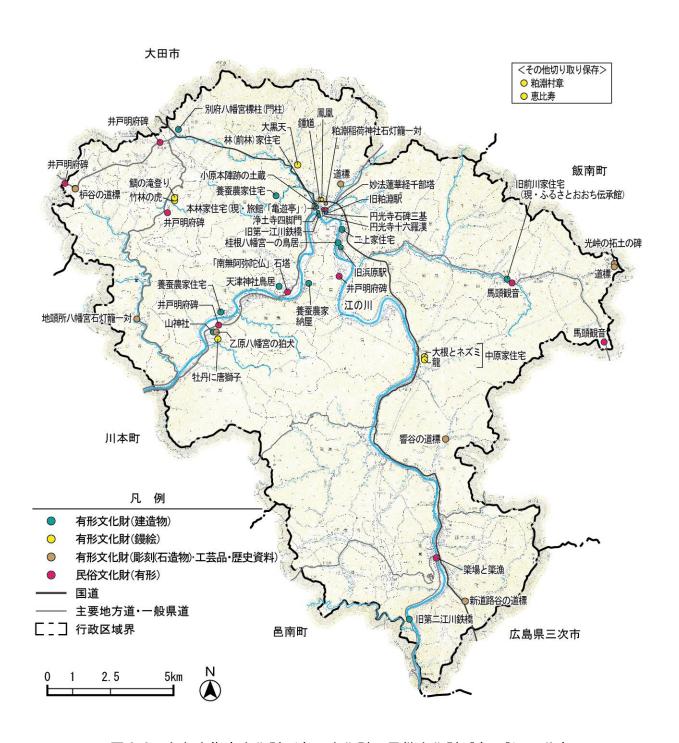


図 2-2 主な未指定文化財(有形文化財・民俗文化財 [有形])の分布



図 2-3 主な未指定文化財(記念物 [遺跡:製鉄遺跡・窯跡等])の分布

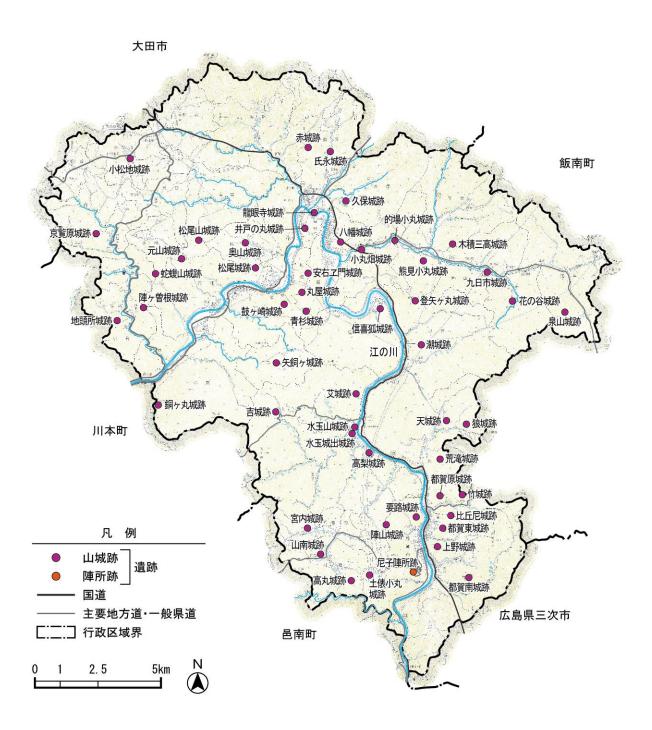


図 2-4 主な未指定文化財 (記念物 [遺跡:山城跡・陣所跡]) の分布



図 2-5 主な未指定文化財(記念物[遺跡:原始・古代の遺跡])の分布



図 2-6 主な未指定文化財 (記念物 [遺跡:墳墓・寺院跡・街道等]) の分布



図 2-7 主な未指定文化財(有形文化財[建造物:ダム、発電所等]、記念物[名勝地:雲海・滝等])の分布

(2) 未指定文化財の類型別の概要

類型別に美郷町の代表的な未指定文化財について記述する。

ア 有形文化財

1) 建造物

伝統的建造物(建築物)としては、粕渕の本林家住宅 (現・旅館「亀遊亭」)、浄土寺四脚門、前林家住宅など があり、小原本陣跡には往時の石垣、及び住宅として改 修された土蔵も残る。

浜原には二上家住宅があり、江の川舟運の中継地として面影を伝える。また、町内各地に、寺社をはじめとした歴史的な建築物が所在する。

沢谷には、江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅があり、現在は「ふるさとおおち伝承館」として活用されている。敷地内には「前川ザクラ」(町指定文化財)がある。

生業と関係する建造物としては、養蚕を行っていた 農家住宅や納屋が残されている。これらは、江の川沿い に加え、山間にも位置し、養蚕が全町的に行われていた ことを示唆する。

石造物としては、神社の鳥居、石造の塔が所在する。 また、旧三江線の鉄橋が江の川に架かった状態で現 存する。なお、橋梁については、美郷町観光協会が「美 郷の美しい14の橋」として紹介しており、これらは近 代化遺産でもあるが、本計画では江の川や周辺の山並 み・緑等と一体となった名勝地として取り上げる(前記 の「旧三江線の鉄橋」以外)。



江の川に架かる旧三江線の鉄橋(旧第一江の川鉄橋)



本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」)



浄土寺四脚門



二上家住宅



旧前川家住宅(ふるさとおおち伝承館)とシダレザクラ(前川ザクラ)



養蚕を行っていた桁行方向が長い納屋

2)美術工芸品

絵画としては、本町(潮村)出身の 中原芳煙作の屛風(「虎図屛風」、「鹿 図屏風」)、江戸時代後期の画家・佐和 呉峡 (1813-1855) 作の山水画、筆者 不詳の親鸞上人等の絹本著色の絵、 涅槃図、板絵などが残されている。

彫刻としては、やなしお道(石見銀 山街道) の傍らの小堂にあった石像が別府八幡 宮境内に移設された「十王堂の六観音」、鷹と一 体となった「木彫りの亀と由来書」(江戸末期の 銘)、阿弥陀如来立像・座像等、及び多数の鏝絵

がある。鏝絵は石州左官によるもので、建築物が 解体された時には鏝絵を切り取り、みさと館や 役場(ホール)などで保存・展示している。

工芸品としては、甲冑、火縄銃、脇差し、弓、 江戸時代のソロバン、石灯籠等とともに、多数の 喚鐘がある。

書跡・典籍としては、江戸時代後期の儒家、書 家である佐和華谷(1749-1831)の墨跡などがあ る。

古文書としては、幕末に本陣を務めた林家文 書、絵図、たたら関係の文書などが多数残されて おり、古文書を読む会によって保存や解読等が 行われている。

考古資料としては、沖丈遺跡(町指定文化財) 等で出土した遺物を、「ふれあい広場邑智ミニト レーニングセンター」で保管している。



虎図屛風。中原芳煙により明治39年(1906)に描かれた 作品



十王堂の六観音 (別府八幡宮境内)



前林家の鏝絵(みさと館で展示)

歴史資料としては、アメリカ移民の記録、簗瀬駅看板、複数の道標がある。



喚鐘



佐和華谷墨跡



沖丈遺跡の遺物。土器、玉類

イ無形文化財

本町において、演劇、音楽、工芸技術等の無形文化財は確認できていない。 なお、神楽や踊り等は民俗文化財としている。

ウ 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財のうち道具類としては、 養蚕の用具、唐箕(風を起こして穀物を籾殻・ 玄米・塵等に選別する農具)、田下駄等の農耕 用具、飯びつ、石臼等の炊事用具等が「ふる さとおおち伝承館」に残されている。

また、神楽で使用する衣装や面、笛など、 民俗芸能で使用されるものもある。

生業に関わる文化財としても捉えられるものとして、簗漁の 築(川の瀬に竹等を並べ魚を受けて捕る仕掛け)が、大和伝統 漁業築保存組合によって、江の川流域では唯一、設置されてい る。近くには「鮎の館」があり、簗や簗漁と合わせて、まちづ くりの資源にもなっている。

この他、大森代官であった井戸平左衛門の頌徳碑(井戸明府碑)、馬頭観音、地蔵など信仰や慣習に関わる石碑、昔の生活用具などが残されている。



江の川に設置された築での漁



井戸平左衛門の頌徳碑

2)無形の民俗文化財

美郷町においては、町指定の3つの神楽以外にも、千原神楽団、忍原地頭所神楽団、乙原舞子連中等により神楽が演じられている。

秋の例祭では、浴衣に「たくり」と呼ばれる色とりどりの襷を背負い、太鼓を身体の前に吊り下げ、それを笛に合わせて叩きながら練り歩く民俗芸能が行われている。これを沢谷地区の一部でははやしこう、それ以外の邑智地域ではシャギリ、大和地域では楽打ちと呼んでいる。

別府地区では花田植が復活し、笛や太鼓の音が響く中、早乙女が田植えを行う。

また、有形の民俗文化財の築は、簗漁の場所でもあり、生業に関わる無形の民俗文化財ともいえる。



神楽の衣装・面…千原神楽団 (上・下:美郷町観光協会HP)



花田植

工 記念物

1)遺跡

遺跡としては、製鉄遺跡(たたら跡)、山城跡がともに50件を超え、散布地、古墳、横穴墓、街道関連遺跡、瓦窯跡、集落跡、寺院跡、鉱山跡が所在する。

これらのうち製鉄遺跡は、山中に埋もれた状態であるが、町内各所の谷間などに広く分布しており、斐伊川や神戸川流域だけでなく、江の川流域においても重要な産業であったことを示している。

山城跡の多くは、江の川や街道沿いに分布し、交通を掌握することが重要であったことを示している。その中で都賀西にある尼子陣所跡は、郡山城(広島県安芸高田市)の毛利氏を攻めた尼子氏が敗走した際(天文 10 年(1541))、ここに終結し帰路についたといわれる陣所である。

鉱山跡としては銅ヶ丸鉱山跡があり、中世から銅の採掘を始めたといわれ、江戸時代には幕府直轄領となり、明治時代の終わりまで機能していた鉱山で、一帯には採掘跡、坑口、製錬所跡など多数の遺構が存在する。

2) 名勝地

名勝地とは、芸術上又は観賞上価値が高い土地であり、庭園、橋梁、渓谷、山岳など限定された範囲から大きな広がりを有するものまである。

美郷町においては、江の川と周辺の山並み等をあげることができ、各所でそれぞれに特徴ある景観を呈し、それらが江の川を通じて連続・一体化しており、後述する文化的景観

でもある。特に印象的な場所としては、粕渕付近の江の川が湾曲する区域、浜原ダムとその上下流、旧鉄橋を含め14の橋梁一帯があげられる。

渓谷や滝に関しては、比之宮地区に大小3つの 滝と絶壁が壮観な蟠龍峡があり、遊歩道を歩き ながら自然や絶景を体感できる。そのほかにも、 沢谷地区の坊主ヶ滝(千原川)、粕渕地区の湯抱雨 の滝、長藤地区の魚切の滝など多数の滝や渓谷 (渓流)が所在する。



蟠龍峡(美郷町観光協会HP)



粕渕付近で湾曲する江の川と旧三江線の鉄 橋(左手)



江の川と橋(吾郷大橋)

加えて、本町は江の川と周囲の山並みにより雲海が発生しやすい環境にあり、特に春、 秋は幾つも連なる山を覆い隠すように真っ白い雲海が広がり、それを体感する絶好の眺望 の場として野間雲海ビュースポットと田之原展望台がある。これらの場所をはじめ町内各 所では、雲海が発生しない時期においても、特に晴れた日は中国山地を広く見渡すことが でき、なだらかな山並み、緑 (秋は紅葉)、空の青と白い雲が、伸びやかで美しい景観を形 づくっている。なお、美郷町では公立鳥取環境大学環境学部局地気象・生気象学研究室と 連携し、町ホームページにおいて「美郷町雲海予報」を掲載している。



野間雲海ビュースポットからの雲海(美郷町観光協会HP)

3)動物·植物·地質鉱物

動物としては、哺乳類、鳥類、は虫類、昆虫等の陸上動物、及びアユやウナギをはじめ とした魚類、モクズガニ等の甲殻類、両生類が生息し、本計画での文化財リストには、魚

類・甲殻類、両生類(カスミサンショウウオ 等)、及び絶滅のおそれのある哺乳類、昆虫類 などをあげている。哺乳類の中には、本町で 活用を進めているイノシシ (山くじら)、シカ も取り上げている。

植物に関しては、町域の大半が森林である ことも背景となり、多種多様な植物が生育し ている。こうした中にスギやサクラ、タブノ キ等の巨木、シャクナゲ等の貴重な樹木(花 木)、エビネ、オキナグサ等の絶滅危惧種(山 野草)が根づいている。また、沢谷地区のも みじ街道やシャクナゲパーク、潮地区の桜並 木と旧三江線の線路跡が一体となった場所な どは名所(名勝地)にもなっている。加えて、 本町の特産品であるお茶、薬草も取り上げて いる。

地質鉱物としては、銅ヶ丸鉱山跡で黄銅鉱、 閃亜鉛鉱、黄鉄鉱、ざくろ石などが確認され、 遺跡であると同時に、地質鉱物の産出地とし ても位置づけられる。また、歴史のある3つ の温泉(湯抱温泉、千原温泉、潮温泉)があ り、平成16年(2004)頃までは大和地域にもう 一つの温泉(魚切温泉)が運営されていた。



潮地区の桜並木(右手の土手は旧三江線の線 路跡)



ャクナゲ自生地やシャクナゲパークの入口

才 文化的景観

江の川と集落、農地、山地・森林、そしてダムや橋・旧鉄橋等がコントラストをなす文 化的景観が、江の川全体を通じて形づくられている。

その中の一つに、昭和 28 年(1953)に完成した重力式コンクリートダムである浜原ダムがあり、12 門の水門を整列させて河川を横切り、特徴的な景観となっている。

浜原ダムで貯水された河川水の一部は、送水路(トンネルなど)を経て、昭和29年(1954)

に完成した下流の明塚発電所に送られ、水力発電を行うことになる。浜原ダムの上流、旧潮駅付近には昭和 31 年(1956)に完成した潮発電所があり、これは隣接する飯南町を流れる神戸川の来島ダムで貯えた水を潮発電所の動力とし、さらに、その水は江の川に流し、浜原ダムに貯水することになる。こうした分水嶺をまたいでの水の供給により、明塚発電所の発電にも寄与している。

加えて、邑智地域では、江の川沿いの幾つかのポイントで三瓶山を眺望することもでき、文化的景観の趣を高めている。

さらに、都賀本郷の江の川近くには棚田が広がり、川沿いの旧来からの集落、その上を通っていた旧三江線の高架橋跡が、歴史の重層性を感じさせる景観を形づくっている。

この他、農地(休耕田)を油田と見立ててヒマワリを植え、咲き終わった後の種をヒマワリ油に加工・販売する「地あぶらプロジェクト」により、夏には一面の黄色の景観が広がる場所(沢谷熊見地区)がある。

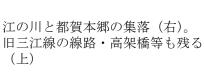


江の川と浜原ダム



江の川と三瓶山







力 伝統的建造物群

美郷町においては、石見銀山街道の宿場町であった粕渕(小原宿)、江の川舟運の中継地であった浜原において、石見銀山街道や町割とともに、伝統的建造物の一定の集積(点在)をみることができる。

粕渕(小原宿)には、幕末に本陣であった 本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」)、山陰地方 における浄土真宗の根本道場として知られ る浄土寺、土蔵や石垣が残る小原本陣跡など があり、往時の町割の多くが継承されてい る。

浜原は、江の川と並行して通る石見銀山街道を中心に形成された街であり、通り沿いに伝統的建造物が点在し、中継地としての面影を残すとともに、寺社の建造物や緑が歴史的な風情を高めている。加えて、三瓶山を眺望することもできる。



江の川近くに位置する粕渕(小原宿)の町並み。 江の川の文化的景観の構成要素ともいえる



粕渕(小原宿)の町並み(亀遊亭、浄土寺四脚門 など)



江の川(左手)に沿って形づくられた浜原の町並み。石州瓦(赤瓦)が印象的な家並みが続く。江の川の文化的景観の構成要素ともいえる

キ その他

その他の文化財としては、「高梨の水神様」、「遊那伝説」、「鯨石」等の各種伝説・言い伝えが伝承されている。これらのうち「鯨石」は、大和中学校近くの江の川の中にある鯨に似た石に関する伝説であり、地域の名所にもなっている。

また、舟運や川に関する地名「港、粕渕、 浜原、都賀、乙原、簗瀬、潮」が、江の川沿 いの各所に引き継がれている。

これらの他、古い写真や葉書も保管されている。



大和中学校近くの江の川にあり、マッコウクジラにも見える鯨石。数々の伝説がある

3 関連する制度(日本遺産)

神楽及びそれに関係する文化財については、令和元年(2019)に「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)として、日本遺産に認定されている。

認定日: 令和元年(2019) 5月20日

認定自治体:島根県の石見地域の4市5町

浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、 吉賀町

<ストーリー>

島根県西部、石見(いわみ)地域一円に根付く神楽(かぐら)は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を受容し発展を続けてきた。

その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。

神へささげる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントなどでも年間を通じて盛んに舞われ、週末になればどこからか神楽囃子(かぐらばやし)が聞こえてくる。

老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。

それは古来より地域とともに歩み発展してきた、石見人が世界に誇る宝なのだ。

<美郷町の構成文化財>

· 大元神楽: 重要無形民俗文化財(邑智郡大元神楽保存会)

• 石見神楽: 未指定文化財

·都賀西神楽:町指定文化財

· 都神楽: 町指定文化財

・オロチカツラ:県指定天然記念物

• 鏝絵:未指定文化財

• 蟠龍峡: 未指定文化財

·松尾山八幡宮:未指定文化財

・角寿司・箱寿司・押し寿司:未指定文化財



都賀西神楽(町指定文化財:美郷町観光協会 HP)



都神楽(町指定文化財:美郷町観光協会HP)

第3章 美郷町の歴史文化の特性

第1節 美郷町の歴史文化の基軸と特性

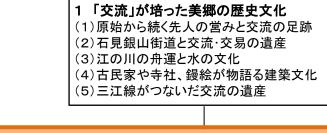
美郷町の歴史文化の特性を、それが形づくられた時代や周辺環境を含めて、分野により整理すると、18の個別の特性として取り上げることができる。

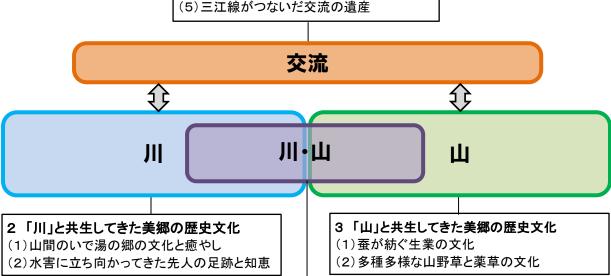
これらの特性を形づくった背景にあるのは、資源としての「川」と「山」、行為としての「交流」と捉えることができる。これら3つ(基軸)は、いずれのテーマにも関係するが、特につながりが強いものを取り上げ、大きく次の4つに区分して特性を整理する。

- 1 「交流」が培った美郷の歴史文化
- 2 「川」と共生してきた美郷の歴史文化
- 3 「山」と共生してきた美郷の歴史文化
- 4 「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化

なお、ここでの歴史文化とは、序章第1節「3 計画の対象」で示しているように「<u>現</u>代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境」であり、現代において<u>存在するモノ・コト</u>(指定・未指定、有形・無形の文化財とその周辺環境)となる。

【美郷町の歴史文化の基軸(川・山・交流)と特性(項目)】





4 「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化

- (1)石東地域の鉱山開発の先鞭「銅ヶ丸鉱山」の遺産
- (2)たたらと鉄の文化
- (3)山城跡と中世の記憶
- (4)江の川とその景観
- (5)川と山の食文化
- (6)地域に息づく民俗芸能等
- (7)継承されてきた信仰と固有の空間・景観
- (8)樹木が彩る山間や川辺の景観と暮らし
- (9)川と山が育む希少な生きものと名勝地

第2節 美郷町の歴史文化の特性(内容)

1 「交流」が培った美郷の歴史文化

<歴史文化の概要>

本町においては、遺跡の分布や遺物等から、原始より江の川流域に集落が形成され、他地域との交流が行われたことをうかがい知ることができ、近世には陰陽をつなぐ大動脈である石見銀山街道が整備されるなど、江の川の舟運や街道等を基盤として暮らしや産業が培われ、歴史文化が形成されてきた。

(1) 原始から続く先人の営みと交流の足跡

美郷町では、縄文・弥生時代の遺跡が、江の川やその支流沿いを中心に多数確認されている。旧石器時代の遺跡は未確認であるが、隣接する邑南町ではこの時代の遺跡(横道遺跡、荒槇遺跡など)が確認されていることから、本町においても旧石器時代から人々は暮らしていたと推定される。

本町乙原に所在する沖丈遺跡(縄文時代~近世)では、主要地方道川本波多線道路改良工事に伴い、平成7年(1995)~8年(1996)に邑智町教育委員会(現・美郷町教育委員会)が発掘調査を行い、弥生時代前期の埋葬施設(配石墓群)や竪穴住居の跡を確認するとともに、多数の遺物(縄文土器、弥生土器、土師器、鉄器、玉類等)が出土している。加えて、奈良時代末~平安時代初期の竪穴住居跡、中世や近世の遺物(陶磁器など)も確認しており、長期間にわたり集落が存在していたことを示している。

また、吾郷宮の段遺跡(弥生時代、古墳時代)からは、弥生土器、土師器、須恵器と合わせて黒曜石片も出土している。黒曜石は本町では産出しておらず、西日本での産出は隠岐(島根県)、姫島(大分県)などに限定されており、少なくとも弥生時代から広域的な交流が行われていたことになる。

上記の2つの遺跡は、本町の江の川下流部沿いの遺跡であり、近接し、かつ、弥生時代から古墳時代にかけて時代が重なっている。さらに、平坦地がある程度まとまって存在する江の川の浜原地区から下流部、都賀行地区から上流部、及び邑南町につながる支流の角谷川流域には、縄文から古墳時代の遺跡(集落)が多数立地し、相互の交流を類推させる。

このように本町においては、原始から続く人々(先人)の営み、交流の足跡を、各地に 所在する遺跡や発掘された遺物から確認することができる。

(2) 石見銀山街道と交流・交易の遺産

石見銀山街道は、江戸時代石見銀山で生産された灰吹銀を輸送するための輸送路で、現在の石見銀山遺跡 (大田市大森町) より尾道市まで、山陰と山陽を結ぶ 31.5 里 (約 130 km) の道である。

美郷町における石見銀山街道はルート全体がほぼ確認されている。そのうち「やなしお道」と「森原古道」は、多様な工法やその他の遺構が確認され、江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができない街道であることなどを理由に、史跡に指定されている。加えて、同時代史料(古文書)に記されている状況(街道の構造、拡幅など)を裏づける街道でもある。

また、本町においても、大森代官であった井戸平左衛門の頌徳碑や道標が、石見銀山街

道沿いなどに多数残されている。なお、井戸平左衛門の頌徳碑は、大田市を中心に島根・ 鳥取・広島・岡山の4県において約500基が確認されている。

さらに、街道の幾つかのポイントでは、石見銀山の山々(大江高山、仙ノ山など)や三 瓶山、江の川を眺望することができ、宿場町であった小原(粕渕)、街道と結節する江の川 舟運の中継地であった浜原、銀輸送一行の1日目の宿泊地であった九日市の街並み・集落 が往時の面影を伝えている。

加えて、「美郷町銀山街道を護る会」が組織されるなど、街道の保存・活用の取組が地域主体で行われている。

このように本町における石見銀山街道は、江戸幕府の銀輸送や交通制度など日本史を学ぶ存在であるとともに、交流・交易を通じて地域を培い、現在につながる景観や文化を育んだ郷土を学ぶ遺産でもある。

(3) 江の川の舟運と水の文化

美郷町を流れる江の川は、中国地方最大の河川であり、山地を横断する全国的にも希有な存在である。

また、江の川は、古くから陰陽を結ぶ大動脈である交易の要路とされ、「高瀬舟(帆船)」による舟運が発達していた。ただし、江戸時代は特定物資の移出入を禁止した、あるいは制限した津留が行われていたので、交易は局地的なものであった。明治維新後、津留の解除とともに舟運は急速に発達し、特に江の川は内陸交通の幹線となった。全盛期には数百隻の川舟が米、鉄、薪炭、三次の商品、江津の石州サバなどを運んでいた。舟運による交易・交流は本町を含む流域一帯の経済を支え、人々の生活文化を育んできたのである。

江の川沿いの地域には、舟運に関わる地名が各地にあり、本町においても下流部から「港」、「粕渕」、「浜原」、「都賀」をあげることができる。その他、川に関する地名としては「乙原」 (「乙」は川の蛇行)、「簗瀬」(「簗」は魚を捕る仕掛け)、「潮」がある。これらの地区では 街や集落が形成され、主要な中継地であった浜原には、往時の賑わいを彷彿させる建物も 残されている。

また、江の川沿いには数多くの神社がある。港地区には水の神である市杵島姫命を祭神とする厳島神社(宮島の厳島神社が総本社)があり、浜原地区の桂根八幡宮、潮地区の美保神社も水の神と関わりがあり、舟運の安全と地域の発展に関係するものと考えられる。しかし、この舟運も1930年代には堰建設や鉄道・道路交通の発達により終わりを告げることとなる。

一方で、江の川や舟運の歴史は、本町のカヌーの振興にもつながり、美郷町カヌー博物館にも受け継がれている。さらに、これらの取り組みはバリ島マス村との交流へと発展し、バリ島にある村と交流する唯一の自治体として全国的に注目を集めつつある。

このように本町においては、江の川の舟運の歴史を、江の川そのものや川沿いの街などを通じて体感できるとともに、地名や新たなまちづくり(カヌー・バリ文化)によっても継承している。

(4)古民家や寺社、鏝絵が物語る建築文化

粕渕、浜原、沢谷、潮をはじめ美郷町の各所に、伝統的建造物や鏝絵が残されている。 粕渕は、かつては宿場町「小原宿」として発展した所で、伝統的建造物が並ぶ寺小路や、 幕末に本陣を務めた佇まいや庭園を残す本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」)、重厚な造りの 古民家などが残され、風情ある景色が残る。

浜原は、かつて江の川舟運の中継地であり、江戸時代の初めには浜原口番所が設けられた地であり、石見銀山街道も通っていた。その繁栄を物語る古民家や寺社の建造物が残されている。

沢谷にも石見銀山街道が通り、九日市宿(本陣)や酒谷口番所があった地域であり、現在、本陣の建物はないがその跡が残る。また、街道沿いには古民家を活用した「ふるさとおおち伝承館」があり、屋根(当初は石屋根、現在は改修)や間取りは江戸時代の面影を残し、敷地内のシダレザクラの大木(前川ザクラ:町指定文化財)は、街道に桜のトンネルを形づくる。

潮は江の川沿いに集落が形成された所であり、塩分のある泉質の温泉があり、その名がついた。江の川に面して江戸時代後期に建築された中原家住宅があり、日本画家中原芳煙(本名佐次郎 明治8年(1875)~大正4年(1915))の生家でもある。

また、各所に石州左官による鏝絵のある建物があり、一部は切り取って保存している。 みさと館1階では、鳳凰と鍾馗の鏝絵を展示している。鏝絵は石州左官の技量の高さを象 徴するものであり、その中心地といわれる馬路(大田市仁摩町)などとの人や技術の移動・ 交流も類推される。

このように、街道沿いやかつての宿場町、舟運の中継地などには、伝統的建造物や鏝絵が残され、それらを通じて半世紀~1世紀以上前のこの地の繁栄や営み、職人の技術・技能をうかがい知ることができる。

(5) 三江線がつないだ交流の遺産

三江線は、江津市(江津駅)と三次市(三次駅)を結んでいた鉄道路線であり、平成30年(2018)3月31日をもって旅客営業を終了し、翌4月1日付で全線廃止となった。

起工は大正 15 年(1926)であり、そのおよそ 5 年後の昭和 5 年(1930)に、石見江津駅(現在の江津駅)~川戸駅(江津市桜江町)間が開業した。なお、全通は昭和 50 年(1975)までかかっているが、その間、昭和 43 年(1968)に国鉄諮問委員会が提出した意見書「赤字 83線」には三江北線、三江南線とも入っていた。

鉄道が美郷町に到達したのは、昭和10年(1935)であり、石見川本駅~石見簗瀬駅間の延伸開業である。昭和12年(1937)には浜原駅まで伸び、粕淵駅・浜原駅が開業した。しかし、戦時体制下において延伸工事は中断した。その後、昭和30年(1955)に三次駅~式敷駅間の三江南線が開業し、江津駅から浜原駅までの区間は三江北線となった。両者がつながり全通するのは、浜原駅~口羽駅間が延伸開業した昭和50年(1975)となる。

この路線は、古くから舟運に利用されていた江の川沿いを中心に敷設されているが、本町の浜原ダム付近では、ダムを迂回するため山地部に入り、沢谷駅が設置された。

廃線となった現在、線路等の一部は撤去されているが、鉄橋やトンネル、駅などの跡の 多くは、江の川や街並み、田園、山々の景観と一体となった、あるいはそれらの中に埋も れつつある近代化遺産でもある。

また、粕淵駅の駅舎は美郷町商工会館との合築であり、商工会の係員が出札業務を受託していた。浜原駅の駅舎は開業当時(昭和12年(1937))の建物であり、無人駅となっていた廃線前の平成27年(2015)から、浜原地域おこし協力隊事務所として使用されている。旧沢谷駅付近では、花壇等による修景が地域住民により行われている。

このように廃線となった三江線は、近現代のこの地や鉄道の歴史の物言わぬ証人である とともに、三次市と江津市、中山間をつないだ人々の暮らし、舟運から引き継いだ交通の 有り様を物語る存在でもある。

2 「川」と共生してきた美郷の歴史文化

<歴史文化の概要>

本町には、江の川やその支流沿いに、それぞれに特徴を有する温泉が多数あり、人々の 憩いの場、湯治場として親しまれ、継承されてきたことに加え、歴史上の人物の足跡もう かがい知ることができる。また、江の川は恵みの川である一方で、幾度となく氾濫してき た暴れ川でもあり、治水施設の築造や寺社の高台への配置など、人々の努力と知恵のもと に、川と共生した歴史文化が形成されてきた。

(1) 山間のいで湯の郷の文化と癒やし

美郷町には、それぞれに歴史と個性を有する湯抱温泉(別府)、千原温泉(沢谷)、潮温泉(潮・曲利)と3か所あり、以前は魚切温泉(長藤)も営業していた。

湯抱温泉は、近くに江の川支流の尻無川と湯抱川が流れ、山間の緑と相まって、静寂の中で川のせせらぎ、鳥、虫の音に包まれ、冬には降り積もる雪を感じることのできる温泉地である。泉質は塩化物泉で、湯船とその周囲には、長年蓄積した温泉成分が、千枚田のように広がっている。また、万葉歌人の柿本人麿終焉地が、この近くに位置する「鴨山」であると、斎藤茂吉が断言したことで、広く知られるようになった。温泉地の近くには、終焉地の探求にかけた斎藤の功績を展示する「齋藤茂吉鴨山記念館」が位置し、周辺には13 基の歌碑もある。記念館の奥には鴨山公園があり、そこからは鴨山の姿を望むこともできる。

千原温泉は、県道 166 号(美郷飯南線)から町道を 3.5 km入った谷にある。秘湯という風情の温泉であり、令和 3 年(2021)には、温泉愛好者が選ぶ「ひなびた温泉」の全国ランキングで 1 位(100 位まで選定)に選ばれた。ちなみに湯抱温泉(中村旅館)が 41 位となっている。泉質は炭酸水素塩泉・塩化物泉で、源泉が出る岩盤の真上に板で囲った小さな浴槽があり、底に敷いた板の隙間から約 35℃のぬるめの源泉が、炭酸ガスを伴い湧き出る。皮膚病・火傷・切り傷などに効能があるとされ、戦後、広島の原爆被爆者の療養に利用され、また、昭和 50 年代前半までは湯治療養専門の温泉として、一般客には閉ざされていた歴史もある。

潮温泉は、江の川に面した温泉地であり、対岸一帯は江川水系県立自然公園となっており、のびやかな河川と緑の景観に包まれ、川沿いには廃線となった三江線の線路が残されている。狐が見つけたと伝わる掛け流しの天然温泉であり、泉質はナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉で、海水に似た成分を含んでいることから「潮」の地名につながったといわれる。また、メタ珪酸(保湿成分の一つで、肌の新陳代謝を促進)が豊富で美肌の湯、杖忘れの湯とも言われている。

最近まで営業していた魚切温泉は、江の川支流の塩谷川沿いにあり、温泉名にもなった 近くの渓流が「魚切」(アユがこれより上流に上れない)の風情を伝えている。

このように本町には、山間のいで湯の郷にふさわしい特徴的な温泉が各所にあり、住民はもとより、広く温泉客が訪れ、温泉そのものや周辺の環境による癒やし、そして地域の文化的な風情を体感することができる。

(2) 水害に立ち向かってきた先人の足跡と知恵

美郷町は、江の川における舟運、漁撈等を通じて恵みを享受してきた地域である一方、 度々水害に見舞われるなど、災害とそれに立ち向かってきた歴史を刻み込んできたまちで もある。

特に洪水に対して先人は、堤防等の築造とともに、避難という観点を重視し、対策を積み重ねてきた。その最たる取組が寺社の位置にある。江の川沿いには数多くの集落等と合わせて寺社があるが、寺社の多くは「つからん場所」(浸水しない場所)にある。下流から寺社をあげると、乙原八幡宮、天津神社、覚法寺、定徳寺、妙用寺、桂根八幡宮、照立寺、光宅寺、小尾山神社、高善寺がある。現在の本町の「洪水ハザードマップ」でも、これらの寺社をいざというときの有効な避難の場所として、また、「つからん場所」として明記している。

また、江の川と沢谷川が合流する付近に築造された堤防と竹やぶなど、少なくとも1世紀以上前と推定される水害対策の歴史や技術の証も残されている。

さらに、災害やそれに立ち向かったことを記念し、昭和 47 年(1972)大水害の水位標が設置されており、災害の記憶を現在そして後世に伝えているとともに、粕渕地区の江の川沿いの高台には防災公園を整備している。

このように本町は、洪水をはじめとした災害に見舞われ、立ち向かってきた歴史があり、 それらを災害史等の記録とともに、江の川沿いの寺社や堤防等の治水施設、水位標などで うかがい知り、後世に伝えているまちである。

3 「山」と共生してきた美郷の歴史文化

<歴史文化の特徴>

本町は平地の少ない山間にあり、そうした制約や特色のもとに、かつては養蚕が盛んに 行われ、伝統的にお茶の栽培や薬草の採取などが行われ、生業として暮らしを支え、山と 共生した歴史文化が形成されてきた。

(1) 蚕が紡ぐ生業の文化

美郷町は、かつて養蚕が農家の副業であり、貴重な収入源であった。その背景として、明治時代末から昭和時代初期にかけての繊維産業の振興があった。

この時期、県内各所で製糸工場の設置や生糸販売組合などの設立が行われた。本町を含む島根県側の江の川流域一帯は、平地部が少なく稲作での収入が限られていたことから、灌漑が必要ない桑の栽培による養蚕が、古くから行われていた。さらに、明治時代の後半には先進地の関東に学び拡大し、国内屈指の生糸産地に成長した。また、氾濫を繰り返す江の川流域の土壌は肥えており、厚く大きな桑の葉を大量に採取することができ、生糸を採る繭も大きかった。こうした養蚕業の発展の過程で、大正14年(1925)には邑智生糸販売組合江水社が設立されている。

しかし、昭和40年代に入ると、合成繊維の台頭、海外の安価な生糸の輸入から養蚕業は 衰退の一途をたどり、昭和50年代には本町から養蚕業はなくなっていった。加えて、養蚕 の仕事は、多くの工程があり、労力と苦労が多かったことも、継承の制約となった。

現在、本町では、かつて養蚕を行っていた農家住宅や養蚕小屋、各種の道具などが残さ

れている。また、桑畑の跡なども、一部の場所で確認できる。

このように本町では、かつて地域経済と農家の暮らしを支えていた養蚕に関わる歴史や 生業の知恵を、建造物や道具、桑畑の跡などを通じてうかがい知ることができる。

(2) 多種多様な山野草と薬草の文化

美郷町は、樹木と合わせて多種多様な山野草が息づき、そうした中から生業として薬草をつくってきた地域でもある。

自生している山野草のうち希少な植物(絶滅危惧種)としては、サンベサワアザミ、タコノアシ、サギソウ、ヒナランなどをあげることができる(『改訂しまねレッドデータブック(2013 植物編)』に掲載)。この他、ふるさとおおち伝承館の敷地には、絶滅危惧類であるオキナグサが自生している。

薬草に関しては、安政3年(1856)の「採薬稼札」が残されている。これは大森代官所から出されたもので、採薬を稼業とする者への免状である。少なくとも本町では江戸時代末期から山野草が採取され、薬草となっていたのである。そして、その歴史を継承するごとく、本町ではカワラケツメイ、シャクヤク、ドクダミが栽培・出荷され、エビスグサが試験的に栽培され、野草茶を含めたお茶の生産も行われている。

加えて、全国の生産者などが集まる「第 10 回 全国薬草シンポジウム 2022 in みさと」が、令和 4 年 (2022) 10 月に本町で開催されている。

このように本町は、歴史的に山野草が採取され薬草づくりが行われてきた地域で、自然と共生する薬草の郷づくりを目指しており、その背景や歴史を各地に自生する山野草や歴史資料、そして実際に栽培・出荷されている薬草や野草茶を含めたお茶からうかがい知ることのできるまちである。

4 「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化

<歴史文化の概要>

本町を流れる江の川やその支流、一帯の山々は、たたら製鉄や採掘(鉱山)及び流通の基盤となり、この地の立地性と併せて山城等を築造させるとともに、食文化や民俗芸能、信仰、固有の景観を培い、多様な動植物を生息・生育させ、川と山に息づく歴史文化を形成してきた。

(1) 石東地域の鉱山開発の先鞭「銅ヶ丸鉱山」の遺産

銅ヶ丸鉱山跡は、美郷町を流れる江の川の下流部、川本町との境界付近に立地し、生産と移送手段(舟運)が一体化した希有な鉱山であった。舟運によって、鉱山や製錬等で多量に使用する薪炭や食料、衣服などの搬入が行われ、一方で製錬した銅などの製品が搬出されていった。

この鉱山は永享3年(1431)に銅の採掘を始めたといわれ、石見地域、とりわけ石東地域の鉱山開発の先鞭をなすものである。

江戸時代に入ると、幕府直轄領、いわゆる天領である石見銀山領に加えられ、同じく石 見銀山領となった久喜銀山(邑南町)、笹ヶ谷鉱山(津和野町)などとともに、我が国有数 の鉱山地帯を形成した。

明治時代に入ると銅ヶ丸鉱山は、西の足尾銅山(栃木県)といわれるほど繁栄し、明治

29年(1896)には、ここに発電所が設置されて電灯が灯されるほど隆盛を極めていた。

しかし、明治時代の終わりには銅価格が暴落して休山し、明治 42 年(1909) に失火により 鉱山施設を全焼し、閉山となった。

このように銅ヶ丸鉱山跡は、鉱山(銅山)による本町の繁栄の歴史を伝える遺産である とともに、埋もれている多数の遺構や記録などから、鉱山開発の産業史・技術史、江の川 の舟運や浜原での石見銀山街道との関わり、広域的な関係など調査研究のテーマを多面的 に内在する存在でもある。

(2) たたらと鉄の文化

たたら(鈩又は鑪)とは製鉄場全体を指す言葉であり、本計画でのたたらは、製鉄技術を含むたたら製鉄全体のこととする。なお、たたらは蹈鞴とも記すが、これは製鉄炉に風を送る鞴自体を指すものである。

『出雲国風土記』には、出雲地方で生産される鉄が優れていると記されており、少なくともたたら製鉄は1,300年前には行われていたことになる。

出雲地方と接する本町(石見地方)においては、数多くの製鉄遺跡が分布しているが、 専門的調査は行われていないことから、学術的には中世以前の遺跡が所在しているとはい えない。しかし、石見地方においては、製鉄に関わる遺構や遺物により、古代から鉄の生 産が行われていたことが裏づけられている。本町と近接する自治体においても、古代や中 世の製鉄遺跡が確認されている。

南側に隣接する邑南町の今佐屋山遺跡では、国内最古級の6世紀後半及び12世紀頃の製鉄遺跡が確認されている。北側の江の川下流部、江津市松川町に位置する森原下ノ原遺跡では、室町時代の鍛冶炉跡が検出され、同市桜江町(江津市との合併前は、本町と同じ邑智郡に属していた。)でも室町時代の製鉄遺跡が確認されている。

したがって、これら地域と同じ江の川流域で、かつ、近接していることから、本町においても中世、あるいはそれ以前からたたら製鉄が行われていた可能性が高い。

また、石見地方を含む中国山地一帯は、砂鉄の採集が容易な花崗岩の風化した土壌であり、本町においては鉄穴流しに適した無数に存在する谷間の地形と江の川の支流、薪炭材となる豊富な森林が存在することから、伝統的にたたら製鉄やその燃料となる炭焼きが盛んに行われてきた。

それを裏づけるように、本町にはたたら跡だけでなく、「鈩」の付く地名「鈩谷」(九日市) や名字が継承されている。さらに、たたら跡の近くなどでは、鉄穴流しにより形成されたと想定される農地やその跡(平坦地)が確認できる。江戸時代後半から明治にかけてのたたら製鉄の最盛期には、全国のおよそ8割以上の和鋼・和鉄が、中国山地一帯で生産されていた。

特に、本町は、江の川の舟運により、砂鉄や薪炭材が域外からも容易に搬入され、また、神戸川上流部(飯南町)などで生産された鉄が街道を通じ、中継地である浜原などに持ち込まれていたことから、浜原、粕渕(小原)を中心に特徴的なたたら製鉄の文化圏(人や物の移動・交流、町の形成、建築文化など)を構成していた。一方、耕地面積が限られた中で、江の川の氾濫など、災害に度々見舞われてきた本町において、たたら製鉄は生きるための重要な生業でもあった。

たたら製鉄は、明治時代に導入された近代製鉄により衰退したが、燃料である炭をつくる窯(炭窯)は、1960年代のエネルギー革命(石油、ガスの普及)まで数多く存在し、各

所で炭焼きが行われていた。その窯跡は、山中に埋もれた存在となっているが、草木の中 に確認できるものもある。

このように本町は、千年以上前から明治時代まで行われてきたたたら製鉄の歴史を、たたら跡や炭焼き窯跡、舟運や街道の歴史、そして地名などを通じてうかがい知ることができるまちである。併せて他地域におけるたたら製鉄の情報を得たり、遺跡や施設等をめぐったりすることで、中国山地一帯におけるたたら製鉄の降盛なども学ぶことができる。

(3) 山城跡と中世の記憶

美郷町は、古くより江の川の舟運(陰陽連絡等)の要衝、及び出雲国と石見国の接点として重要視され、さらに石見銀山が開発されると、その支配をめぐる戦いの最前線となった。こうしたことを裏づけるように、江の川沿いや主要な街道近くなどに多数の山城跡が位置し、また、戦国時代における尼子氏の陣所跡も確認されている。

江の川沿いに山城跡が多く所在するのは、交通の大動脈であった江の川の舟運を押さえるためであり、また、石見銀山をめぐるせめぎ合い、中国地方における覇権争いが背景としてあった。

特に、尼子氏と毛利氏の争いを物語るものとして、江の川に面する都賀西町民グラウンド西側の山地に位置する尼子陣所跡がある。天文9年(1540)、尼子詮久(後に晴久と改名)は3万の軍勢を率いて毛利氏の居城である吉田郡山城を攻めたが城は落とせず、天文10年(1541)1月に撤退を開始した。その際、敗走する尼子勢が出雲国にある富田城(現在の島根県安来市広瀬町富田)に帰還するため、この陣所で兵をまとめ江の川を渡河した。その後、天文11年(1542)の大内氏、永禄5年(1562)の毛利氏による尼子攻めの際、逆に大内氏や毛利氏により使用された可能性もある。

このように本町では、江の川の舟運や街道の押さえ、尼子氏と毛利氏による戦国時代の攻防など、石見国中東部における中世の歴史を、山城や地名、伝承によりうかがい知ることができる。

(4) 江の川とその景観

美郷町では、江の川と河川沿いの街・集落、農地、山地・森林が一体となった固有の景観が、町域の江の川全体を通じて形づくられ、特に秋や春にかけては朝霧が稜線付近まで立ち上り、特有の環境となっている。この朝霧は朝昼の寒暖差が大きくなると江の川や山々から立ち上るものであり、幾つかの眺望の場からは、山々を埋め尽くす雲海として神秘的な景観を形づくる。

こうした景観・環境は、本町にとどまらず、少なくとも隣接する下流部の川本町、上流部の三次市にも連続する。

本町においては、江の川沿いの農地や集落等の多くは河岸段丘に位置し、いずれも小規模であるが、河川水面に近い低地部(浜原、都賀本郷など)から高台(粕渕など)まで、地形・立地を巧みに活かし、洪水対策を積み重ねながら築かれている。また、背後に棚田が形づくられた地区(都賀本郷など)、旧三江線の線路や高架、そして鉄橋が景観を特徴づける場所も存在する。

前述の朝霧は、本町の特産品のお茶の栽培とも関係する。紫外線をほどよく遮り、渋みの成分である「カテキン」を押さえ、甘み成分の「テアニン」が多くなることで、「江の川

銘茶」を育み、茶畑は限られた範囲ではあるが、景観の要素ともなっている。

加えて、浜原では昭和 28 年(1953) に完成した重力式コンクリートダムが、12 門の水門を整列させて河川を横切り、独特の景観となっている。浜原ダムで貯水された河川水の一部は、送水路(トンネルなど)を経て下流の明塚発電所に送られ、水力発電を行うことになり、これらは産業遺産でもある。

浜原ダムの上流、旧三江線潮駅付近には昭和31年(1956)に完成した潮発電所があり、ここには隣接する飯南町を流れる神戸川の来島ダム(昭和31年完成)で貯えられた水が、送水管で送られ動力となっている。さらに、その水は江の川に流され、浜原ダムに貯水することになり、こうした分水嶺を超えた水の供給により、明塚発電所の発電にも寄与している。

江の川を舞台としたアユ漁などは、簗漁や火振り漁といった伝統的な漁が継承され、ア ユ釣りを含め風物詩にもなっている。

このように、江の川を軸に農地・集落、川漁や発電の施設、鉄道の遺産、そして深い谷 と緑、朝霧・雲海が共鳴し、新緑・紅葉等の山の景観の変化やアユ釣りなどが季節を彩る 中、固有の景観を形づくっている。

(5) 川と山の食文化

江の川は、交通の大動脈として地域の経済・生活を支えてきた歴史があるとともに、支流を含め現在に引き継がれた豊かな食の源泉でもある。また、周辺に広がる農地や山々も暮らしに恵みを与えてきた。

美郷町では、ウナギ、アユ、ウグイ、ハヤ、カニ (モクズガニ) などの伝統的な漁 (築漁、火振り漁など) が継承され、山では山菜、キノコ、イノシシ (山くじら)、シカが郷土 色豊かな食をもたらしている。

これらのうち簗漁は、有志でつくる大和伝統漁業築保存組合により令和2年(2020)に復活され、火振り漁も江の川流域では唯一継承されている。

山くじらは、江戸時代後期に普及したイノシシ肉の隠語である。イノシシは農地を荒らす存在であるが、本町ではそれを逆手にとる発想で、かつ、伝統的に猟を行い食してきたこの地の歴史を再評価しつつ、肉や皮を地域資源・特産品「山くじら」として活用している。町としては、山くじらブランド振興や美郷バレー構想の推進、有害鳥獣対策などを行う美郷バレー課、及び「おおち山くじら研究所」を設立している。また、シカも食材等として活用を進めており、イノシシにトリ(鶏)を合わせたオリジナルメニュー「みさと猪鹿鳥定食」を誕生させている。

また、三瓶山の火山灰と江の川が運ぶ肥沃な土壌とにより、茶の栽培などに適した地域として質の高い農産物を生産している。

これら食材は、四季折々の郷土料理としても活かされ、彼岸、節句、田植え・泥落とし、 盆、稲刈り、祭、冬至、正月、とんどなどにおける行事食やその言い伝えが継承されてい る。こうした食文化を、美郷町食育推進協議会では『美郷町の四季の行事と郷土料理』(平 成23年)としてまとめている。

このように本町は、江の川と山間の農地や山々の恵み、そして人々の生活の知恵により、川と山の多彩な食文化を体感し、食を楽しみ、学ぶことのできるまちである。

(6) 地域に息づく民俗芸能等

美郷町では、神楽、花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうなどの民俗芸能が行われ、特に神楽は、町指定文化財となっている鐘馗の舞(大和神楽団)、山伏(都賀西神楽保存会)、天の岩戸(都神楽団)があり、これらの他にも、都賀西子ども神楽、千原神楽団、忍原地頭所神楽団、乙原舞子連中により継承されている。神楽については、広域(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)で日本遺産に認定されている。

これらのうち、鍾馗は中国の故事と能の「鍾馗」、素戔嗚尊と蘇民将来(備後国風土記に 記された人物)との「茅の輪」の故事が合体したものといわれていわれ、演目における神 は素戔嗚尊である。

山伏は、謡曲「安達ヶ原の鬼」と栃木県那須町の「殺生石」の伝説を基に構成された演目である。

天の岩戸は、古事記の上巻にある天の岩戸の物語を神楽化したものである。

また、かつて田植は、代かきから田植までを1日で行う行事で、わさ植と本田植に分かれていた。まず、小規模なわさ植を家内で行った後、大規模な本田植に移っていた。本田植になると、田主の統制のもとに田の神をまつり、太鼓や笛、ササラなどで歌いはやし作業を行っていた。これを花田植と呼ぶ。銀山領一帯の田植は小笠原流とされ、唄は近重流が用いられていたとされる。

別府地区の花田植は、かつて行われていた花田植を復活させたもので、平成 18 年(2006) から 3 年に 1 度行われている。 5 月下旬、浴衣を着た太鼓打ちが田の周囲を囲み、笛や太鼓の音が響く中、早乙女が田植を行う。

シャギリ・楽打ち・はやしこうについては、沢谷地区の一部では、はやしこう、それ以外の旧邑智町地域ではシャギリ、旧大和村地域では楽打ちと呼ばれている。秋の例祭に浴衣に「たくり」と呼ばれる色とりどりの襷を背負い、太鼓を体の前に吊り下げ、それを笛等の拍子に合わせて叩きながら、行列して町を練り歩き、最後に各地域の神社に向かい奉納される。

このように本町では、石見地方に広がる神楽が盛んに演じられているとともに、農耕文化を形づくる花田植や秋祭りなども継承され、風物詩ともいえる伝統芸能等を体感できるまちである。

(7)継承されてきた信仰と固有の空間・景観

美郷町には、江の川沿いや石見銀山街道沿いを中心に、各所に寺社が立地し、人々の信仰の場となり、特に江の川沿い寺社の多くは、いざというときの避難の場にもなっている。 寺院の多くの宗派は浄土真宗であり、一部は曹洞宗もある。

浄土真宗で最大の寺院は粕渕の浄土寺で、江の川を見下ろす位置にある。この寺院は徳治元年(1306)に真海が、親鸞の高弟である兄の了海(関東六老僧)を請じて開山した山陰地方における浄土真宗発祥の寺院である。江戸時代には末寺100余りを擁した巨刹であり、現在も9,500㎡の境内を有している。

また、各所に立地する寺院の本堂や門、庫裡等、神社の鳥居や本殿や祠等、そして境内 の石段や石垣、その他石造物などは、それぞれの地域・地区の信仰と景観を象徴する存在 である。建造物(建物)の幾つかを紹介すると、浄土寺の四脚門は江戸時代前期の建築と 伝えられ、乙原地区の山神社は銅ヶ丸鉱山の守護と盛行を祈って勧進されたものである。 また、寺院の梵鐘などは、太平洋戦争中、金属回収令により多くが供出されたが、本町に は喚鐘(梵鐘を小型にしたもの)が多数残されている。

その他の建造物も由来が明確でなくとも、それぞれの地区の歴史の証として、また、景 観の重要な要素として存在している。

このように本町は、寺社をめぐることで、継承されてきた信仰に思いを馳せるとともに、 江の川や山間と一体化した、それぞれに特性を有する固有の空間と景観を体感できるまち である。

(8) 樹木が彩る山間や川辺の景観と暮らし

美郷町は山間のまちで総面積の9割が山林であり、山々には巨樹や特徴的な種類の樹木も根づき、境内地をはじめとした市街地・集落地においては貴重な樹木が守られてきた。 代表的なものとしては、サクラ、イロハモミジ、カツラ、スギ (大スギ)、カシノキ、ムクノキ、イチョウ、タブノキ、ヒヨクバエ、スダジイ、モミノキ、シャクナゲなどが知られている。

特にサクラの巨樹や並木などは多数あり、大切に守られ親しまれている。また、各所で 紅葉めぐり(モミジ、イチョウ、カツラなど)ができる。

幾つかを紹介すると、浜原の江の川を見下ろす高台に位置する妙用寺の桜(県指定文化財)は、ヤマザクラとエドヒガンザクラの雑種で、推定樹齢 500 年以上と伝えられ、樹高 30m、幹周 4 mの巨樹である。妙用寺では参道に咲くシダレザクラとモモの花も鮮やかに春を彩る。その後にはツツジが一斉に見頃を迎え、本堂の前のフジ棚も一見である。

九日市の「ふるさとおおち伝承館」の敷地には、樹齢約120年のシダレザクラ(前川ザクラ:町指定文化財)があり、前面の石見銀山街道(県道)に桜のトンネルを形づくる。 ふるさとおおち伝承館は、江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅を活用したもので、サクラや街道とともに江戸時代の風情を感じさせる。

同じく九日市の山中にある花の谷の桜(県指定文化財)は、「天空のエドヒガン」とも呼ばれる山上の一本桜であり、樹齢は500年とも言われ、幹周は5.56mに達する。花の谷にはシャクナゲの自生地もあり、その近くには、地元の有志により「シャクナゲパーク」がつくられ、4月下旬には百数十本のシャクナゲが色鮮やかに咲き乱れ、「しゃくなげ祭り」が開催される。この地区では、本町の町花であるシャクナゲの保存活動が伝統的に行われきた経緯があり、シャクナゲを活かした地域活性化の活動に発展している。

この近くの酒谷には、推定樹齢 500 年のオロチカツラ(県指定文化財)があり、ハート 形の葉が特徴的で早春(3月下旬頃)に新芽が赤くなり(見られるのは3日程度)、その後 は黄金色、そして緑色、更には秋に黄葉し、落葉した葉はよい香りを放つ。大小8本の支 幹からなり、見上げる姿がヤマタノオロチを想像させることから名づけられた。

これらのほかにも、旧JR三江線の潮駅前の桜並木、沢谷三里桜街道、青木の一本桜(粕渕)、飯谷のシダレザクラ(上野)、浄土寺のサクラ(粕渕)、湯抱温泉街の桜、酒谷のもみじ街道などが知られている。

このように本町は、緑に包まれた自然環境の中に、地域を象徴する巨樹や並木、貴重な樹木が息づき、山間や川辺を彩り、所有者や地域住民により大切に守られ、観光資源としても活かされている。

(9) 川と山が育む希少な生きものと名勝地

美郷町は緑に囲まれ、江の川と数多くの支流が流れるなど、生きもの(動植物)のすむ良好な環境を備えており、その中ではキイロヤマトンボ、コエゾゼミ、ミズカモグラ、エビネ、オキナグサなどの希少な動植物(絶滅危惧種)も生息・生育している(『改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編・2014 動物編』に掲載)。

また、本町の野山には、絶滅危惧種を含め多種多様な動物が生息している。その中には イノシシ、ツキノワグマ、シカ、サル、キツネ、モグラ、カラスなどの有害鳥獣も生息し ており、適正な有害鳥獣対策を行いつつ、一方で三瓶山の山麓付近は鳥獣保護区(県)に 指定し、保護対策を行っている。

江の川やその支流では、アユ、ウナギ、カワムツ、オヤニラミ、ズナガニゴイ、アブラボテなどが同一水系に生息しており、多様な魚類相がみられる。また、鳥類ではカワセミ、ヤマセミ等、爬虫類ではニホンイシガメ等、両生類ではオオサンショウウオ、カジカガエル等がみられるなど、多様な動物が生息している。

これらのうちオオサンショウウオは、サンショウウオの仲間の最大種であり、美郷町全域(河川等)を対象として特別天然記念物に指定されている。全長は120 cmに達するものもあり、頭部が大きく胴は太く、両体側にヒダがある。乳白色の粘液を出し、これが山椒に似た香りがすることから、この名が付いたとされる。島根県内では美郷町、邑南町で分布密度が高く、これらの地域では「ハンザケ」とも呼ばれている。

さらに、本町では、江の川の支流が幾筋も流れ、それらはいずれも小河川であるが、各所に滝や渓流・渓谷が所在し、川と山(地形と緑)が一体となった小さな名勝地(自然の造形美)を形づくっている。一方で、江の川と周囲の山並みなどは、大きな名勝地といえる。

このように本町は、山と川に多種多様な生きものが生息・生育し、滝・渓谷や緑・花の自然の造形を見たり、鳴き声を聞いたり、一部は触れたりすることができ、さらにアユやウナギ、イノシシなどは食文化として体感できるまちである。

第4章 文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針

第1節 文化財の保存・活用の基本理念

1 目指す目標

美郷町の歴史文化の特性、及び本町のまちづくりの将来像「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」を踏まえ、歴史文化の特性を総括的かつ象徴的に表すフレーズとして「川と山と交流が培った美しき郷の遺産」と掲げる。

さらに、本町のまちづくりの理念「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」及び「地域社会総がかり」を踏まえ、文化財の保存・活用の基本的な取組として「みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ」ことを設定する。

以上の「川と山と交流が培った美しき郷の遺産」と「みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ」により、本計画の目指す目標とする。

また、それを実現するための方向性、方針、措置などにつなぐため、目標から導かれるキーワードを設定する。なお、本町のまちづくりの理念にある「協働」は、その将来像にある「みんな」に含まれることとする。

<目指す目標>

『川と山と交流が培った美しき郷の遺産』を みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ

<キーワード> 「みんな」、「知る」、「守る」、「活かす」、「未来」、「交流」

2 文化財の保存・活用の方向性

前記のキーワード「みんな」、「知る」、「守る」、「活かす」、「未来」、「交流」から、目指す目標を実現するための方向性を5つ設定する。

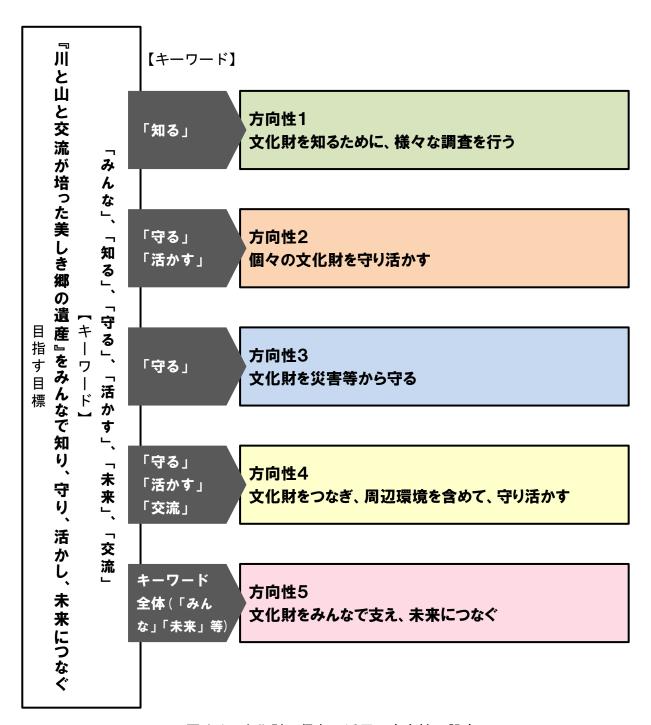


図 4-1 文化財の保存・活用の方向性の設定

第2節 美郷町の文化財の保存・活用の課題

目指す目標の具体化に向け、美郷町の文化財の保存・活用の課題を、5つの方向性に沿って現状を把握し、整理する。

なお、課題の一覧は下表のとおりである。

表 4-1 文化財の保存・活用の課題の一覧

方向性	方向性に基づく課題
方向性 1	(1) 「文化財の把握調査」に関する課題
文化財を知るために、様々な	(2) 「文化財の専門的調査」に関する課題
調査を行う	(3) 「調査成果の整理と情報公開」に関する課題
方向性 2	【文化財の保存・活用全般】
個々の文化財を守り活かす	(1)「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題
	(2)「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題
	【主として保存】
	(3) 「文化財の指定等」に関する課題
	(4)「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題
	【主として活用】
	(5) 「文化財の活用のための整備」に関する課題
	(6) 「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題
方向性3	(1) 「文化財の防災」に関する課題
文化財を災害等から守る	(2) 「文化財の防犯」に関する課題
方向性 4	(1) 「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題
文化財をつなぎ、周辺環境を含	(2) 「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題
めて、守り活かす	
方向性 5	(1) 「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題
文化財をみんなで支え、未来に	(2) 「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題
つなぐ	(3)「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題

1「方向性1 文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する課題

(1)「文化財の把握調査」に関する課題

【現状】

美郷町では、文化財の総合的把握調査は実施していないが、文化財に関するワークショップ、現地見学、講演会・シンポジウムの中で、又は終了後に、主として未指定文化財について参加者による情報提供をお願いし、多数の有形・無形の文化財を把握している。

遺跡に関しては、島根県遺跡マップ(島根県総合型GIS「マップ on しまね」)、島根県遺跡データベース(島根大学)があり、全体が把握できている。

また、『美郷の文化財』(令和4年(2022)3月)の刊行にあたっては、文化財の6類型ごとに未指定文化財も把握・整理し、冊子に掲載している。遺跡以外にも多数の未指定文化財が存在すると推定される。

【課題】

○ワークショップ等を通じて文化財の把握を行っているが、現時点で把握できているの は地域に所在する文化財の一部と考えられ、また、計画的・持続的な文化財の把握調 査はできていない。特に、有形文化財(美術工芸品)、無形文化財、有形の民俗文化財、 記念物(地質鉱物)及び文化財の保存技術などの分野の把握調査は進んでいない。

○地域に所在する文化財を把握するためには、そこに暮らす住民等から文化財に関する 情報を提供されたり、相談を受けたりすることが重要であるが、情報受付や相談窓口 の体制は十分でない。

(2)「文化財の専門的調査」に関する課題

【現状】

美郷町における文化財の専門的な調査は、遺跡、動物に関して行っている。

遺跡については、沖丈遺跡、郷上遺跡、尼子陣所跡、上野鈩遺跡、石見銀山街道、四日市遺跡で発掘調査(試掘調査を含む)等を行っている。これらのうち沖丈遺跡については、平成7年(1995)~平成8年(1996)に発掘調査を行い、平成14年(2002)に町の文化財として指定している。また、石見銀山街道については、平成8年(1996)に島根県教育委員会が「島根県歴史の道調査」を行い、文化財としての価値が認められ、その後、発掘調査や現地確認等を行い、史跡指定に向けた調査報告書を平成29年(2017)に作成し、平成30年(2018)に史跡に指定されている。

動物については、平成7年(1995)~平成8年(1996)にかけて、大和村教育委員会が塩谷川でオオサンショウウオの生息調査を行っている。

また、古文書を読む会があり、民家等に眠る古文書等を発掘・収集しながら、その解読が行われている。

一方、未指定文化財を含め所在する有形文化財(建造物、美術工芸品)、民俗文化財、記念物等について、専門的な調査を行っているものは一部にとどまっている。また、最近、 養蚕を行っていた農家住宅や納屋が確認されている。

【課題】

- ○学識経験者や文化財の所有者等の協力を得ながら、中・長期的な観点から優先順位を 設定し、文化財の専門的な調査を実施する必要がある。
- ○古文書を読む会をはじめとした関係団体の取組(活動)は、本町の歴史の探究や文化 財の保存・活用を支えるものでもあり、活動の継承・発展が求められる。

(3)「調査成果の整理と情報公開」に関する課題

【現状】

美郷町では、これまでの文化財の把握及び専門的な調査の成果を踏まえ、令和4年(2022) 年3月に『美郷の文化財』を刊行している。

また、文化財の専門的な調査は、平成16年(2004)の合併前にも、それぞれの教育委員会 (旧邑智町、旧大和村)で行っている。

古文書を読む会によって、古文書や絵図などの収集・整理、解読が進められており、成果が蓄積されつつある。

また、本計画の作成過程において、把握している未指定文化財の体系的な整理、データベース化を進めつつある。

【課題】

○未指定文化財の保存・活用又は記録保存、及び指定等文化財の維持管理などの基礎的

な取組として、文化財の体系的な整理及びデータベース化が必要である。

- ○専門的な調査の成果等については、見学会や学習会などを通じて、住民等に還元する 必要がある。
- ○今後の調査を含め文化財に関する情報を整理し、個人情報の保護等に配慮した適切な 情報公開を進める必要がある。

2「方向性2 個々の文化財を守り活かす」に関する課題

(1)「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題

【現状】

美郷町では、小・中学校におけるふるさと学習、公民館における講座、町全体での文化財に関する講演会やワークショップなどを通じ、文化財や歴史に関する学習・体験の機会を確保している。これらは「文化財保護強調週間」(毎年11月1日~7日)や「文化財防火デー」(毎年1月26日)での取組などと合わせて、文化財や文化財保護に関する啓発の役割も担っている。

特に石見銀山街道については、ガイド養成やウォーキングイベント、中学生を対象としたフィールドワーク、島根中央高等学校における総合学習、石見銀山街道ワークショップ、美郷町職員研修「石見銀山街道歴史講座」などを行ってきた。また、令和元年(2019)12月には文化庁主唱「歩き・み・ふれる歴史の道」事業による「石見銀山街道ウォークイベント『令和の差立』国史跡石見銀山街道を往く」を開催している。

また、「美郷町銀山街道を護る会」による街道めぐり、観光協会による文化財を含む観光資源を活かした体験機会の確保、日本遺産に認定された神楽の共演大会なども行われてきた。

こうした取組は、令和2年(2020)~令和4年(2022)の前半にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、令和4年の後半からは、文化財の見学会や講演会・シンポジウム等を行い始めている。

加えて、本町では、食育の観点から学校給食において郷土の食材・料理の提供を行っている。

【課題】

- ○貴重な植物等が減少していることが指摘されており、住民だけでなく、本町への来訪 者を含め、広く文化財保護に関する啓発が求められている。
- ○学校教育においては、文化財を活かしたふるさと教育の推進とともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供等を通じ、食文化の普及や郷土への理解、更には郷土愛の醸成に努める必要がある。
- ○文化財部門と学校教育、社会教育、健康づくり、観光振興や地域活性化の部門が連携 した文化財の活用は、一部にとどまっており、多様な方法による分かりやすい情報提 供や文化財を学び・体験する機会を充実させる必要がある。

(2)「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題

【現状】

美郷町には、6つの神楽団があり、町指定文化財である神楽3件(鍾馗の舞、山伏、天の岩戸)をはじめ、多彩な神楽が演じられ、花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうなど

の民芸能も継承されている。

石見銀山街道については、「美郷町銀山街道を護る会」が設立され、住民が中心となって保存・活用に取り組んでいるとともに、町内で所蔵されている古文書については、古文書を読む会により、その把握と解読が進められている。

【課題】

- ○文化財把握調査を行うには、地域を知っている住民の参加が重要となるが、そうした 人材の確保・養成はできていない。
- ○神楽や花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうをはじめとした民俗芸能等を継承する 団体の維持・活性化、担い手の確保・育成などが求められる。
- ○未指定を含め文化財の所有者及び住民・地域団体等が主体となった、文化財周辺の清 掃美化、修景、イベントの開催など、文化財の保存・活用の更なる活動が求められる。

(3)「文化財の指定等」に関する課題

【現状】

美郷町には、指定文化財が16件(国指定1件、県指定4件、町指定11件)、及び登録有 形文化財が4件あり、所有者等と連携し、保存管理に取り組むとともに、情報提供を含め 活用に努めている。

また、国保有(東京国立博物館)の有形文化財(工芸品:重要文化財)が2件、県保管(県立古代出雲歴史博物館)の有形文化財(古文書:県指定文化財)が1件ある。

これらの他にも、未指定文化財である建造物(建物、石造物)、美術工芸品(絵画、彫刻、書跡など)、無形の民俗文化財、記念物を、現時点でも相当数把握し、『美郷の文化財』で紹介している。

【課題】

- ○文化財的価値が高いと考えられる未指定文化財の指定・登録に向けて、学識経験者等 の協力を得ながら、計画的に取り組む必要がある。
- ○登録有形文化財、登録無形民俗文化財等の可能性のある物件はあるが、本町においては文化財の登録制度の利用は4件(1か所)にとどまっており、さらに文化財の登録に向けて取り組む必要がある。

(4)「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題

【現状】

美郷町の指定文化財のうち、史跡石見銀山街道については、本町が管理団体であり、保存活用計画を令和3年(2021)3月に策定し、保存管理や活用に取り組んでいる。ただし、山中のルートが中心であり、点検や草刈り等及び活用においては、関係団体(美郷町銀山街道を護る会、森林組合等)の協力・参加が不可欠となっている。なお、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められているもののうち、説明板を除き、標識、注意札、境界標等は未設置である。

また、個人等による所有・保管が難しい文化財(主として未指定文化財)、又は発掘で出土した遺物については、専用の保管施設はなく、一部ではあるが公民館等で保管(展示)している。

【課題】

- ○山中のルートが中心である史跡石見銀山街道については、毀損した場合の復旧及び標識や境界標等の設置・更新に、点検を含め的確に対応する必要がある。
- ○未指定を含めた文化財の中には、所有者等での保存管理が難しくなっているものもあり、近隣の住民や地域団体等による文化財の保存管理を促進する必要がある。
- ○所有者等での保存管理が難しい文化財(動産関係)については、それらの保管場所・ 施設等を確保・整備し、受け入れて適切に収蔵・保管する必要がある。
- ○文化財の保管場所・施設等の確保・整備においては、単なる収蔵・保管ではなく、より文化財の保存・活用に資するよう、場所の有効活用を検討することが求められる。
- ○本町が収蔵・保管している文化財の台帳は作成できていない。

(5)「文化財の活用のための整備」に関する課題

【現状】

文化財の活用においては、イベントや情報提供等の主としてソフト面での取組と合わせて、案内板や説明板、誘導標識、トイレ・駐車場の確保・整備といったハード面も重要となる。

これらのうち、ハード面に関しては、史跡石見銀山街道の森原古道の直近に「森原古道 史跡公園」(駐車場、トイレ、あずまや、説明板等)を整備するとともに、やなしお道にお いてはバイオトイレ、説明板、名称表示板、誘導標識などを整備している。石見銀山街道 については、史跡指定地外を含め町内のルートがほぼ確認されており、町域を東西に横断 する形となり、大半が歩行可能で本町の観光資源にもなっている。

また、複数の指定文化財及び観光資源でもある未指定文化財においては、案内板・説明板等を設置し、一部では小広場も整備している。

ただし、こうしたサイン類のデザイン等はそれぞれで対応しており、統一性は乏しい。 また、施設・設備の老朽化、草木で覆われ活用が難しい広場等(石見銀山街道の箱茂の松 付近)もある。

さらに、近年の動きとして幾つかの自治体では、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)等の先端技術を用いた文化財の活用が進みつつある。

【課題】

- ○石見銀山街道に関する説明板や地域・地区を紹介する案内板等は、ある程度整備が進んでいるが、不足している又は老朽化している案内表示板があるとともに、統一的なデザインとはなっておらず、案内表示板の外国語併記も限定的である。
- ○石見銀山街道のルートには、専用のトイレや休憩の場などがあるが、全体的にみると トイレをはじめとした便益施設等の立地は限られており、それらの情報提供も限定的 である。
- ○住民・地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化等、更には魅力づくりの取組が 求められる。
- ○先端技術を用いた文化財の活用は限定的であり、今後、技術の進歩等を見据えつつ、 文化財の調査や保存面を含めて先端技術の活用を進める必要がある。

(6)「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題

【現状】

美郷町の案内・情報提供については、町及び観光協会のホームページ、観光パンフレット等を通じて行っている。

文化財の観点でのICT (情報通信技術)の活用は、「教育委員会だより」(町ホームページで公開)に文化財関係の記事を掲載するなどにとどまっている。

美郷町観光協会のホームページでは、観光スポットとして「歴史・文化・美術・社寺」、「美郷の美しい14の橋」、「モデルコース」等を紹介し、神楽の動画を取り入れた「美郷の神楽」のサイトもある。

さらに、本町の文化財の紹介については、平成4年(2022)3月に刊行した『美郷の文化 財』があり、文化財講座などで利用するとともに、掲載している文化財をめぐる機会も確保している。

石見銀山街道については、街道近くに位置する別府・粕渕・沢谷の3公民館、浜原隣保館、ふるさとおおち伝承館においてガイダンス機能の確保・充実に取り組んでいる。

こうした文化財の案内・情報提供等に関しては、興味を持ってもらえる分かりやすい表現とともに、外国語表記が求められるが、美郷町観光協会ホームページの英語版「Misato Town Guide (English Page)」以外は対応できていない。

【課題】

- ○ガイダンス機能を有する施設については、現状では石見銀山街道近くの公民館等(石 見銀山街道に関する機能)に限られている。
- ○『美郷の文化財』の更新に際しては、ガイドブック的な利用も考慮して編集・デザインすることが求められる。
- ○文化財を含め観光案内・解説ができる観光ガイド等は組織されていない。
- I C T の活用など多様な媒体を活用しつつ、文化財に関する情報提供・発信の充実を 図る必要がある。

3「方向性3 文化財を災害等から守る」に関する課題

(1)「文化財の防災」に関する課題

【現状】

美郷町は江の川が貫流する地域で、これまで度々、氾濫し被害を受けてきた。平地部が少なく、江の川沿いの河岸段丘や谷間に集落が形成されていることから、洪水に加え土砂災害の危険性も高く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が集落やその周辺に多数指定されている。

また、地震も平成13年(2001)以降だけで震度4以上が7回発生し、特に平成30年(2018) 4月9日に発生した島根県西部地震では震度5弱を計測し、建物12棟の一部破損、及び農業用施設や農地の被害が報告されている。

さらに、建物等の火災が、毎年、発生しており、平成 24 年(2012)には8件、令和元年 (2019)には7件と、この10年間では多くなっている(江津邑智消防組合データ)。

一方、文化庁は、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と 連携のもと、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要 文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」(以下「防火対策ガイ ドライン」という。)を作成している。さらに、文化財が災害に遭わないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そして災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター」(以下「文化財防災センター」という。)が設置されている。

島根県(教育庁文化財課)においては、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」(以下「文化財防災・防犯マニュアル」という。)が令和4年(2022)6月に作成されている。このマニュアルは、主として文化財の所有者等及び県・市町村の文化財担当部局に向けた、文化財を災害等から守るために望まれる平常時の取組と、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめ、迅速に保護・保全措置を講じるための手引きである。

【課題】

- ○本町には、重要文化財やそれを保管する博物館等は所在しないが、防火対策ガイドライン(文化庁)を参考に、建造物や資料館等の防火対策に取り組む必要がある。
- ○防火対策ガイドライン(文化庁)や文化財防災・防犯マニュアル(県)を参考に、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定し、文化財の防災・防犯に関する指針等の 作成を進める必要がある。
- ○文化財防火デーには防災訓練を行い、防災に関する情報提供も行っているが、そうしたことが住民等に伝わっているとはいえない。
- ○洪水等が度々発生する本町では、文化財レスキューなどの必要性は高いが、文化財の 危機管理の仕組みは構築できていない。
- ○古文書等が毀損した場合などの修復・保存の重要性は専門家から指摘されているが、 住民等に周知できておらず、修復・保存を学ぶ機会も確保できていない。
- ○度々、洪水等の災害に遭ってきた歴史から、防災について学ぶことが大切である。
- ○未指定文化財を含め、文化財のデータベース化を進めつつ、災害の危険性が差し迫ったときの文化財の防災対策、緊急避難的な措置などについて検討する必要がある。

(2)「文化財の防犯」に関する課題

【現状】

美郷町でも毎年、文化財の被害は確認されていないものの、窃盗犯、知能犯等の犯罪が 発生している(島根県警察データ)。

県内では、出雲市の鰐淵寺で重要文化財4点を含む、仏画や経典が盗難の被害を受けるなど、これまでに多数の文化財被害が確認されている。また、文化財への落書きなど、人 為的な毀損が度々、報道等で伝えられている。

こうした中、島根県(教育庁文化財課)では、文化財防災・防犯マニュアルを作成して おり、この中には前述の防災対策と併せて防犯対策も含まれている。

【課題】

- ○過疎化、高齢化等を背景に、文化財を守る体制(個人、コミュニティ)が弱体化しつ つある現状 を踏まえ、防犯に関する状況や方法等の周知が必要である。
- ○文化財の置かれている環境(管理が行き届きにくい場所、管理者が不在など)を踏ま え、文化財のパトロール等の防犯対策に取り組む必要がある。
- ○文化財の防犯等に関しては、文化財防災・防犯マニュアル(県)はあるが、本町の実情を反映した防災・防犯に関する指針等は作成できていない。

4「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」に関する課題

(1)「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題

【現状】

文化財はそのもの自体に価値や魅力(個の魅力)があり、さらに、文化財相互をつなぐことにより、関係する人々や情報等の交流を促し、相乗効果や新たな魅力(群の魅力)を発揮することが期待できる。例えば美郷町の場合、江の川の四季折々の景観、その恵みである食文化(アユ、ウナギ、川ガニ等)、川を育む山々などをつなぐことが想定できる。

このように文化財をつなぎ、保存・活用する考え方として文化庁から示された関連文化財群*1がある。本町ではこれまでに『史跡石見銀山街道保存活用計画』において、関連文化財群の考え方を取り入れ、「町内における歴史文化のネットワークづくり」、「広域的な連携による文化財の活用」を史跡の活用の中で示しているが、周遊コースづくりなどは進んでいない。

また、日本遺産もつながりを持った文化財の活用の方策であり、本町を含む島根県西部の4市5町が「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」として日本遺産に認定され、相互に連携・交流しながら、様々な事業を展開している。

【課題】

- ○日本遺産(神楽)や石見銀山街道におけるこれまでの取組を活かしつつ、関係する市町や関係団体などとの交流・連携のもとに、広域的な観点からも文化財の保存・活用に取り組むことが求められる。
- ○本町の歴史文化の特性を踏まえると、関連文化財群のテーマ、ストーリーは設定できると考えられるが、文化財をつないで活かす取組は進んでいない。

(2)「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題

【現状】

文化財の総合的・一体的な把握と保存・活用の方策として、文化庁から前述の関連文化 財群と合わせて、文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用する戦略的な計 画区域である文化財保存活用区域*2が示されている。

※1 関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

※2 文化財保存活用区域

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。

美郷町においても、別府地区、粕渕地区、沢谷地区、都賀行・都賀西・都賀本郷地区など、指定・未指定、有形・無形の文化財が集積している地区が存在している。

これらの中には、文化財を含めた周遊を促進する観光マップを作成している地区(粕渕まちなか散策マップ、別府里あるきマップ、湯抱鴨山歌碑めぐりマップ:美郷町観光協会作成)、複数の神楽団が活動している都賀行・都賀西・都賀本郷地区がある。また、沢谷地区(花ノ谷)では自生しているシャクナゲの保存活動とともに、シャクナゲのまちの再現に地域ぐるみで取り組み、自生地近くには「シャクナゲパーク花ノ谷」が整備された。これらの取組は、周辺環境を含めた文化財の保存・活用、そして文化財を活かした地域の活性化(まちづくり、観光交流)に寄与している。

【課題】

- ○各地区に連合自治会等があり、また、美郷町銀山街道を護る会等が組織され、文化財 の保存・活用に関わる活動が行われているが、町全体でみると限定的である。
- ○本町における文化財の保存・活用やまちづくりの取組状況などを踏まえながら、住民・地域団体等の参加のもとに、周辺環境を含めた文化財の保存・活用を進め、それを地域の活性化(まちづくり・観光振興)につなげる必要がある。

5 「方向性 5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する課題

(1)「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題

【現状】

美郷町第2次長期総合計画では「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」を、まちづくりの理念としている。文化財の保存・活用が、所有者や行政だけでは難しくなる中で、文化財の分野においても協働のまちづくりが重要となる。

これまで本町の文化財の保存・活用には、神楽団や美郷町銀山街道を護る会、古文書を読む会などの団体の活動が大きな役割を担い、活用については美郷町観光協会が様々な体験プランや情報を提供している。

今後、過疎化、高齢化がさらに進むと予測されている中で、文化財の保存・活用はより 厳しさを増すと想定される。

【課題】

- ○町域全体を対象とし、膨大な数が想定される文化財の把握調査においては、住民等の 協力・参加が不可欠であるが、そのための仕組み・体制はできていない。
- ○過疎化、高齢化等が進む中で、文化財の保存・活用を進めていくためには、行政や文化財の所有者等に加え、住民・地域団体等の多様な主体が協力・参加する、地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制の構築が必要である。

(2)「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題

【現状】

美郷町を含む島根県西部の4市5町は、神楽のストーリーが日本遺産に認定されており、連携して事業を展開している。また、石見銀山街道が横断していることから、沿線の4市3町で連携して日本遺産を目指すなどの取組を行った経緯がある。現在、「銀山街道沿線市町等連絡協議会」は10市町等となり、広域的に連携した取組を行っている。

さらに、文化財の調査や価値づけ、保存・活用に関しては、国・県との連携とともに、

学識経験者・専門家の支援のもとに進めており、調査報告書の作成や文化財指定、具体の 事業につながってきた。

こうした関係自治体、関係機関、及び学識経験者等との連携は、文化財の保存・活用、 更には地域の活性化にも寄与している。

【課題】

- ○文化財の調査・分析等においては、大学等研究機関の協力・支援が重要な役割を担う とともに、措置の具体化等においては、引き続き国・県等の関係機関の支援が必要と なる。
- ○これまで文化財の保存・活用に関する調査や計画づくり等においては、文化財分野の 学識経験者等を中心に協力・支援を得ていたが、今後は先端技術やまちづくり、観光 振興等の専門家の参加も求められる。
- ○日本遺産(神楽)や石見銀山街道を通じ、文化財を通じた広域的な連携を行ってきて おり、こうした経験・実績を今後の文化財の保存・活用にも活かすことが求められる。
- ○本計画を推進していくためには、更なる国・県等の関係機関との連携が必要となる。

(3)「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題

【現状】

文化財行政は美郷町教育委員会の文化財・文化振興係が担っているが、担当は限られた 人員である。

文化財行政を進めるに際しては、適宜、学校教育・社会教育係、公民館、また、観光に 関係する場合には産業振興課と連携している。

これらの他にも、文化財を活かした戦略構築には企画推進課、地域の魅力づくりと定住 促進には美郷暮らし推進課、文化財を活かしたウォーキング等の健康づくりに関しては健 康福祉課、文化財と自然に関しては美郷バレー課などが関係してくる。

【課題】

- ○厳しい財政状況の中で、職員の文化財に関する知識の醸成、専門的な知識・スキルを 有する職員の育成を効果的に進める必要がある。
- ○文化財行政、特に活用においては多面的な分野に関係することに鑑み、庁内の関係部署との連携をより充実させる必要がある。

第3節 文化財の保存・活用の方針

1 文化財の把握・調査の充実

※「方向性1 文化財を知るために、様々な調査を行う」、及びそれに関する課題に対応 する大方針(以下、個々の方針を示す)。

(1) 住民参加による文化財把握調査の持続的な展開

- ○住民や関係団体、学識経験者等の協力と参加を得ながら、中・長期的な視点を持って、特に、有形文化財(美術工芸品)、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物(地質鉱物)及び文化財の保存技術など、把握が進んでいない分野を優先して、計画的かつ継続的に文化財の把握調査を進めるとともに、ワークショップによる文化財の把握等にも取り組む。
- ○住民等から文化財に関する情報提供や相談を受ける窓口の充実を図る。

(2) 専門的な文化財調査の計画的な実施

- ○学識経験者等の協力や参加のもとに、改変 (建造物)・滅失等の緊急性や文化財として の指定等を考慮しつつ、未指定文化財を含め優先順位を設定しながら、文化財の専門 的な調査を実施する。
- ○学識経験者等の指導・参加を促進しつつ、古文書を読む会をはじめ関係団体と連携し、 本町の歴史や古文書等の調査を進め、関係する文化財の保存・活用にもつなげる。

(3)調査成果の整理と公開

- ○文化財の把握や専門的な調査を通じて得た成果を分類・整理し、一元的な管理を図る とともに、検索可能な形でのデータベース化・地図情報化に取り組む。
- ○文化財の調査の成果については、住民をはじめ町内外の人々に伝えていけるよう、説明会・見学会・勉強会の開催に努める。
- ○既往の調査や刊行物を含め文化財に関する情報は、個人情報の保護や文化財の保護に 留意しつつ、多様な機会・方法により公開・活用に努める。

2 分野別の文化財の保存・活用の充実

※「方向性2 個々の文化財を守り活かす」、及びそれに関する課題に対応する大方針 (以下、個々の方針を示す)。

(1) 文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実

- ○来訪者を含め、文化財について分かりやすい情報提供や文化財保護に関する啓発に努める。
- ○文化財部門と学校教育との連携を図りながら、指定・未指定、有形・無形の文化財を活かしたふるさと教育に取り組むとともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供を通じ、児童・生徒の食文化への関心や郷土への理解を高め、郷土愛の醸成にも努める。

○文化財部門と他の部署(学校教育、健康づくり、観光振興等)の連携を適宜図りつつ、 文化財を学び・体験する機会を確保・充実させる。

(2) 文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成

- ○住民参加による文化財把握調査を進めるため、文化財への関心や知識の醸成に努めつ つ、若い世代を含めた調査員の確保・養成に取り組む。
- ○神楽等の保存団体の担い手の確保・育成、上演活動などを支援する。
- ○住民・地域団体等と行政が連携し、前述の「文化財に関する啓発や学習・体験機会の 充実」に取り組みつつ、文化財を保存管理及び活用する担い手(人・団体)の確保・育 成や活動の支援に努める。

(3) 文化財の指定等への対応

- ○未指定文化財の専門的な調査を進めつつ、文化財的価値の高い有形・無形の未指定文 化財については指定・登録に向けて取り組むとともに、指定等の制度を利用して保存 管理を進める。
- ○文化財登録制度をより積極的に活用するため、候補物件のリスト化及び調査を行い、 登録につなげていく。

(4) 文化財の保存管理及び保存のための整備

- ○石見銀山街道をはじめとした指定等文化財の保存管理、及び毀損した場合の復旧等に 的確に対応する。
- ○未指定を含めた文化財を適切に保存(保存管理)するため、所有者等との情報の共有 化と連携を図りつつ、所有者等による文化財の保存管理を基本とするとともに、文化 財の状況によっては、保存管理への地域団体等の協力・参加を促進する。
- ○有形文化財(美術工芸品)や有形の民俗文化財などで所有者等での保存管理が難しい ものについては、本町への寄託等に対応できるよう、収蔵・保管場所の確保・整備に 取り組む。
- ○文化財の収蔵・保管場所の確保と兼ねるなどして、古文書等の文化財を調べたり、保存処置を行ったりする場所「地域資料整理室」(仮称)の確保・整備に取り組む。
- ○本町が収蔵・保管している文化財については、前述の「検索可能な形でのデータベー ス化」と調整しつつ、台帳作成に取り組む

(5) 文化財の活用のための整備

- ○多言語化への対応やICTの活用を含め、文化財に関わる説明板、案内板、誘導標識等の案内表示板の計画的な整備に取り組む。
- ○石見銀山街道のウォークや文化財めぐりなどが安心・快適に行われるよう、休憩の場、 トイレをはじめとした便益施設等の情報提供や施設の充実に努める。
- ○住民・地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化、修景などの取組(魅力づくり) を促進する。
- ○多言語化やユニバーサルデザインへの対応などを考慮しつつ、先端技術を活かした文 化財に関する情報提供・発信機能等の整備・充実に取り組む。

(6) 文化財に関する情報発信・ガイダンス機能の充実

- ○各地区の公民館等において、地域の歴史や文化財を中心に情報提供等ができるよう、 公民館等におけるガイダンス機能の充実を図るとともに、他の公民館等の紹介などネットワークを充実させる。
- ○今後の文化財の調査を踏まえ、『美郷の文化財』の更新・充実に取り組む。その際、ガイドブック的な利用も考慮した編集・デザインを検討する。
- ○関係団体等と連携し、文化財の案内・解説も含めた観光音声ガイド等の設置について 検討する。
- ○多言語化やユニバーサルデザインへの対応、ICTを含めた多様な媒体の活用に努めつ、文化財に関する情報提供・発信に取り組む。

3 文化財の防災・防犯の強化

※「方向性3 文化財を災害等から守る」、及びそれに関する課題に対応する大方針(以下、個々の方針を示す)。

(1) 文化財の防災対策の強化

- ○防火対策ガイドライン(文化庁)を参考に、関係する文化財(建造物)や資料館等の利用者・管理者の安全確保、及び建築物や収蔵する文化財等の防災対策に取り組む。
- ○防災等の関係部局と連携し、また、状況に応じて文化財防災センターの協力・支援を 得ながら、防火対策ガイドライン(文化庁)や文化財防災・防犯マニュアル(県)を 参考に、様々な災害を想定した予防的措置から、いざというときに的確・迅速に行動 できる体制まで、文化財の防犯を含めた防災・防犯対策の指針等の作成や普及・啓発 を図る。
- ○文化財防火デーにおける防災訓練を行うとともに、文化財の防災に関する情報の提供・ 周知に取り組み、住民等の文化財の防災に関する意識の啓発に努める。
- ○文化財の所有者や住民・地域団体等及び学識経験者等と連携して、災害等から文化財 を守る仕組みの構築、文化財レスキューの取組(仕組みづくり)を進める。
- ○専門家の指導のもとに、毀損した美術工芸品等の修復・保存に努めるとともに、文化 財の所有者や関係団体をはじめ住民が、文化財の修復・保存を体験・学習する機会を 確保する。
- ○寺社の立地など文化財に刻まれた先人たちの防災への知恵、本町の災害の歴史を学ぶ 機会を確保し、住民の防災への関心や意識の向上に努める。
- ○学識経験者等と連携し、防災・防犯も考慮して、未指定文化財を含め文化財のデータ ベース化を進める。

(2) 文化財の防犯対策の強化

- ○防災対策と連動させながら、文化財の所有者、住民等に対して、文化財の防犯に関する対策等の情報提供(防犯知識の習得)や啓発に取り組む。
- ○文化財の所有者、住民・地域団体等と連携し、文化財の点検・パトロールを行う。
- ○文化財防災・防犯マニュアル(県)を踏まえ、文化財の防災対策と一体的に防犯に関

する指針等を作成し、普及・啓発を図る。

4 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化

※「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」、及びそれに関する課題」に対応する大方針(以下、個々の方針を示す)。

(1) つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり

- ○日本遺産(神楽)や石見銀山街道について、広域的な連携のもとに関係市町・団体等 と連携し、新たな魅力づくり等の観点も持ちながら、事業等を進める。
- ○住民・地域団体等の主体的な参加や文化財担当の体制等を考慮しつつ、分かりやすく て的確なテーマ・ストーリーを検討・設定し、関連する文化財を取り上げ相互につな ぐことで、文化財の価値や魅力を高め、活用を促進する。

(2) 文化財の保存・活用とまちづくり

- ○住民等に対して、文化財を取り入れた活動の事例や効果等、及び地域に所在する文化 財を周知し、実際の取組(活動)の促進につなげるとともに、住民・地域団体等の相 互の交流や情報交換等を支援する。
- ○文化財を活かした地域での活動状況、住民・地域団体等の主体的な参加の実情や可能性、更には文化財担当の体制等を考慮しつつ、文化財の集積する区域を選定し、面的に文化財を守り、活かす取組(文化財保存活用区域)の具体化を目指す。

5 文化財の保存・活用の推進体制づくり

※「方向性5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」、及びそれに関する課題に対応する大方針(以下、個々の方針を示す)。

(1) 住民の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり

- ○文化財の把握調査が、住民等の協力・参加や学識経験者等の協力を得て進められるよう、持続可能な仕組み・体制づくりに取り組む。
- ○持続的に文化財の保存・活用を進めるため、行政、文化財の所有者等、関係団体、住 民・地域団体、更には町外の支援者を含め、地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制 の構築に取り組む。

(2) 関係機関・学識経験者等との連携体制の充実

- ○文化財の調査や保存・活用策の検討などに関し、大学等の研究機関の支援が得られるよう、協力体制の充実・強化に取り組む。
- ○文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や手法が求められることから、文化財に関する学識経験者・専門家に加え、先端技術やまちづくり、観光振興などに関わる専門家等の協力・支援が得られるよう、ネットワークづくりに努める。
- ○日本遺産(神楽)や石見銀山街道での広域的連携の取組や成果などを踏まえつつ、他

のテーマを含め関係自治体との連携を進める。

○文化財行政を的確に進めるため、引き続き国・県等の関係機関との連携を図る。

(3) 文化財行政及び庁内連携の体制の充実

- ○研修会への参加などを通じ、文化財行政担当のスキル等の向上に取り組むとともに、 分かりやすく文化財に関する情報を提供・共有化しつつ、職員全体の文化財に対する 知識・認識の醸成に努める。
- ○文化財行政と関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進める。

第5章 文化財の保存・活用の措置

第4章で設定した5つの方向性及び方針に基づき、実施すべき措置を設定する。

措置の設定にあたっては、主体、時期などについて方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源の確保に努める。

【措置の主体等】

本計画の措置は、一部(関係団体への委託等)を除き、美郷町・美郷町教育委員会が取組主体となる。また、措置は行政が行うことになるが、実際の取組は文化財の所有者や地域団体等が行う場合があるとともに、多くの措置の実施には所有者や地域団体等の協力・支援が求められる。

したがって、本町と文化財の所有者等や地域との連携、つまり地域社会総がかりが、措置の具体化や成果の発揮には求められる。

こうしたことを認識し、本計画では大きく次の3つの主体について、措置の取組主体、 及び措置に協力する場合も示している。

所有者: 文化財の所有者等

地域:住民・地域団体、関係団体等

町:美郷町·美郷町教育委員会

<美郷町としての措置とその主体>

本計画に位置づけている措置は、教育委員会教育課の文化財担当又は学校教育・社会教育担当が実施主体(教育課が主管課)となるものに加え、他の部署(観光、産業振興等の担当)が主管課となるものも取り入れている。

また、文化財担当と他の部署が連携して取り組むことにより、より効果を発揮したり、 効率的かつ円滑に進むと想定されたりする措置があるとともに、情報の共有化を含め庁内 連携を図る。

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間である。

この計画期間を前期 (3年間)、中期 (3年間)、後期 (4年間) に分け、各措置の実施 時期を設定する。

○前期(3年間):令和6年度(2024)~令和8年度(2026)

○中期(3年間):令和9年度(2027)~令和11年度(2029)

○後期(4年間): 令和12年度(2030)~令和15年度(2033)

前期においては、本計画のもとに、これまでの措置を継続・拡充又は優先度の高い実現可能な新たな措置に着手する。

中期においては、前期の措置を継続・拡充するものに加え、前期では実施が難しい又は 時期的に中期に行うべき新たな措置の実施をめざす。

後期においては、中期に準じた対応を行うとともに、次期計画での具体化を意図した検 討・調整も行う。

今後、各措置の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び住民・ 地域団体や学識経験者などの意見を把握しながら、より詳細な措置の内容や実施時期(実 施年度)を検討し、本町の実施計画に位置づける。

【財源】

<国・県・町>

財源については、適宜、国・県と協議しつつ、教育委員会での財源案の作成及び庁内に おける調整のもとに確保に努める。

財源は、国(文化庁、他の省庁:国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等)、県 (県費補助金)及び町財源を柱とする。

<その他>

公益財団法人邑智郡広域振興財団の助成金も、地域団体等による取組には効果的と考えられる。

加えて、ふるさと納税、クラウドファンディング、その他の寄付よる財源確保も考えられる。

この他、住民・地域団体の活動に関しては、民間の助成団体による助成金等もあり、必要に応じて、情報提供を行う。

<留意点:最少の経費で最大の効果>

厳しい財政状況のもと、措置の実施年度の変更や期間の延長、措置の内容の調整などが生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念、及びPDCAサイクルに即して、必要に応じて措置の見直しを行いつつ、実施を目指す。

第1節「方向性1 文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置

本節では、第4章で設定した「方向性1 文化財を知るために、様々な調査を行う」及び方針「文化財の把握・調査の充実」に基づき、措置を設定する。

なお、本節で示している措置は、主として法第 183 条の 3 第 2 項第 3 号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」に関する措置にあたる。

表 5-1 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置一覧

(1/2)

衣 0−1		旦一月	<u> </u>					(1/	۷)
+61	1# 		措置	の主体	等	84.75	実施	色の品	寺期
方針	措置		所有者	地域	町	財源	前	中	後
(1)住民	1-1-1 住民調査員による文化財把握調査の	新規	0	0	0	町			
参加によ	実施(2-2-1、5-1-1と連動)								
る文化財	地域に所在する未指定文化財を把握する								
把握調査	ため、地域住民を中心とした調査員の確保・								
の持続的	養成(2-2-1)及び仕組み・体制づくり(5-								
な展開	1-1)と併せて、実際の把握調査を持続的に								
	進める。								
	特に、有形文化財(美術工芸品)、無形文								
	化財、有形の民俗文化財、記念物(地質鉱物)								
	及び文化財の保存技術など、把握調査が進								
	んでいない分野の調査を進める								
	また、ワークショップによる文化財の把								
	握等にも取り組む。特に、把握調査が進んで								
	いない文化財類型について、優先的な調査								
	の実施に努める。								
	把握した文化財の中から、専門的な文化財								
	の調査が必要と考えられるものを検討する。								
	1-1-2 文化財に関する情報受付・相談窓口	拡充	0	0	0	町			
	の充実								
	住民による文化財情報(発見、毀損・滅失、								
	管理等) を受け付けたり、保存・活用の相談								
	に対応したりする窓口の拡充を図る。								
	1-2-1 古文書等の調査の持続的実施	継続	0	0	\odot	国・県・			
	古文書を読む会と連携し、町内の古文書					町			
	の発見・保管等とともに、計画的に解読を進								
計画的な									
実施	1-2-2 文化財の類型別調査の計画的な実施	拡充	0	0	0	国・県・			
	学識経験者等の協力・参加を得ながら、農					町			
	家住宅(養蚕等)の調査や記録保存などに取								
	り組む。								
	その他、文化財把握調査の結果を踏まえ								
	つつ、優先順位のもとに専門的な文化財調								
	査に取り組む。								

※措置の主体等: ◎措置(町) 又は取組(所有・地域)の主体 ○措置への協力(行事等への参加などを含む)

※措置の主体等の町の欄で「◎」のみは教育委員会教育課、それ以外の部署は主管課を記載

表 5-1 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置一覧

(2/2)

+41	# 		措置	の主体	等	8435	実が	近の日	寺期
方針	措置		所有者	地域	町	財源	前	中	後
(3)調査	1-3-1 文化財調査のデータベース化(把握調	拡充	0	0	0	町			
成果の整	査、専門的調査等の成果)								
理と公開	把握調査や専門的調査等の成果について								
	は、適宜、精査を行いつつ、データベース化								
	を図る。								
	1-3-2 調査成果に関する説明会・見学会等	継続	0	0	0	町			
	の開催								
	専門的調査などを行った場合には、原則、								
	その成果等の説明会・見学会又は勉強会等								
	を開催する。								
	1-3-3 調査成果の公開	継続			0	町			
	把握調査や専門的調査の成果について								
	は、文化財及び個人情報の保護に留意しつ								
	つ、様々な方法・媒体を利用し、適切な公開								
	に努める。								

第2節「方向性2 個々の文化財を守り活かす」に関する措置

本節では、第4章で設定した「方向性2 個々の文化財を守り活かす」及び方針「分野別の文化財の保存・活用の充実」に基づき、措置を設定する。

なお、本節で示している措置は、法第 183 条の 3 第 2 項第 2 号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」(防災・防犯及びまちづくり等を除く)に関する措置にあたる。

表 5-2 「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置一覧

(1/3)

+41	方針 措置		措置	の主体	等	日土北西	実旅	五の日	寺期
力針	<u> </u>		所有者	地域	町	財源	前	中	後
1 , , , , , , ,	2-1-1 文化財保護に関する啓発 文化財保護に関する情報提供・啓発を、住	継続	0	0	0	町			
財に関す る啓発や	民に加え来訪者等も対象として、講演会、文								
で 日本 は 学習・体	化財講座、文化財めぐりなど、様々な機会を								
験機会の	通じて行う。	ひか ひ士							
充実	2-1-2 文化財を活かしたふるさと教育の推進 (学校教育)	継続	0	0	0	国·県· 町			
7070	(す 					-,			
	学習の時間を活用し、文化財を体験・学習す								
	る機会の確保・充実に努める。								
	2-1-3 学校給食における郷土の食材・料理 (食文化)の提供	継続	0	0	0	町			
	(最 久に)の提供 学校給食において、川・山に培われた郷土								
	の食材・料理(食文化)の提供に努める。								
	2-1-4 美郷大学の開催	継続	0	0	0	町			
	中・長期的な学びの計画(プログラム)の								
	もとに、学識経験者等の協力を得ながら、美 郷大学(生涯学習講座)の継承・充実を図る。								
	和八子(土佐子自時座)の極承・元夫で図る。 2-1-5 文化財めぐりや体験機会等の確保・充	拡充	0	0	0	町			
	実	ובענו)	Ŭ	,			
	関係する部署、関係団体等と適宜、連携し								
	ながら、文化財めぐりや体験機会等の確保・								
	充実に努める。 2-1-6 みさとみちくさ日和の開催	継続	0	0	0	町			
	数名の案内人による地域資源を活用した	小型が		観光	O	щ			
	小規模イベントを実施する。実施時期は春			協会					
	(4月~6月)、秋(9月~11月)。主催								
	は美郷町観光協会であり、美郷町銀山街道								
(O) # /k	を護る会等と協力して実施する。 2-2-1 住民調査員の確保・養成(1-1-1、5-	新相	0	0	0	町			
日本を保	1-1 と連動)	<i>ቀ</i> ህ ለንፔ		9	•	щ			
存・活用	又化別の把握調査を担り仕民調査員の帷								
する担い	保・養成に取り組む。 	**** ** -							
手・団体	2-2-2 神楽等の保存団体の支援 民俗芸能の継承、活動の活発化を目指し、	継続	0	0	0	国•県•			
	神楽等の保存団体を支援する。					μј			
育成	2-2-3 文化財の保存・活用に取り組む団体	拡充	0	0	0	国・県・			
	の支援					町			
	神楽等の保存団体だけでなく、文化財の								
	保存管理 (周辺環境の清掃美化を含む) 及び 活用に取り組む団体の支援に努める。								
	11日川に以ソ旭日田仲ツ人1次に方のつ。								

	カラがの人に対の体刊 わがのたく」に			の主体	卜等		実が	近の日	
方針	措置		所有者	地域	町	財源	前	中	後
財の指定	2-3-1 文化財の指定及び保存・活用への対応 文化財の専門的調査の結果などを踏ま	継続	0	0	0	国·県· 町			
等への対 応	え、文化財の指定等に取り組む。 また、指定等を契機に、文化財の所有者や								
	地域における保存・活用の取組を促進する。 2-3-2 文化財登録制度の活用 中原家住宅の登録有形文化財への登録の	継続	0	0	0	国・県・町			
	経験を踏まえ、文化財登録制度の更なる活用に努める。 登録を契機とした文化財の保存・活用の					щ			
	取組を促進する。 2-4-1 指定文化財の復旧等への対応	継続	0	0	<u> </u>	国・県・			
財の保存					J	町	体制]確保	
めの整備	2-4-2 所有者・地域団体等による文化財の 保存管理の促進 指定等文化財の所有者や保存団体等の文 化財の保存管理を支援する。 未指定文化財の保存管理について、啓発・ 情報提供等を行いつつ、所有者・地域団体等 による取組を促進する。		0	0	0	国・県・町			
	12-4-3 文化財の収蔵·保管場所の確保·整備	拡充	0	0	0	国・県・			
	公共施設の再編においては、既存施設(集 会所を含む)の活用を含め、文化財の収蔵・ 保管場所の確保・整備(拡充)に取り組む。		供託等			町			
	2-4-4 地域資料整理室(仮称)の確保・整備 収蔵・保管場所の一部については、古文書 を読む会等と連携し、収蔵・保管資料の整理 や調査研究等の場となる地域資料整理室 (仮称)としての活用を検討する。 子どもたちを含め、住民等が気軽に立ち 寄ったり、情報を持ち寄ったり、学んだり、 発見したりできる環境の確保に努める。 可能な場合は、資料等の公開・展示も検討 する。 ※公開・展示については「2-6-1 公民館等 における文化財のガイダンス機能の充 実」を参照			0	0	国・県・町			
	2-4-5 収蔵・保管文化財の台帳作成(データベース化) 収蔵・保管している文化財の保存管理や活用を効果的かつ円滑に行うため、台帳の作成(保存管理用のデータベース化)に取り組む。 この内容については、文化財調査のデータベース化 (1-3-1) に反映する。			0	0	町			

(3/3)

衣 5-2	カ野別の文化別の保任・石用の元美」[2]	×1 7 .0		の主体	★笙		宝地	<u>(3/</u> 西の日	
方針	措置					財源			
			所有者		町		前	中	後
	2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更	継続	0	0	0	国・県・			
財の活用	おこれまで設置してきた案内板・説明板等					町			
のための	- これまで設直してさた業内板・説明板寺 (案内表示板)の点検を行い、老朽化してい								
整備	るもの、表示内容の変更が必要なものなど								
	の更新を計画的に行う。新たな説明板等の								
	設置が必要となった場合には、的確に対応								
	する。								
	案内表示板の設置・更新においては、デザ								
	インや表示方法等の共通化・魅力化、多言語								
	化に努める。	Δhb Δ+							
	2-5-2 便益施設等の情報提供と充実	継続	0	0	O	国・県・			
	石見銀山街道 (未指定区間を含む) においては、案内表示板に加え、トイレや休憩の場			観光 協会	産業 振興	町			
	など便益施設等の維持管理、更新等に適切			加云	振興課				
	に対応する。				HAK.				
	また、トイレ等の位置に関して情報提供								
	(発信)を行う。								
	2-5-3 文化財を活かした魅力づくり(整備を含	拡充	0	0	0	国・県・			
						町·他			
	住民・地域団体等と連携し、文化財周辺の 環境美化・魅力づくりに取り組む。(例:巨								
	環境美化・MA フィッに取り組む。(例:E. 樹等の周囲)								
	2-5-4 先端技術を活かした情報提供・発信機	新規	0	0	0	町			
	能等の整備・充実	171770							
	情報通信技術などの先端技術を活かした								
	文化財の活用(保存にも関係)に取り組む。								
	(例:AR・VR、ドローンによる点検など)								
	※文化財のデータベース (1-3-1、2-4-5) の 活用も考慮								
(6) ± 4	2-6-1 公民館等における文化財のガイダンス	女に 土日	0	0	0	町		_	検証
財に関す	機能の充実	利が			0	щј			\downarrow
あたぼりる情報発	石見銀山街道や江の川等に関係するガイ								次期 計画
	ダンス機能(案内・解説、展示等)について								への
は、コポ	は、関係する公民館・隣保館等において確								反映
メノヘ版	保・充実に努める。併せて、文化財の収蔵・								
能の允夫	保管場所の確保について検討する。 また、庁舎やみさと館のロビー等におい								
	て、文化財等に関する情報提供や展示の場・								
	機会を確保する。								
	その他の公民館等におけるガイダンス機								
	能の確保・充実は、上記の取組を検証しつつ								
	成果や課題を整理し、原則、次期計画におい								
	て具体化を目指すこととする。								
	2-6-2 『美郷の文化財』の更新·充実 文化財の把握調査や専門的調査の成果の	拡充	0	0	0	町			
	文化財の把握調査や専門的調査の放果の 反映を図り、『美郷の文化財』の更新・充実								
	及映を囚り、『天神の文化財』の史利・元天 に取り組む。								
	2-6-3 観光音声ガイド等の設置	新規	0	0	0	<u>⊞</u> ⊤			
	関係団体 (観光協会、美郷町銀山街道を護	171796		観光	産業	他			
	る会等)と連携し、文化財を含めた観光音声			協会	振興	ت ا			
	ガイド等の設置を検討する。				課				
	再掲:先端技術を活かした情報提供・発信機	新規	0	0	0	町			
	能等の整備・充実(2-5-4)								

第3節「方向性3 文化財を災害等から守る」に関する措置

本節では、第4章で設定した「方向性3 文化財を災害等から守る」及び方針「文化財の防災・防犯の強化」に基づき、措置を設定する。

なお、本節で示している措置は、法第 183 条の 3 第 2 項第 2 号関係「当該市町村の区域 における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」(防災・防犯関係)にあた る。

表 5-3 「文化財の防災・防犯の強化」に関する措置一覧

(1/2)

41	1# PP	措置	の主体	本等	04.VE	実旅	実施の時期			
方針	措置	所有者	地域	町	財源	前	中	後		
	3-1-1 防火対策ガイドライン(文化庁)を踏ま えた文化財(建造物)や資料館等の防災対策 の推進 防災担当課(総務課)や消防と連携し、防 火対策ガイドライン(文化庁)を参考に、有 形文化財(建造物)や資料館等の防災対策に 取り組む。	0	0	0	町					
	3-1-2 文化財の防災・防犯に関する指針等の作成と普及・啓発 防火対策ガイドライン(文化庁)、文化財 防災・防犯マニュアル(県)を参考に、文化 財に関する災害や盗難等の被害事例、対策 の方法などをまとめた指針等を作成し、文 化財の所有者をはじめ住民等を対象に情報 提供・啓発に取り組む。	0	0	0	国・県・町					
	3-1-3 文化財防火デーにおける防災訓練の 実施 有形文化財を対象に文化財防火デーにおける防災訓練の実施に努める。	Ο	0	0	国・県・町					
	3-1-4 文化財の危機管理の仕組みづくり (連絡先・連絡網、文化財レスキュー等) 災害等が発生したときに文化財を守る連絡網の整備や避難等の対応を検討する。 学識経験者等と連携し、被害に遭ったなど)の再生等や被害調査の体制を確保し、状況の再生等や被害調査の体制を確保し、状況に応じて文化財防災センターと連携し、水路では大力をできる。 こうした取組をより効果的に進めるため、地域に所在する未指定を含めた文化財を受ける。 こうした取組をより効果的に進めるため、地域に所在する未指定を含めた文化財を関るとともに、データが、と押屋し、危機管理の観点も取り入れた文化財台帳の作成を図るとともに、データに対台帳の作成を図るとともに、データース化(デジタル化)に努める。…再掲を把握し、でデジタル化)に努める。…再掲で、「1-1-1~1-2-2」の調査及び「1-3-1 文化財調査のデータベース化(把握調査、専門的調査等の成果)」と連携した取組	©	0		町					

(2/2)

			措置	の主体	木笙		宝성	五の日	生曲
方針	措置		所有者			財源	前		後
財の防災	3-1-5 文化財(古文書等)の修復・保存と体験・学習機会の確保 美術工芸品や有形の民俗文化財等が災害等の被害に遭った場合(例:水害や虫害に遭った古文書等)には、学識経験者等と連携し、修復・保存を計画的に進める。 また、文化財の所有者や関係団体をはじめ住民が、文化財の修復の体験や技術・知識の習得ができる機会を確保する。			0	◎識験等の携	町	13		<u> </u>
	3-1-6 文化財や歴史を通じて災害や防災を 学ぶ機会の確保 歴史に学び災害に強いまちを築いていく ため、水害等の歴史やそれらの痕跡(文化 財)を通じて防災を学ぶ機会を確保・充実さ せる。		_	0	0	町			
(2)文化 財の防犯 対策の強 化	3-2-1 文化財等の防犯に関する学習機会の 確保	継続		0	©	町			
	3-2-2 文化財の点検・パトロール 不審者情報等の把握に努めつつ、緊急時 及び定期的な文化財の点検・パトロールを、 所有者等及び住民・地域団体等と連携して 行う。 再掲:文化財の防災・防犯に関する指針等の 作成と普及・啓発(3-1-2)		0	0	0	国・県・町			

第4節「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」に関する 措置

本節では、第4章で設定した「方向性4 文化財をつなぎ、周辺環境を含めて、守り活かす」及び方針「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」に基づき、措置を設定する。

なお、本節で示している措置は、法第 183 条の 3 第 2 項第 2 号関係「当該市町村の区域 における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」(まちづくり関係等)にあ たる。

表 5-4 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」に関する措置一覧

+41	世界		措置	の主体	卜等	日十二五	実が	近の間	寺期
方針	措置		所有者	地域	町	財源	前	中	後
(1)つな	4-1-1 日本遺産(神楽)等の広域的な取組の	拡充	0	0	0	国・県・			
がりを持	推進					町			
	日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話								
	の世界~石見地域で伝承される神楽~」に								
	関係する4市5町(浜田市、益田市、大田市、								
	江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、								
くり	吉賀町)の連携による事業を推進する。								
	4-1-2 先導的関連文化財群(石見銀山街道	新規	0	0	\odot	町			
	と江の川関連)の具体化								
	先導的関連文化財群として「銀山街道と								
	江の川の交流・交易の遺産」(第6章を参照)								
	を位置づけ、その具体化を目指す。								
	4-1-3 文化財を活かした広域的な連携・交流	継続	0	0	0	町			
	日本遺産 (神楽) や石見銀山街道及び江の								
	川を通じ、関連自治体や地域との連携・交流								
	に取り組む。								
	4-2-1 文化財を活かした地区ごとの取組・ま	継続	0	0	0	町			
	ちづくりの促進(支援)								
	各地区の連合自治会を基本に文化財を活								
	かしたまちづくりに関する情報(事例、方策								
IJ	等)の提供等を通じ、活動を促進する。								
	4-2-2 先導的文化財保存活用区域(小原地	新規	0	0	0	町			
	区)の具体化								
	先導的文化財保存活用区域として「小原								
	宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」(第								
	6章を参照)を位置づけ、その具体化を目指								
	す。								

第5節「方向性5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する措置

本節では、第4章で設定した「方向性5 文化財をみんなで支え、未来につなぐ」及び 方針「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に基づき、措置を設定する。

なお、本節で示している措置は、法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号関係「文化財の保存・活用の推進体制等」にあたる。

表 5-5 「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置一覧

-L- A I			措置	の主体	\$ 等	n L ver	実施	近の日	寺期
方針	措置		所有者	地域	町	財源	前	中	後
(1)住民	5-1-1 住民調査員による文化財把握調査の	新規	0	0	0	町			
の参加・	仕組み・体制づくり(1-1-1、2-2-1 と連動)								
協働と地	住民調査員による文化財把握調査の実施								
域社会総	(1-1-1) 及び住民調査員の確保・養成 (2-								
	2-1) に取り組むため、その仕組み・体制づ								
	くり(制度設計)を行う。								
IJ	5-1-2 地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体	新規	0	0	0	町			
	制づくり~官民連携~								
	文化財の保存・活用を地域ぐるみ(地域社								
	会総がかり)で行うため、住民・地域団体等、								
	町内の関係機関、美郷町(行政)を軸に連携・								
	情報の共有化に取り組むとともに、協働で								
	取り組むための体制の構築に努める。								
. , 10.0 1.11	5-2-1 大学等研究機関との連携	継続			0	町			
	文化財の調査や保存・活用を進めるため、								
	これまでの蓄積、及び新たな分野等も考慮								
	しつつ、大学等研究機関との連携を図る。	∆ bb ∆ +							
	5-2-2 学識経験者・専門家等との連携	継続		0	0	町			
充実	大学等関係機関と併せて、学識経験者・専								
	門家等との連携を図り、文化財の調査や保								
	存・活用を進める。 5-2-3 関係自治体との連携	継続			0	О т			
				0	0	町			
	日本遺産(神楽)や石見銀山街道、江の川 を通じ、関係する自治体との連携を図る。								
	を囲し、関係する日石体との連携を図る。 5-2-4 国·県等関係機関との連携	継続			0				
	文化財行政を的確に推進するため、引き	和全形化			0	_			
	続き国・県等関係機関との連携を図る。								
	5-3-1 文化財行政の体制の充実	継続			0	町			
	本計画の作成及び具体化の事務局となる				٠	-,			
	教育委員会の職員を対象に、文化財の保存・								
	活用をテーマとした研修会やワークショッ								
の充実	プ等を開催して資質を向上させ、文化財行								
	政の体制の充実を図る。								
	職員(全体)の地域の歴史や文化財に関す								
	る知識の向上などに努める。								
	5-3-2 庁内関係課等との連携体制の充実	継続			0	<u> </u>			
	教育委員会(文化財・文化振興係)が事務								
	局となり、庁内における文化財に関する情								
	報の共有化や連携体制を充実させる。								

第6章 関連文化財群と文化財保存活用区域

第1節 美郷町における関連文化財群

1 美郷町における関連文化財群の考え方

(1) 関連文化財群の基本的な考え方

関連文化財群とは、「指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。」(「地域社会総がかりでつくる文化財保存活用地域計画」文化庁パンフレット)である。また、「まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。」(同)とある。

こうしたことを踏まえ、美郷町において関連文化財群を設定する基本的な考え方は、次 のとおりである。

■文化財の"個"と"群"の価値・魅力の顕在化

・文化財の個々("個")の価値や魅力に加え、それらをテーマ・ストーリーでつなぎ、 相乗効果を発揮させることによって"群"としての価値や魅力を顕在化させる。

■ "個"と"群"の価値・魅力の顕在化による住民・地域団体等の活動の展開

- ・関連文化財群を通じて、文化財に対する住民の関心や知識の向上とともに、主体的な 文化財の保存管理や利活用(下記)など様々な取組(活動)を促進(支援)する。
- ・まちづくりや地域活性化の資源として、住民・地域団体等による文化財の多面的な活用(観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩きなど)を進める。
- "個"と"群"の価値・魅力の顕在化による文化財やそれが所在する地域への見学者・ 来訪者の誘引
 - ・上記のまちづくりや地域活性化の取組、及び関連文化財群を含めた文化財の情報を発信することで、見学者・来訪者の増加を目指し、それを地域の活性化につなげる。

このため、美郷町として、分かりやすい明確な関連文化財群のテーマ・ストーリーを設定するとともに、その構成要素や価値・魅力、その他の地域資源などに関わる情報の提供・発信、及び関係する様々な体験機会の確保などを通じ、具体化に向けて取り組む。

(2) 関連文化財群の設定方針

関連文化財群を具体化するに際しては、住民・地域団体等の協力と参加が不可欠であり、 共有できる分かりやすい明確なテーマ・ストーリーを設定するとともに、その価値や魅力、 効果などに関わる情報の共有化、及び関係する様々な体験機会の確保などが必要となる。 以上の点を踏まえ、美郷町の関連文化財群の設定方針を次のように示す。

1) 文化財の存在(実在性)

- ○存在が確認されている文化財であること。

2) 見学ができる文化財(公開性)

- ○構成要素は見学可能な文化財とし、敷地内には入られなくとも、外部から見ることができるもの、見学可能な時期・期間が限定されているものを含む。
- ○個人蔵などの美術工芸品、考古資料などは、原則、除外する。ただし、博物館・資料 館、個人宅などで公開されているものは含む。

3) 関連文化財群のテーマ・ストーリー (物語性)

- ○関連文化財群としてのテーマ・ストーリーが設定できるもの。
- ○構成文化財は、テーマに沿うものとし、少なくとも5件以上とする。

4) 時代の分かる文化財(時代性)を含むこと

- ○形づくられた時代が(ある程度)分かる文化財を含むこととする。
- ○時代が明確ではないが大切にしたいものも、構成文化財に含めることが可能。
- ○関連文化財群の軸となる時代区分又は時代横断的な位置づけが可能なこと。
- ※来訪者等に関連文化財群の時代的な追体験を可能とするため。

5) 実現化可能性

- ○本計画期間において、関連文化財群に関する活動の担い手となる住民・地域団体等が 確保できる見込みがある。
- ○文化財行政として、関連文化財群に対応できる人員が確保でき、予算確保を含め具体 化のプログラム(年次計画)が設定できる。

(3) 関連文化財群の設定

美郷町において考えられる関連文化財群に関係するテーマについては、歴史文化の特性から表 6-1 のような 14 のテーマが想定 (例示) できる。

これらを本計画期間において実現することは、特に文化財行政の体制として困難である。また、未指定文化財の把握は調査の途上にあり、これらは利活用の可能性を含めて確認・精査する必要がある。

このため、よく知られている活用可能な多数の文化財がネットワーク的に所在し、既往 計画(史跡石見銀山街道保存活用計画)に関連文化財群が位置づけてあり、歴史文化の特 性の3つの柱「川、山、交流」を含む、次のテーマを関連文化財群(先導的関連文化財群) として設定する。

ここでの「先導的」とは、関連文化財群の第1号であることに加え、他の想定される関連文化財群の具体化を牽引する役割を含めて使用している(下記「その他想定できる関連文化財群」を参照)。

<本計画において設定する関連文化財群(名称)>

銀山街道と江の川の交流・交易の遺産

(先導的関連文化財群)

※タイトル表現として「石見銀山街道」を「銀山街道」とする。

【その他想定できる関連文化財群】

上記以外の想定できる関連文化財群は、先導的な関連文化財群の具体化(進捗)やその効果等の状況を勘案し、可能ならば幾つかについては本計画期間の後期、又は次期計画において内容等を検討し、具体化を目指す。

また、次期計画を含め長期的スパンの中で、表 6-1 で例示しているテーマを適宜、見直したり、新たなテーマを見いだしたりしつつ、関連文化財群の具体化と充実に取り組む。

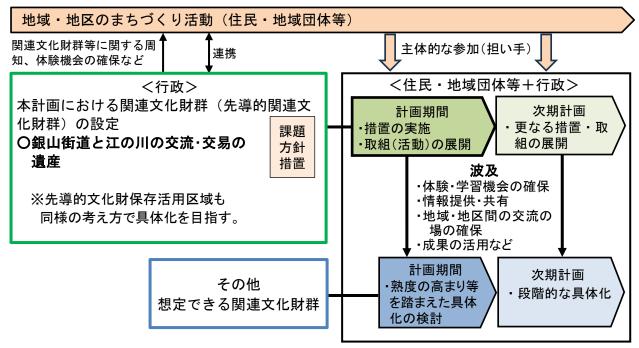


図 6-1 関連文化財群 (先導的関連文化財群) の具体化とその波及

表 6-1 歴史	文化の特性から導	10 日 9 丁 一 4 寺	(1/2)
歴史7	文化の特性	想定できるテーマの概要	主な構成要素(例示)
,		(例示)	※[]は指定文化財
1	(1)	原始・古代の美郷のすがた	・沖丈遺跡[町]
「交流」が培	原始から続く先	遺跡(現地)やその景観、遺物を通じて、	・その他縄文・弥生の
った美郷の	人の営みと交流	原始から連綿と続く人々(先人)の営み、	遺跡
歴史文化	の足跡	交流の足跡に思いを馳せることができる。	・都橋古墳など
	(2)	銀山街道と江の川の交流・交易の遺産	・石見銀山街道[国]
	石見銀山街道と	陸路(石見銀山街道)と江の川の舟運、	井戸平左衛門の碑
	交流・交易の遺産	それらの結節の交流・交易の歴史文化を、	・小原宿 (町並み) など
	(3)	現地や資料等から、景観等と併せて、楽し	・浜原の町並み
	江の川の舟運と	みながら学ぶことができる。	・二上家住宅
	水の文化	また、江の川を通じた広域的な連携によ	・堤防など
		る体験・学習も期待できる。	
	(4)	古民家や寺社、鏝絵が物語る建築文化	・二上家、中原家住宅
	古民家や寺社、鏝	街道沿いやかつての宿場町、舟運の中継	
	絵が物語る建築	地などには、伝統的建造物や鏝絵が残され、	・浄土寺四脚門
	文化	それらを通じて半世紀~1世紀以上前のこ	・小原の町並みなど
		の地の繁栄や営み、職人の技術・技能をう	
		かがい知ることができる。	
	(5)		・旧三江線の線路・高
		江の川沿いを中心に通っていた廃線とな	
	だ交流の遺産	った三江線の遺産を通じ、近現代のこの地	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
		や鉄道の歴史、三次市と江津市、中山間を	
		つないだ人々の暮らしをうかがい知ること	
		ができる。	
2	(1)	山間のいで湯の郷の文化と癒やし	・湯抱温泉
「川」と共生		小さいながらも特徴的な各所の温泉をめ	
_		ぐり、温泉そのものや周辺の環境による癒	
郷の歴史文		やし、そして地域の文化的な風情を体感す	
化		ることができる。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	(2)	銀山街道と江の川の交流・交易の遺産	・堤防
		恵みをもたらしてきた江の川は洪水の川	
		でもあり、災害史等の記録とともに、江の	
	足跡と知恵	川沿いの寺社や堤防等の治水施設、水位標	
		などを通じ、自然の脅威に立ち向かってき	
		た先人の足跡と知恵を学ぶことができる。	/11/E/// 6/ C
3	(1)	先人の知恵が育んだ生業(養蚕、薬草)の	・旧養蚕小屋
		遺産と現代に引き継がれた文化	・桑畑跡
してきた美		江の川や山間の環境がもたらす風土が培	
郷の歴史文		った生業(養蚕、薬草)を通じ、この地の暮	
化	(2)	らしを学ぶとともに、そうした文化を継承	・採薬稼札
	多種多様な山野		・薬草 (栽培)
	草と薬草の文化	に取ることができる。	・山野草 (薬草) など
		11-4V.9 C C N. C C . Q 0	

表 6-1 歴史文化の特性から導き出すテーマ等

歴史ス	文化の特性	想定できるテーマの概要 (例示)	主な構成要素(例示)
	(4)		※[]は指定文化財
4		銀山街道と江の川の交流・交易の遺産	・銅ヶ丸鉱山跡
		銅ヶ丸鉱山跡や各地に残されたたたら跡	
		などを通じ、鉱山やたたら製鉄の隆盛と衰	・銅ケ丸城跡など
		退、江の川の舟運利用、広域的なつながり	> > > = ((() = = =)
化		とこの地の位置づけをうかがい知ることが	
	たたらと鉄の文	できる。	・炭窯跡
	化		・舟運の記録など
		街道と舟運の要衝に築かれた山城群の遺産	
	山城跡と中世の	江の川の舟運や街道の押さえ、尼子氏と	• 龍眼寺城跡
	記憶	毛利氏による戦国時代の攻防などの歴史	・尼子陣所跡など
		を、山城や地名、伝承によりうかがい知るこ	
		とができる。	
	(4)	銀山街道と江の川の交流・交易の遺産	・江の川
	江の川とその景	江の川を軸に農地・集落、川漁や発電の	・農地 (棚田等)
	観	施設、鉄道の遺産、そして深い谷と緑、朝	・街·集落
		霧が共鳴する固有の景観を、四季折々の表	橋・鉄橋など
		情とともに体感できる。	
	(5)	銀山街道と江の川の交流・交易の遺産	・行事食
	川と山の食文化	江の川と山間の農地や山々の恵み、そし	築漁
		て人々の生活の知恵により、川と山の多彩	・アユ、アユ料理
		な食文化を体感し、食を楽しみ、学ぶこと	・山くじらなど
		ができる。	
	(6)	山間の四季を彩る伝統行事	• 神楽[町]
	地域に息づく民	石見地方に広がる神楽、農耕文化を形づ	• 花田植
	俗芸能等	くる花田植や秋祭りなど、風物詩ともいえ	・シャギリなど
		る伝統芸能等を体感できる。	
	(7)	継承されてきた信仰と固有の空間・景観	・寺院と境内
	継承されてきた	寺社をめぐることで、継承されてきた信	・神社と境内・社叢
		仰に思いを馳せるとともに、江の川や山間	
		と一体化した、それぞれに特性を有する固	
		有の空間と景観を体感できる。	
	(8)	川と山・里に息づく動植物と景観・名勝地	・妙用寺桜[県]
		川と山に多種多様な生きものが生息・生	
		育する中で、滝・渓谷や希少な草木・花・巨	
	· - · ·	樹等の自然の造形を見たり、声を聞いたり、	
	(9)	一部は触れたりすることができ、さらにア	·
		ユやウナギ、イノシシなどは食文化として	
	–	楽しむことができる。	・アユ、モクズガニ
	名勝地		・イノシシ
	コルカナビ		・滝・渓谷など
	l		1世 1大年よし

2 関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の展開

【ストーリー】

美郷町には、石見銀山街道が東西方向に通り、それと一部で接する形で中国地方一の大河である江の川が、中国山地の南側の広島県から北流し、町域の北部中央付近で大きく西に流れを変え、日本海に向かっている。

石見銀山街道は町内のルート全体がほぼ確認され、一部は史跡となり、沿道には宿場町の名残や石見銀山街道とともに生きてきた人々の営みを伝える寺社や古民家、往来を見続け、環境を形づくってきた巨樹・巨木や特徴的な並木などがある。これらのうち、本町の役場のある粕渕(小原)、その南の浜原は、江の川と接する位置にあり、江の川の舟運と街道の交流・交易により発展したまちである。

江の川については、周辺の集落、農地、山並み、橋梁、ダムなどと相まって、多様な文化的景観が形づくられ、舟運と関係する番所跡、その地域で培われた民俗芸能(神楽)なども伝えられている。また、全国的にも希有な存在となってきた築場や簗漁、そしてアユをはじめとした川魚料理から、江の川の恵みを体感できる。一方で、災害(洪水)とともに歩んできた歴史があり、河川近くに位置する数多くの寺社は避難地でもあり、堤防などを含め、自然と向き合ってきた先人の苦労と知恵をうかがい知ることとなる。

さらに、江の川沿いには、明治時代に西の足尾銅山(栃木県)といわれるほど繁栄した 銅ヶ丸鉱山の跡、流域には多数の製鉄遺跡が所在し、江の川の舟運との関係を類推するこ とができる。加えて、江の川沿いを中心に、一部区間は山間に迂回して建設された旧三江 線の線路跡、旧鉄橋、旧駅舎、駅跡が残され、鉄道の歴史と在りし日の生活を彷彿させる。

このように本町は、街道と江の川、舟運に関わる歴史文化を、周囲の自然環境・景観と 一体となって体感することができるまちである。

【課題】

- ・美郷町には、街道や江の川に関係する文化財が多数存在するが、それらの中には、見過 ごされたり、あまり活用されなかったりしているものもあり、個々の文化財等をつない だ活用は一部に限られている。
- ・石見銀山街道に関しては広域的な連携があり、それを継続・発展させる必要がある。一方、江の川については、文化財としての連携は漁撈(江の川流域の漁撈用具…重要有形民俗文化財)に限られており、関係する自治体の文化財を再確認し、広域的な連携・交流に取り組むことが求められる。
- ・石見銀山街道や小原地区等においては、文化財の体験機会等は、行政又は地域団体が主催して不定期に行っているが、関連文化財群として、こうした機会を拡充することが求められる。また、文化財の保存・活用に資する説明板等の整備、情報提供等は十分とはいえない。

【方針】

- ○石見銀山街道と江の川に関わる個々の文化財の保存・活用と併せて、これらをつないだ 関連文化財群としての活用に、関係団体(観光協会)や住民・地域団体等と一体となっ て取り組む。
- ○石見銀山街道と江の川が広域的なつながりを有することを鑑み、文化財の観点からも関係自治体等との広域的な連携・交流を進める。

○行政と住民・地域団体等が連携し、関連文化財群としての体験・学習機会やイベントの 開催、情報発信等に取り組むとともに、説明板等の整備・更新、便益施設等の情報提供 や充実などに努める。

【措置】

本関連文化財群を対象とした「つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり」に関する措置としては、次の2つ(4-1-2、4-1-3)を取り上げ、関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」としての具体化を図る。

- ○4-1-2 先導的関連文化財群(石見銀山街道と江の川関連)の具体化
- ○4-1-3 文化財を活かした広域的な連携・交流

また、これら2つの措置とその他の関係する5つの措置 (2-1-5, 2-5-1, 2-5-2, 2-5-3, 2-5-4) を連動させながら、具体化に取り組む。

(1/2)

- ○2-1-5 文化財めぐりや体験機会等の確保・充実
- ○2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更新
- ○2-5-2 便益施設等の情報提供と充実
- ○2-5-3 文化財を活かした魅力づくり
- ○2-5-4 先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実

表 6-2 関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の措置

公 1 以连入10州中 张田内是C在47州40人加入为40是在19中间										
	措置		の主体	等		令和 6~15 年度:20				
	拍臣	所有者	地域	町	前期 (R6~R8)	中期 (R9~R11)	後期 (R12~R15)			
新	4-1-2 先導的関連文化財群(石見	0	0	0						
規	銀山街道と江の川関連)の具体化				・担い手の確保、体	同左				
	先導的関連文化財群として「銀				制づくり					
	山街道と江の川の交流・交易の遺				・具体的な取組内	・関連文化財群に	同左			
	産」を位置づけ、その具体化を目指				│容、プログラム等 │の検討	関する情報発信				
	す。				の検討 ・複数のルート設定	・関連文化財群め				
					・未指定文化財の	ぐりの開催	・他の関連文化財			
					再発見・洗い出し		群の具体化に向			
					と活用の検討	説明板等の整	けた検討			
						備∙更新				
継	4-1-3 文化財を活かした広域的な	0	0	0						
続	連携•交流				・大田市から尾道	同左	同左			
	石見銀山街道及び江の川を通				市に至る石見銀					
	じ、関連自治体や地域との連携・交				山街道関係市町					
	流に取り組む。				との交流・連携					
	関係する措置に関	しては、	先導的	関連文	化財群を考慮した内	容を検討・具体化				
				1						
拡	2-1-5 文化財めぐりや体験機会等	0	0	0						
充	の確保・充実									
	文化財部門と他の部署、関係団									
	体等と適宜、連携しながら、文化財									
	めぐりや体験機会等の確保・充実									
	に努める。									

(2/2)

	1# 88	措置	の主体	等	取組時期 (*	今和 6~15 年度: 20	024~2033)
	措置	所有者	地域	町	前期 (R6~R8)	中期 (R9~R11)	後期 (R12~R15)
継	2-5-1 案内板・説明板等の計画的	0	0	0			
続	な整備・更新						
	これまで設置してきた案内板・						
	説明板等 (案内表示板) の点検を行						
	い、老朽化しているもの、表示内容						
	の変更が必要なものなどの更新を						
	計画的に行う。新たな説明板等の						
	設置が必要となった場合には、的						
	確に対応する。						
	案内表示板の設置・更新におい						
	ては、デザインや表示方法等の共						
	通化・魅力化、多言語化に努める。						
	2-5-2 便益施設等の情報提供と充	0	0	0			
	実		観光	産業	情報提供(発信)	情報提供(発信)	同左
	石見銀山街道(未指定区間を含		協会	振興		設備等の更新・充	
	む)においては、案内表示板に加			課		実の検討	
	え、トイレや休憩の場など便益施						
	設等の維持管理、更新等に適切に						
	対応する。						
	また、全町的な観点から、トイレ						
	等の位置に関して情報提供(発信)						
	を行う。						
拡	2-5-3 文化財を活かした魅力づくり	0	0	0			
充	住民・地域団体等と連携し、文化						
	財周辺の環境美化・魅力づくりに						
	取り組む。(例:巨樹等の周囲)						
新	2-5-4 先端技術を活かした情報提	0	0	0			
規	供・発信機能等の整備・充実						
	情報通信技術などの先端技術を						
	活かした文化財の活用(保存にも						
	関係)に取り組む。(例:AR・V						
	R、ドローンによる点検など)						
	※文化財のデータベース(1-3-						
	1、2-4-5)の活用も考慮						
•/	毎組の主体学については第5章	→ / / L	# ===	陛) 7	シ 会昭	•	

[※]取組の主体等については第5章の表(措置一覧)を参照

表 6-3 関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の構成文化財 (1/2)

		区 分	構成文化財
塢	国	遺跡	・石見銀山街道:やなしお道、森原古道…史跡
指定等文化財		有形文化財	・中原家住宅(4件:主屋、新座敷、道具蔵、門及び塀)…登録有形文化財
等	県	記念物(植物)	・妙用寺のサクラ
文			・学舎のイロハモミジ
化			・酒谷のオロチカツラ
財			・花の谷の桜(エドヒガンザクラ)
	町	有形文化財	・尾原家の欄間と明かり障子
			• 鰐口
			・絹本著色霊峰冨士乃図、絹本著色晩秋乃群鹿図
		無形の民俗文	・大和神楽「鍾馗の舞」
		化財	・都賀西神楽「山伏」
			・都神楽「天の岩戸」
		記念物(遺跡)	・沖丈遺跡
		記念物(植物)	・別府八幡宮の大スギ
			・シダレザクラ (前川ザクラ)

		区 分	構成文化財					
未	有	建造物	<建築物>					
指	形		・林(前林)家住宅 ・浄土寺(四脚門等)					
定	有形文化財		・本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」(幕末の本陣)・二上家住宅					
化			・山神社・旧前川家住宅(ふるさとおおち伝承館)・酒谷光八幡宮					
財			・酒谷稲荷神社・松尾山八幡宮					
			・旧三江線の駅舎:旧粕淵駅、旧浜原駅					
			・養蚕農家住宅(山間) ・養蚕農家住宅(江の川沿い)					
			・養蚕農家納屋(江の川沿い)					
			<石造物>					
			・天津神社鳥居・・桂根八幡宮一の鳥居					
			「南無阿弥陀仏」石塔 ・妙法連華経千部塔					
			ダム・発電所					
			・浜原ダム・赤塚発電所・潮発電所					
			<橋梁(旧三江線)>					
			・旧第一江川鉄橋・旧第二江川鉄橋					
		美術工芸品	<工芸品:鏝絵>					
			・牡丹に唐獅子 ・鳳凰 ・鍾馗 ・大根とネズミ・龍(中原家住					
			宅)					
			<工芸品:狛犬、石像、灯籠>					
			・乙原八幡宮の狛犬・円光寺十六羅漢・粕淵稲荷神社石灯籠一対					
			<歴史資料> □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					
-		+ =	・円光寺石碑三基 ・井戸明府碑(2か所)					
			・馬頭観音(2か所)					
		化財	築場					
	化	無形の民俗文						
		化財	・アユ料理、その他の川魚料理					
	記	遺跡	・石見銀山街道(未指定:半駄ヶ峡、鈩谷古道、市古道など)					
	念物		・小原本陣跡 ・原田屋本陣跡(石見銀山街道九日市宿:九日市本陣)					
	彻		・酒谷番所跡・都賀行口番所跡					
			・都賀番所跡・旧三江線の線路跡・駅跡					
		名勝地	・江の川に架かる橋(旧三江線の鉄橋は上記の有形文化財)と周辺の景観					
			…「江の川とその周辺の文化的景観」(下記)の一部を構成					
		植物	・簗瀬王子神社の大銀杏・浄土寺の桜・邑智小学校の桜					
			・浄土寺のイチョウ ・青木のサクラ ・粕淵稲荷神社のタブノキ					
			・妙用寺の紅葉・沢谷熊見地区のひまわり・西蓮寺の枝垂れ桜					
			・花の谷のシャクナゲ・酒谷もみじ街道・桜並木(潮温泉付近)					
			・桜並木(グリーンロード大和付近)・都賀西の銀杏					
	文化	2的景観	・江の川とその周辺の文化的景観					
	その	D他	・舟運や川に関する地名:港、粕渕、浜原、都賀、乙原、簗瀬、潮					

<文化財の保存・活用に関係する公共施設>

- · 別府公民館 · 吾郷公民公民館 · 粕渕公民館
- ・みさと館 (美郷町立図書館「みさと本の森」、町民ホール、研修室等)
- ・美郷町カヌー博物館 ・浜原隣保館 ・沢谷公民館
- ・ふるさとおおち伝承館 ・都賀行公民館潮分館 ・都賀行公民館
- ・都賀公民館 ・グリーンロード大和 ・美郷町防災公園
- ふれあい広場ミニトレーニングセンター



図 6-2 関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の構成文化財等

第2節 美郷町における文化財保存活用区域

1 美郷町における文化財保存活用区域の考え方

(1) 文化財保存活用区域に期待する効果

文化財保存活用区域とは、「文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群) をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの」(文化財保存活用地域 計画パンフレット)である。

同区域は、市街地や集落地、田園など周辺環境と一体となって構成されるものであることから、文化的な空間の創出、更には住民・地域団体等の主体的な参加や活動が重要となる。

したがって美郷町においては、文化財保存活用区域を設定した地域において、住民・地域団体等を中心に、文化財を活かしたまちづくり(地域の活性化)の促進を目指すものとする。

本町において文化財保存活用区域に期待する効果は、次のようになる。

■未指定文化財を含めた面的な文化財の保存・活用

・文化財の集積している区域であることから、テーマを設定し、未指定文化財を含めて 地区(面)として文化財の保存・活用が可能となる。

■地域のまちづくり・活性化

・公民館等での取組を基本として、地域住民の協力と参加により文化財の活用と地域の 魅力づくりが進むことが期待される。

■地域・地区間の連携

・歴史文化を活かしたまちづくりが進む中で、地域・地区間の共通の課題やテーマが見いだされ、相互の協力・連携やまちづくりの展開につながることが期待される。

(2) 文化財保存活用区域の設定方針

美郷町では、文化財の存在や分布状況などを踏まえ、文化財をその周辺環境も含め一体的に保存・活用するため、次のような6つの方針(設定方針)のもとに、今後、本計画に基づき段階的に文化財保存活用区域の設定と具体化を目指す。

1) 文化財が相対的に集積している区域

- ○文化財が相対的に数多くあり(集積し)、周辺環境と合わせて面的な文化財の保存・活用ができる、又はその可能性の高い区域とする。
- ○文化財の集積を確認するためには、今後とも文化財の把握調査を推進する。
- 2) 文化財を活かしたまちづくり(地域の活性化)への地域住民の賛同や体制づくりの実現 性
 - ○文化財保存活用区域の具体化においては、住民・地域団体等の主体的な取組が不可欠であり、地域における文化財を活かしたまちづくり(文化財保存活用区域)への理解と賛同のもとに、担い手の確保や体制づくりに取り組む。

3) 文化財の保存・活用のテーマが見いだせる区域

- ○文化財の保存・活用のテーマを見いだすことができる区域とする。
- ○テーマに関係する文化財だけでなく、それ以外の区域内の文化財を含め、可能な限り 面的に文化財の保存・活用を目指すものである。

4) 街・集落を含んでいる区域

- ○住民・地域団体等による日常的・定期的な文化財の維持管理や活用の容易性を考慮し、 街・集落を含んでいる区域とする。
- ○街・集落から離れている山中や水辺だけの区域は、文化財やその周辺環境の維持管理 等が難しいため設定しない。

(3) 文化財保存活用区域の設定

美郷町の地域・地区は、邑智地域で6地区(君谷、別府、吾郷、粕渕、浜原、沢谷)、大和地域で7地区(都賀西、上野、都賀本郷、長藤、潮・曲利、都賀行、比之宮)ある。

これらは、コミュニティ及びまちづくりの基礎的な単位であり、この単位を基本として、 住民・地域団体等の主体的な参加のもとに、歴史文化を活かした取組(まちづくり)が期待 される。

このため、前述の設定方針を踏まえ、現時点で想定できる文化財保存活用区域を取り上げると表 6-4 及び図 6-3 のようになる(地区の一体化又は分割を含む:次の「その他想定できる文化財保存活用区域」を参照)。

これらの地区のうち、設定方針と併せて、次の点から粕渕(小原)地区を、本計画期間において具体化を目指す先導的な文化財保存活用区域として設定する。

- ○現時点で把握している文化財においても、一定の集積がある。
- ○住民・地域団体等の参加による歴史文化を活かした活動が行われている。
- ○関連文化財群「銀山街道と江の川の舟運がつながる交流·交易の遺産」と重なる地区である。
 - →関連文化財群と文化財保存活用区域の取組を一体的・連動的かつ効率的に進めることができる。

<本計画において設定する文化財保存活用区域の名称…小原地区(粕渕)> **小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域** (先導的文化財保存活用区域)

ここでの「先導的」とは、文化財保存活用区域の第1号であることに加え、他の想定される文化財保存活用区域の具体化を牽引する役割を含めて使用している(下記「その他想定できる文化財保存活用区域」を参照)。

【その他想定できる文化財保存活用区域の例示】

本町の地区は入り組んでおり、また、地区が広く街・集落が複数ある地区もあることから、地区をまたいだ区域、複数の文化財保存活用区域の一体化、1つの地区で複数(分割)の文化財保存活用区域が設定される可能性もある。

このため、想定できる文化財保存活用区域は、一部地区において、次の点から地区の一

体化又は分割を行っている。

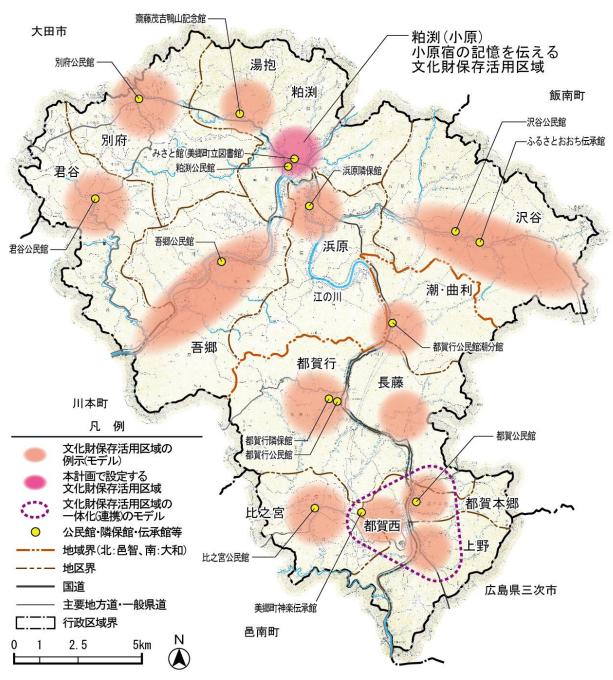
- ・一体化については、江の川沿いで隣接する都賀西、上野、都賀本郷の各地区の連携が 現時点では想定できる。
- ・分割については、やや距離のある粕渕地区の小原と湯抱を分けている。
- ・集落が広範囲に点在する吾郷や沢谷地区でも、複数の区域設定の可能性がある。
- ・隣接する地区の一部を含めることもある(「長藤地区の一部を潮地区に含める」など)。

粕渕(小原)を含め、文化財保存活用区域の設定や具体化における地域住民等の活動拠点 としては、9つの公民館(都賀行公民館潮分館を含む)、2つの隣保館及びみさと館(町立 図書館等)、齋藤茂吉鴨山記念館、ふるさとおおち伝承館、美郷町神楽伝承館を位置づける。

今後、先導的な文化財保存活用区域の具体化(進捗)やその効果等の状況を勘案し、可能ならば幾つかについては本計画期間の後期、又は次期計画において内容等を検討し、具体化を目指す。併せて、文化財保存活用区域としてではなく、住民・地域団体等の主体的な歴史文化を活かした取組を促進(支援)するとともに、地域・地区間の情報の共有化や交流の場・機会の確保・充実に努める。

表 6-4 文化財保存活用区域の例示(候補の区域とテーマ等)

拙	域・地区	文化財保存活用区域のテーマ(例示)	主な構成文化財(例示)
		(太字は文化財保存活用区域として設定)	※[]は指定文化財
邑	君谷	君谷川と谷間の緑に包まれた文化財保存活用区域	・地頭所八幡宮
邑智地	70 10		・京覧原城跡など
地域	別府	 石見銀山街道が結ぶ文化財保存活用区域	・石見銀山街道[国]
-50	נית נינ <i>ו</i>	1 元 数 日 月 旦 ル・柏 ね・天 L 魚 木 行 伯 用 区 域 	・小貝谷瓦窯跡など
	吾郷	江の川と縄文からの足跡を体感する文化財保存活用区域	・沖丈遺跡[町]
	一如	(下流部) 天領の記憶が刻まれた鉱山跡	・銅ヶ丸鉱山跡など
	粕渕	小原:小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域	・町並み、本陣跡など
	和原	湯抱:柿本人麿の足跡といで湯の文化財保存活用区域	・鴨山、湯抱温泉など
	浜原	江の川舟運の中継地の面影を伝える文化財保存活用区域	・妙用寺の桜[県]
	洪凉	在の川川連の中胚地の囲影を悩んる文化対保存佔用区域	・二上家住宅など
	沢谷	 石見銀山街道と自然が織りなす文化財保存活用区域	・石見銀山街道[国]
	八台	石兄歌田街垣と日然が献りなり文化別保付品用区域	・シダレザクラ[町]など
大	都賀西		・神楽[町]
和地	上野	 江の川とともに生きてきた文化財保存活用区域	•尼子陣所跡
地域		在の川とともに生きてきた文化財体存佔用色域	• 都賀番所跡
埃	都賀本郷		築漁など
	長藤	 江の川と支流の谷間に息づく文化財保存活用区域	・照立寺
	文際	在の川と文伽の谷間に応うく文化対保存佔用区域	・響谷道標など
	潮·曲利	 温泉と画家・中原芳煙の生家が彩る文化財保存活用区域	・中原家住宅[登録]
	/别·田利	価水と 多・中原方座の生象がおる文化財保存品用区域	・潮温泉など
	都賀行	 山城跡の緑が江の川の川面に映る文化財保存活用区域	・水玉山城跡
	即具仃	山郊跡ツフネネルサイエック川ツク川囲に吹る又化別休付佔用区域	・高梨城跡など
			・田立建埋根命神社樫ノ
	比之宮	山間の田園文化が息づく文化財保存活用区域	木[町]
			・棚田など



○それぞれの区域及び地区における歴史文化を活かした取組を促進(支援)

図 6-3 想定される文化財保存活用区域(例示:候補の区域及び区域の設定)

[○]区域及び地域・地区間の情報の共有化や交流の場・機会の確保・充実

2 文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の展開

【区域の概要】

粕渕地区において宿場町が形成されていた一帯を小原(小原町)といい、江戸時代は宿場町であり、江の川の舟運もあったことから、たたら製鉄により生産された鉄をはじめ、様々な物資が集積し、町場が形成されていた。現在は、美郷町の役場などの公共施設も多数立地する。

江戸時代には石見銀山からの銀輸送の一行が本町に入ると、しばらくして山間のやなしお道(史跡)を通り、その西端のやなしお坂を下りて江の川の支流・尻無川沿いの小原河原に到達し、そこで別の牛馬に銀を付け替え、昼食・休憩を取った。それから、とどろき坂を上り小原宿に入った。現在でも小原では、屈折点(折れ曲がり)を伴い形成された石見銀山街道の道筋をみることができ、一帯には小原本陣跡、幕末の本陣であった建物が残る本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」)、浄土寺などが立地し、往時の面影を伝える。

【課題】

- ・小原は、石見銀山街道や江の川の舟運で栄えた歴史があり、宿場町の名残を色濃く伝えているが、住民・地域団体等が主体となった文化財を活かしたまちづくりは限定的である。
- ・文化財保存活用区域は本計画で設定したものであり、今後、住民等への周知や具体化に 向けた担い手の確保、体制づくりなどに取り組む必要がある。
- ・文化財の体験機会等は、行政又は地域団体が主催して不定期に行っているが、こうした機会を拡充することが求められる。また、文化財の保存・活用に資する説明板等の整備、情報提供等は十分とはいえない。

【方針】

- ○文化財保存活用区域の具体化を図る前提として、住民等にそのことを周知するとともに、 小原における文化財を活かした住民・地域団体等の取組(活動)・まちづくりを支援する。
- ○文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の具体化に向け、担い手の確保や体制づくり、具体的な取組内容やプログラムの設定等に取り組む。
- ○行政と住民・地域団体等が連携した体験・学習機会やイベントの開催、情報発信等に取り組むとともに、説明板等の整備・更新、便益施設等の情報提供や充実などに努め、文化財の保存・活用を軸に面的な文化の香りの高いまちづくりを進める。

【措置】

文化財保存活用区域を対象とした「文化財の保存・活用とまちづくり」に関する措置は次の2つの措置(4-2-1、4-2-2)があり、「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」としての具体化を図る。

- ○4-2-1 文化財を活かした地区ごとの取組・まちづくりの促進(支援)
- ○4-2-2 先導的文化財保存活用区域(小原地区)の具体化
- また、これら2つの措置とその他の関係する5つの措置 (2-1-5, 2-5-1, 2-5-2, 2-5-3, 2-5-4) を連動させながら、具体化に取り組む。
 - ○2-1-5 文化財めぐりや体験機会等の確保・充実

- ○2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更新
- ○2-5-2 便益施設等の情報提供と充実
- ○2-5-3 文化財を活かした魅力づくり
- ○2-5-4 先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実

表 6-5 文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の措置 (1/2)

			の主体		等 取組時期(令和 6~15 年度:2024~2033)			
	措置	所有者		町	前期 (R6~R8)	中期 (R9~R11)	後期 (R12~R15)	
	4-2-1 文化財を活かした地区ごとの取組・まちづくりの促進(支援) 当該地区の連合自治会を基本に文化財を活かしたまちづくりに関する情報(事例、方策等)の提供等を通じ、活動を促進する。		(©	・文化財の保存・活 用、文化財を活がしたまちづくり記 動の支援(下記4- 2-2と連動) ・地域・地区間の情報の共有化、の場・機の場・機・充実		同左	
	4-2-2 先導的文化財保存活用区域 (小原地区)の具体化 先導的文化財保存活用区域とし て「小原宿の記憶を伝える文化財		0	0	・文化財の洗い出し・担い手の確保、体			
	保存活用区域」を位置づけ、その具体化を目指す。		文化財	保存活	・具体的な取組内容、プログラム等の検討	・テ小等イベルと習慣所のでは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国の	・他の文化財保存	
		,		1				
充	2-1-5 文化財めぐりや体験機会等 の確保・充実 文化財部門と他の部署、関係団 体等と適宜、連携しながら、文化財 めぐりや体験機会等の確保・充実 に努める。		0	©				
	2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更新 これまで設置してきた案内板・ 説明板等(案内表示板)の点検を行い、老朽化しているもの、表示内容の変更が必要なものなどの更新を計画的に行う。新たな説明板等の設置が必要となった場合には、的確に対応する。 案内表示板の設置・更新においては、デザインや表示方法等の共通化・魅力化、多言語化に努める。		0	©				

表 6-5 文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の措置 (2/2)

	措置		の主体	:等	取組時期 (令和 6~15 年度: 20	024~2033)
			地域	町	前期 (R6~R8)	中期 (R9~R11)	後期 (R12~R15)
継	2-5-2 便益施設等の情報提供と充	0	0	0			
続	実		観光	産業	情報提供(発信)	情報提供(発信)	同左
	トイレや休憩の場など便益施設		協会	振興		設備等の更新・充	
	等の維持管理、更新等に適切に対			課		実の検討	
	応する。						
	また、全町的な観点から、トイレ						
	等の位置に関して情報提供(発信)						
	を行う。						
拡	2-5-3 文化財を活かした魅力づくり	0	0	0			
充	住民・地域団体等と連携し、文化						
	財周辺の環境美化・魅力づくりに						
	取り組む。 (例:巨樹等の周囲)						
新	2-5-4 先端技術を活かした情報提	0	0	0			
規	供・発信機能等の整備・充実						
	情報通信技術などの先端技術を						
	活かした文化財の活用(保存にも						
	関係)に取り組む。(例:AR・V						
	R、ドローンによる点検など)						
	※文化財のデータベース (1-3-1、						
L	2-4-5) の活用も考慮			野生\ J	· - 分 m		

[※]取組の主体等については第5章の表(措置一覧)を参照

表 6-6 文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の主な文化財

表 0	, 0	人心对体行石	月区域「小原佰の記憶を伝える义化財保仔活用区域」の主な义化財					
		区 分	主な文化財					
指定	官文化	化財	ー ※本区域の北西側の近くに史跡石見銀山街道「やなしお道」(やなしお坂)が 位置する。					
未指定文化財	有形文化財	建造物 美術工芸品	 〈建築物〉 ・林(前林)家住宅 ・浄土寺(四脚門等) ・本林家住宅(現・旅館「亀遊亭」) …幕末の本陣 ・旧三江線の駅舎:旧粕淵駅 <石造物〉 ・妙法連華経千部塔 〈橋梁(旧三江線)〉 ・旧第一江川鉄橋 <工芸品:鏝絵〉 ・鳳凰 ・鍾馗 <工芸品:灯籠、石像〉 ・粕淵稲荷神社石灯籠一対 ・円光寺十六羅漢 〈歴史資料〉 					
		│ 浴文化財 ₹形の民俗文化財	・円光寺石碑三基・アユ料理、その他の川魚料理					
		遺跡	・石見銀山街道(未指定:とどろき坂、町中のルート)・小原本陣跡・旧三江線の線路跡					
		植物	・浄土寺の桜・浄土寺のイチョウ・青木のサクラ・邑智小学校の桜・粕淵稲荷神社のタブノキ					
	文化	比的景観	・江の川とその周辺の文化的景観					
	その	D他	・舟運や川に関する地名:粕渕					

<文化財の保存・活用に関係する公共施設>

- 粕渕公民館
- ・みさと館 (美郷町立図書館「みさと本の森」、町民ホール、研修室等)

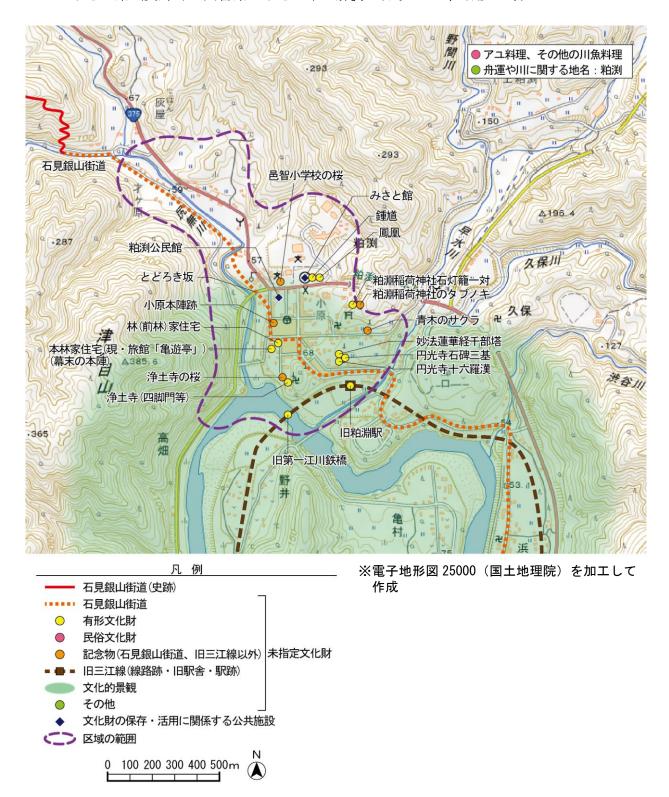


図 6-4 文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の構成文化財等

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 美郷町及び連携の体制

1 措置の取組主体

(1)美郷町(行政)

ア 庁内体制

美郷町として、本計画に基づく文化財の保存・活用を進めるとともに、文化財を活かしたまちづくり・地域の活性化を促進(支援)するため、第5章第5節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」で示した措置の展開を図りながら、庁内連携体制の充実・強化とともに、関係機関、地域団体等との連携を進める。

本計画に関係する庁内部署は、令和6年(2024)3月現在、次のようになる。なお、ここで示している部署以外で、文化財の保存・活用において協議・連携が必要となった場合には、適切に対応する。

【教育委員会事務局】

■文化財・文化振興係(文化財行政の主担当及び本計画推進の事務局)

教育委員会の職員数:37人(令和5年度、公民館を含む、教育長は除く) うち文化財・文化振興係の職員数:3人(文化財専門職はいない)

<主な業務>

- 文化財
- ・バリ文化振興(交流30周年事業)
- ・齋藤茂吉鴨山記念館、ふるさとおおち伝承館の管理運営等
- 国際交流

■その他の係等

- ○学校教育係
- ○社会教育係
- ○図書館係
- ○カヌー振興係
- ○公民館(管理運営等)

【町長部局】

■総務課

< 文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

- ・防災係:防災、消防、危機管理、防災無線、空き家対策、交通安全、防犯
- ・交流センター:地域活動支援

■企画推進課

<文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

- ・プロジェクト推進係:連携プロジェクト推進
- ・企画係:長期総合計画、地方創生総合戦略、景観、広報・広聴
- ・町づくり係:公共交通・地方交通対策、三江線跡地管理

■情報・未来技術戦略課

<文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

・情報・未来技術戦略係: ICT・未来技術活用プロジェクト、庁内IT・システム、 町ブランディング、ホームページ・SNS

■美郷暮らし推進課

<文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

- ・地域振興係:自治会、集落対策、地域おこし協力隊、大人の山留学、小さな拠点づくり、NPO、地域振興(各種助成)、地域コミュニティ計画
- ・定住推進係:移住・定住(UIターン)、活動人口・関係人口、サテライトオフィス、 空き家活用・空き家バンク、ふるさと納税、都市交流

■健康福祉課

<文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

·健康推進係:食育

■産業振興課

<文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務>

- ・農業振興係:農業関連事業(水田農業、集落営農、担い手育成、農地災害等)、薬草栽培・普及、産業祭、特産品
- ・商工振興係:観光対策、観光資源魅力化推進、旧JR三江線トンネル活用、産直市・ 産直ネットワーク、神楽振興
- · 美郷町観光協会(支援、連携)

イ 美郷町が設置している審議会

美郷町が設置している文化財の保存・活用に関係する機関は、次のとおりである。

■美郷町文化財保護審議会

・審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。…美郷町文化財保護条例第17条

(2) 文化財の所有者等

有形文化財や有形の民俗文化財等、及び記念物の土地の所有者・管理者は、その保存管理の主たる担い手となる。

また、無形文化財や無形の民俗文化財等の保持者・保持団体(神楽・踊り等の団体・担い手など)は、その保存・継承等の主たる担い手となる。

(3)地域(住民・地域団体、関係団体等)

文化財の保存・活用に関係する地域団体・関係団体(民間)は、次のとおりである。これらの団体は、住民を中心に構成されている。

また、今後、文化財の保存・活用に関して、これら以外の協力者・支援者及び団体が確認された場合には、適宜、連携を図ることとする。

ア 地域団体、関係団体

■美郷町観光協会

・美郷町の観光振興を図るため、関係する情報の発信などに取り組んでいる。

■古文書を読む会

・美郷町に存在する古文書を把握し、古文書の解読、調査成果の公開などに取り組んでいる。

■美郷町銀山街道を護る会

・石見銀山街道を守る活動やイベント(ウォーク)開催などに取り組んでいる。

■神楽連絡協議会

・神楽の保存団体が連携し、神楽の上演や継承者の育成などに取り組んでいる。

■自治会、連合自治会

・町内には 100 を超える自治会 (令和5年度現在:103 自治会) があり、それらが所在する地区 (13地区) ごとに連合自治会が組織されている。

イ 文化財保存活用支援団体について

文化財保存活用支援団体(以下「支援団体」という。)とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置づけたものである。

支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体(民間企業等)、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。

美郷町においては、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、 候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、支援団体としての指定に向け て取り組む。

2 町外(内外)の関係機関等

美郷町の文化財の保存・活用に関係する町外の機関をあげると、次のようになる。

【国及び関係機関】

- ○文化庁
- ○文化財防災センター(独立行政法人国立文化財機構)
- ○その他事業に関係する国の機関

【島根県】

- ○島根県教育庁文化財課
- ○その他島根県の関係部署

【県・市町村・その他】

- ○銀山街道沿線市町等連絡協議会(行政中心の団体):石見銀山街道(大田市~尾道市)の関係市町及び国の関係機関(河川国道事務所等)、関係する県・団体
- ○銀の道広域連携実行委員会(民間主体の団体)
- ○日本遺産(神楽)の関係市町

【大学等研究機関及び学識経験者等】

- ○これまでに文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用に関わっている大学等研究 機関(学識経験者)、及びその他専門家
- ○今後、文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関(学識経験者)

第2節 地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制

美郷町では、美郷町第1次及び第2次長期総合計画において「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」を基本理念に掲げている。文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域ぐるみ(地域社会総がかり)で取り組んでいくため、次頁のような体制の構築を目指す。

地域ぐるみで文化財の保存・活用を推進する母体として、「美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会」を発展的に再構築し、新たに「美郷町歴史文化のまちづくり推進協議会」 (仮称)の設置を検討する。これは文化財の所有者、関係する住民・地域団体等、学識経験者、行政、関係機関等の情報交換と共有化、交流・連携、そして協働の取組を推進する協議の場となる。また、個別・具体の取組に対して迅速・的確に対応することが求められる場合には、必要に応じて部会・プロジェクトチーム等の設置に柔軟に対応する。

こうした体制のもとに、文化財の所有者等や行政に加え、住民・地域団体等、更には町外の人々・団体を含め、多様な主体の協力・参加により、文化財の価値の共有化を進めつ つ、未指定を含む文化財の保存・活用を進める。

さらに、地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制の構築につながるリーディングプロジェクト的な取組として、次の新規の措置を位置づけ、住民・地域団体等と行政の協働の取組を推進し、全町的な観点から地域・地区に波及させる。

1-1-1 住民調査員による文化財把握調査の実施(2-2-1、5-1-1と連動)

・住民調査員による調査の仕組み・体制を確立し、人材の育成・確保を行いつつ、住民 が主体となった調査を進め、その成果を整理・活用するとともに、こうした調査の輪 を広げる。

2-4-4 地域資料整理室(仮称)の確保・整備

- ・未指定を含めた文化財の供託等に対応できる収蔵・保管場所の確保・整備においては、 少なくとも1か所は、古文書を読む会等と連携し、収蔵・保管資料の整理や調査研究 等の場となる地域資料整理室(仮称)としての活用を図る。
- ・地域資料整理室(仮称)は、子どもたちを含め、住民等が気軽に立ち寄ったり、情報 を持ち寄ったり、学んだり、発見したりできる環境の確保に努める。

4-1-2 先導的関連文化財群 (石見銀山街道と江の川関連) の具体化

- ・行政だけでなく、住民・地域団体等が主体となった先導的関連文化財群「銀山街道と 江の川の交流・交易の遺産」に関する様々な取組を行い、関連文化財群を通じた地域 の魅力づくり、活性化(まちづくり)につなげる。
- ・こうした取組を他の関連文化財群の設定と活動に波及させ、各地域・地区及び町域全体での魅力づくり、活性化(まちづくり)につなげる。

4-2-2 先導的文化財保存活用区域(小原地区)の具体化

・粕渕(小原地区)において、まちめぐりや季節ごとの行事、地区の歴史文化の掘り起 こしと保存・活用、まちの清掃美化や修景、案内板・説明板を含めたガイダンス機能 の充実などに取り組み、歴史文化を活かした地区の魅力づくり、活性化(まちづくり) につなげる。

・先導的文化財保存活用区域としての小原地区での取組を、他地区に波及させる。

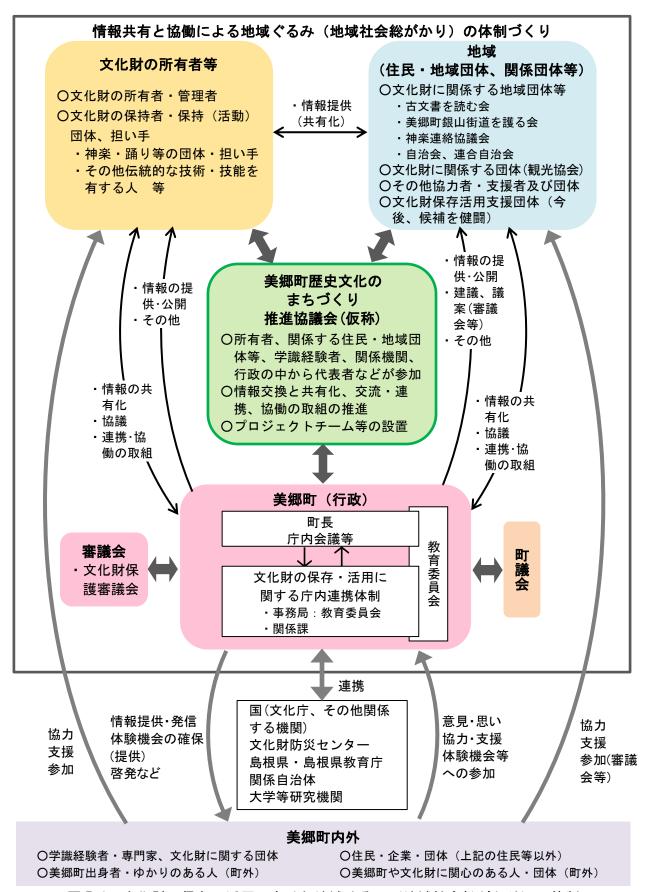


図 7-1 文化財の保存・活用に向けた地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制

第3節 計画の進行管理と体制

本計画に関わる措置を具体化し、効果を発揮させるためには、的確な計画の進行管理が求められる。

その方法としては、毎年度又は前期・中期・後期の節目の段階で、措置の経過観察を行いつつ、その結果をPDCAサイクルに反映することとする。その手順としては、次の3つの段階が考えられる。

これらのうち段階1は、原則、毎年度、措置の実施の有無及び実現状況を確認することになる。

段階2は措置を実施した年度において、該当する措置に関して妥当性・効果の確認及び 評価を行うことになる。

段階3は、措置が目標に寄与するためには、時間(期間)を要すことが想定されることから、原則、前期・中期・後期の最終年度に寄与の状況等を把握する。

段階1:措置の実現状況の確認(点検)

- ・措置の実施の有無、実現状況の把握。
- ・実施していない措置の確認、理由の整理。
- ・実施の有無だけでなく、状況・内容も把握し、段階2につなぐ(効果の判断材料)。

段階2:実施した措置の妥当性・効果の確認及び評価

- ・実施した措置は円滑・適正に進められているかの確認・評価。
- 効果の確認・評価。
- 円滑に進んでいる又はその逆の場合の要因の検討。
- ・効果が発揮できている要因又はその逆の場合の要因の検討。

段階3:目標への寄与と改善点・課題の把握

- ・目標への寄与の状況を分析する。
- ・評価できる点を見いだす。
- ・改善点を見いだす。
- ・積み残した課題、新たな課題を検討・把握する。

また、各段階の結果については、PDCAサイクルの考え方を活用しつつ、適宜、措置の効果的な実施や改善、更には計画の見直し、改定につなぐ。

措置の評価などについては、庁内だけでなく、美郷町文化財保護審議会や前記の「美郷町歴史文化のまちづくり推進協議会」(仮称)、その他の外部の意見把握(外部評価)を検討する。

資料編

資料 1 計画作成の体制

資料2 計画作成の経過



資料1 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会を設置し、協議を行うとともに、美郷町文化財保護審議会における意見の把握と計画への反映に努めた。

また、文化庁(文化資源活用課)及び島根県(教育庁文化財課)の助言・指導をいただいた。

■美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会 名簿

※敬称略

	委員	所属	分野	備考
1	仲野 義文	石見銀山資料館	文献	本委員会の委員長
2	会下 和宏	国立大学法人 島根大学	考古	
3	板垣 貴志	国立大学法人 島根大学	近代史	
4	大草 智子	美郷町教育委員会	教育面活用	
5	三上 利三	古文書を読む会	地元	
6	西原 真公	銀山街道を護る会	地元	
7	野村 眞	文化財保護審議委員会	審議委員	本委員会の副委員長
8	藤原 修治	文化財保護審議委員会	審議委員	
9	倉橋 勝二	文化財保護審議委員会	審議委員	
10	三上 利三	文化財保護審議委員会	審議委員	
11	林 朋宏	美郷町観光協会	観光面活用	
12	波多野 雅	美郷町小中学校校長会	教育面活用	
13	田中 義昭	島根大学元教授	アドバイザー	

■文化庁・島根県

長尾 充 文化庁文化資源活用課 主任文化財調査官

是田 敦 島根県教育庁文化財課 課長補佐

■事務局

阿川 俊治 美郷町教育委員会 教育長

旭林 修範 美郷町教育委員会 教育課長

岩谷 知広 美郷町教育委員会 課長補佐

平井 暁 美郷町教育委員会

宮口 彩佳 美郷町教育委員会 主任

資料2 計画作成の経過

1 作成の経過

本計画の作成に際しては、令和4年度(2022)から令和5年度(2023)において、合計4回の 美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会を開催するとともに、美郷町文化財保護審議会に おいて本計画について意見を聴取し、計画への反映を図った。

また、令和4年度(2022)には5地域においてワークショップを開催し、未指定文化財や文化財の保存・活用に関する住民の意見を把握し、未指定文化財リストなどに反映した。

■計画作成の経過(一覧)

■計画TF成の程通(一見) 年月日 内容 備考						
		内容	備考			
	7月25日(月)	美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会				
(2022)		(第1回)				
	11月30日(水)	文化庁協議(WEB会議)	文化庁、島根県、美			
			郷町教育委員会			
	2月13日(月)	美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会				
		(第2回)				
	1月17日(火)	ワークショップ:君谷地区				
		場所:君の谷農村塾				
	1月18日(水)	ワークショップ:潮・曲利地区				
		場所:潮公民館				
	1月19日(木)	ワークショップ:吾郷地区				
		場所:吾郷公民館				
	1月20日(金)	ワークショップ:別府地区				
		場所:悠花の郷				
	1月25日(水)	ワークショップ:粕渕地区				
		場所: 粕渕公民館				
令和5年度	7月20日(木)	美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会				
(2023)		(第3回)				
	9月1日(金)	文化庁協議(WEB会議)	文化庁、島根県、美			
			郷町教育委員会ほか			
	11月15日(水)	文化庁調査官、現地確認及び協議	文化庁、島根県、美			
	~16 日 (木)		郷町教育委員会ほか			
	11月26日(火)	ワークショップ:粕渕地区	第2回目			
		まち歩き及び粕渕公民館での意見交換・作業				
	1月10日(水)~	パブリックコメント				
	1月31日(水)	閲覧場所:教育委員会、公民館、HP等				
	2月14日(水)	美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会				
		(第4回)				
令和6年度						
(2024)						
		国の認定				
		— · · · µ□· / L				

2 美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会の開催状況

美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会 (第1回)

日 時:令和4年(2022)7月25日(月)10時5分~11時50分

場 所:美郷町役場2階多目的室

出席者:委員・アドバイザー12人(うち1人はリモート)、島根県1人

<内容>

1 あいさつ

2 議顥

- (1) 文化財保存活用地域計画について
 - ①美郷町文化財保存活用地域計画作成員会 委員紹介
 - ②役員の選出
 - ③制度概要確認
- (2) 計画協議
 - ①実施スケジュール(案)について
 - ②計画書(素案)協議
 - 全体概要
 - ・序章~第3章 (素案) について
 - ③ワークショップ実施計画(案)について
- (3) その他



作成委員会(第1回)

美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会(第2回)

日 時:令和5年(2023)2月13日(月)10時~11時55分

場 所:美郷町役場2階多目的室

出席者:委員・アドバイザー13人、島根県1人

<内容>

- 1 あいさつ
- 2 議題
- (1) 計画協議
 - ①計画書(素案)協議
 - · 文化庁指摘事項
 - ・序章~第2章について
 - ・第3章~第4章 (素案) について
 - ②ワークショップ実施状況及び予定について
- (3) その他



作成委員会(第2回)

美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会(第3回)

日 時:令和5年(2023)7月20日(木) 13:30~15:00

場 所:美郷町役場2階多目的室

出席者:委員・アドバイザー12人、島根県1人

<内容>

1 あいさつ

2 議題

(1) 計画協議

①計画書(素案)協議

・序章~第4章の内容確認について

・第5章~第7章の内容確認について

②ワークショップ実施状況及び予定について

(3) その他: 今後の予定について

- ①文化庁協議
- ②作成委員会
- ③パブリックコメント
- ④完成予定



作成委員会(第3回)

美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会 (第4回)

日 時: 令和6年(2024)2月14日(水) 13:30~14:40

場所:美郷町役場2階多目的室出席者:委員8人、島根県1人

<内容>

1 あいさつ

2 議題

- (1) 計画内容承認について
 - ①美郷町文化財保存活用地域計画(案)
 - ・文化庁担当者現地確認 (11 月) における

指摘事項

- ・上記を踏まえた計画修正案
- ②パブリックコメント結果について
- (2) 今後の予定について



作成委員会の資料 (第4回)

美郷町文化財保存活用地域計画

令和6年(2024)6月

発行 島根県美郷町

編集 美郷町教育委員会(教育課 文化振興・文化財係)

〒699-4692

島根県邑智郡美郷町粕渕 168 番地

美郷町教育委員会 教育課

Tel: 0855-75-1217

Fax: 0855-75-1386